

世界遺産条約 採択40周年記念最終会合 報告書

2012年11月6日(火)ー8日(木) 京都

場所 国立京都国際会館
主催 外務省、文化庁、環境省、林野庁
協力 ユネスコ(国際連合教育科学文化機関) 世界遺産センター

世界遺産条約採択40周年記念最終会合の開催とその報告書の刊行にあたり

世界遺産条約は、人類にとって普遍的な価値を持つ文化遺産や自然遺産を守っていくことを目的として、1972年にユネスコ総会で採択されました。当初は20か国だった締約国も190か国に増え、世界遺産一覧表に記載されている世界遺産は962件（2012年11月現在）で、建造物や自然地域などのほか、文化的景観なども含まれるようになりました。世界遺産条約は、グローバルな規範として機能し、また遺産を保護するための国際協力や文化的多様性の理解などに貢献してきましたが、既存の世界遺産の適切な保全・管理の問題、多様な文化・価値を背景とした世界遺産一覧表記載の要件や基準の解釈のあり方、更には遺産を危機にさらすような開発の圧力や地域紛争や自然災害、保全に必要な資金や人材の不足などを抱え、採択から40年を経て世界遺産条約は重要な岐路に立っております。こうした状況を背景に、2011年11月7日、ボコバ・ユネスコ事務局長は、「世界遺産と持続可能な開発－地域コミュニティの役割」をテーマに、2012年を世界遺産条約の今後のあり方を幅広く議論している一年とすべく、世界遺産条約採択40周年の開幕を宣言しました。

日本は世界遺産条約に加盟して以来20年の間、1993年から1999年まで、そして2003年から2007年まで世界遺産委員会の委員国を務め、1998年には第22回世界遺産委員会を議長国として京都で開催するなど、世界遺産条約の運用等に積極的に関わってきました。2011年11月に再び世界遺産委員国に選出された日本は、こうした世界遺産条約の関与の一環として、日本における世界遺産条約採択40周年の各種会合、イベントの開催に加え、日本を含め、世界各地で行われたさまざまな会合やイベントを締め括る世界遺産条約採択40周年記念最終会合を、ユネスコの協力の下、日本政府主催にて、11月6日～8日、京都において開催いたしました。

ボコバ・ユネスコ事務局長を初めとするユネスコ関係者、締約国政府関係者、専門家など、61カ国から約600人が参加したこの京都会合では、世界遺産条約の過去から現在、将来に至るまでの幅広い議論が3日間にわたり展開されました。その成果として、将来の世界遺産条約のあり方を示す「京都ビジョン」や将来を担う若い世代による「ユースステートメント」の発表など、様々な成果を得ることができました。この報告書が京都会合の成果とともに今後の世界遺産条約にかかる議論や運用に貢献していくことを心から期待しています。

最終会合議長
外務省文化交流担当大使
西林 万寿夫

西林 万寿夫

目次

04		会議風景
08		プログラム:会議日程詳細(11/6～11/8)

12 ■ 開会セッション

12		開会の辞
13		挨拶

20 ■ 第1セッション

20		記念講演
----	--	------

28 ■ 第2セッション 世界遺産条約の歩み

28		基調講演「世界遺産条約40年の歩み」
36		ユースステイトメント
37		パネルディスカッションA 世界遺産の諸課題への取り組みについて

46 ■ 第3セッション 世界各地の40周年記念行事報告

50 ■ 第4セッション 世界遺産条約の現在

50		「未来のための条約の今:持続可能な開発と防災・復興に関する新たな問題」
55		パネルディスカッションB 私たちの生活と遺産:世界遺産の持続的な開発と持続可能な開発のための世界遺産
66		パネルディスカッションC 防災、コミュニティと災害復興

72 ■ 第5セッション 世界遺産条約の将来

72		「1972年条約の将来へ向けた人材育成と国際協力」
76		「世界遺産条約:未来への提言」
80		パネルディスカッションD 条約の履行強化のための人材育成、条約への認識向上のための広報活動、 および遺産の保全とコミュニティをつなぐ持続可能な開発
90		パネルディスカッションE 国際協力とパートナーシップ: 世界遺産条約の履行における市民社会と公共・民間部門のパートナーシップの取り込み

102 ■ 40周年記念プレゼンテーション

102		「2015年以降の国際開発アジェンダにおける世界遺産条約」
106		世界遺産管理に関するベストプラクティスの顕彰
107		40周年記念書籍「世界遺産:国境を越えた恩恵」の発表
108		持続可能な観光支援アピール

109 ■ 閉会セッション

109		成果文書「京都ビジョン」の発表
-----	--	-----------------

110 ■ 成果文書

110		京都ビジョン
112		ユースステートメント

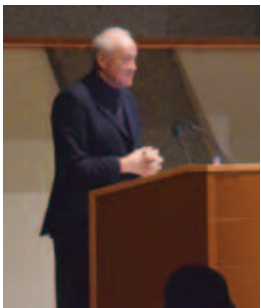
会議風景



40th
Anniversary
World Heritage Convention



会議風景



40th Anniversary
World Heritage Convention

Program

■11月6日(火)	
開会セッション	世界遺産条約採択40周年を記念して
開会の辞	西林 万寿夫 最終会合議長
挨拶	イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長 日本政府代表
第1セッション	記念講演
記念講演	「世界遺産と平和」 千 玄室 ユネスコ親善大使
ビデオ上映	「World Heritage around the Globe(地球上の世界遺産)」
記念講演	「1972年条約の再考」 ソック・アン 世界遺産委員会議長
第2セッション	世界遺産条約の歩み
基調講演	「世界遺産条約40年の歩み」 クリスティーナ・キャメロン モントリオール大学カナダ・リサーチ・チェア
ユースステートメント	ユースプログラム(11月2日～5日)の成果発表
パネルディスカッションA	世界遺産の諸課題への取り組みについて 座 長： 松浦 晃一郎 前ユネスコ事務局長 パネリスト：「これまでの40年の世界遺産の主要課題」 ベナード・フォン・ドロステ 初代世界遺産センター長 「国際法の視点から：「責任ある主権」モデルとしての世界遺産条約」 フランチェスコ・フランチオーニ 元世界遺産委員会議長、イタリア 「アフリカにおける世界遺産条約に関わる状態のバランス」 ドーソン・ムンジェリ ジンバブエ・ユネスコ常駐代表次席、ジンバブエ 「世界遺産条約の発展に関する歴史的考察」 ジェームス・ソーセル IUCNシニア世界遺産アドバイザー、カナダ 「小島嶼開発途上国からの視点」 アリッサンドラ・カミンズ バルバドス博物館長、バルバドス フランチェスコ・パンダリン ユネスコ文化担当事務局長補
第3セッション	世界各地の40周年記念行事報告
座 長：	キショー・ラオ
■ 世界遺産と持続可能な開発に係る会合(ブラジル、オウロ・プレット、2月)	
■ 地域間会議「世界遺産とともに生きる」－欧州およびアフリカ(ノルウェー、レーロース、5月)	
■ 国際会議「アフリカにおいて世界遺産とともに生きる」(南アフリカ、ヨハネスブルク、9月)	
■ 国際シンポジウム「アジアの世界遺産サイトの保全管理のためのコミュニティ参画」(韓国、扶余、9月)	
■ アラブ世界の考古学と文化遺産第20回会議(アルジェリア、アルジェ、3月)	
■ 「世界遺産ボランティア2012：領域と国境を超えて」の報告(ビデオ上映)	

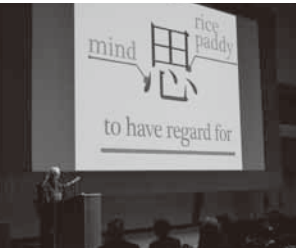
■11月7日(水)	
第4セッション	世界遺産条約の現在
「未来のための条約の今：持続可能な開発と防災・復興に関する新たな問題」 ジョージ・アブング オケロ・アブング世界遺産コンサルタントCEO、ケニア	
パネルディスカッションB	私たちの生活と遺産：世界遺産の持続的な開発と持続可能な開発のための世界遺産 座 長： デイビッド・シェパード 太平洋環境計画(SPREP)事務局長、オーストラリア、サモア パネリスト：「世界遺産の持続的な保全か、持続可能な開発のための世界遺産か」 グスタヴォ・アローズ ICOMOS会長
「アフリカの世界遺産：持続可能な開発の制約となるか、好機となるか」 イシャンロセン・オディアワ アブバカル・タファワ・バレワ大学講師、ナイジェリア	
「知床世界自然遺産地域における持続可能な観光のマネジメントー参加型アプローチによるイノベーション」 敷田 麻実 北海道大学観光学高等研究センター教授	
「持続可能な開発における文化遺産保全の役割」 ラナ・アミタマセビ 世界銀行 都市開発スペシャリスト	
「持続可能性を追求するラーニングモデルとしての世界遺産の役割」 稲葉 信子 筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻専攻長	
ラザール・エルンドゥ・アソモ ユネスコ世界遺産センター アフリカ課長	
パネルディスカッションC	防災、コミュニティと災害復興 座 長： ティム・バッドマン IUCN世界遺産プログラム長 パネリスト：「アンコール遺跡：1972年条約の適用から20年」 ロス・ボラット 世界遺産国内委員会委員長、カンボジア
「防災と災害復興－地域社会とともに」 大和 智 文化庁文化財鑑査官	
「バーミヤンと文化遺産の景観」 ハビバ・サラビ アフガニスタン バーミヤン州知事	
「自然保全が自然災害における防災・減災及び災害からの復興に果たす役割」 熊谷 嘉隆 IUCN 世界保護地域委員会(WCPA)東アジア地域委員長	
「文化遺産の災害危機管理における人材育成：その機会と課題」 ロビット・ジキャス ユネスコ・チェア、立命館大学歴史都市防災研究センター特別招聘教授、インド	
ジョヴァンニ・ボッカルディ ユネスコ世界遺産センター 持続可能な開発/減災/人材育成担当	

Program

第5セッション		世界遺産条約の将来
		「1972年条約の将来へ向けた人材育成と国際協力」 ムニール・ブシュナキ ユネスコ事務局長特別顧問、ICCROM事務局長特別顧問、アルジェリア
		「世界遺産条約：未来への提言」 キショー・ラオ ユネスコ世界遺産センター長
パネルディスカッションD		条約の履行強化のための人材育成、条約への認識向上のための広報活動、 および遺産の保全とコミュニティをつなぐ持続可能な開発
座 長：		西村 幸夫 日本ICOMOS国内委員会委員長
パネリスト：		「持続可能な開発とその維持－コミュニティの持続可能な生活と文化遺産の持続可能な保全」 タマシュ・フエイエルディ 元世界遺産委員会議長、ハンガリー
		「世界遺産条約の将来」 グレッグ・テリル オーストラリア環境省 遺産・野生生物部 次官補、オーストラリア
		「世界遺産に係わる人材育成の矛盾：新たなパラダイムに向けて」 ガミニ・ウィジェスーリヤ ICCROM プロジェクトマネージャー
		「世界遺産条約の主要概念の推進」 岩槻 邦男 人と自然の博物館館長
		「コミュニティと世界遺産：マラケシュの事例」 アーメド・スクンティ 人類学者、国立文化遺産・考古学研究所 (INSAP)、モロッコ
パネルディスカッションE		国際協力とパートナーシップ： 世界遺産条約の履行における市民社会と公共・民間部門のパートナーシップの取り組み
座 長：		近藤 誠一 文化庁長官
パネリスト：		「アフリカにおけるパートナーシップと課題」 ウェバー・ンドロ アフリカ世界遺産基金事務局長、南アフリカ
		「世界遺産環境保全と企業の国際貢献」 小川 理子 パナソニック株式会社ブランドコミュニケーション本部CSR・社会文化グループマネージャー
		「ジャガー・ルクルト社と世界遺産海洋プログラム」 ステファノ・ボッシ ジャガー・ルクルト 日本マーケット ブランドCEO
		「世界遺産をお茶の間に～世界遺産センターと二人三脚～」 小川 潤 TBS 国際部部長
		「世界遺産と持続可能な観光」 ルイジ・カブリーニ 世界観光機関 (UNWTO) 持続可能な観光発展部長
		「地域からグローバルに広がるパートナーシップ：世界遺産サイトにおける小規模グラント・プログラムCOMPACTの10年間」 デルフィン・ガナピン Jr. 国連開発計画 (UNDP) 地球環境ファシリティ小規模グラント・プログラムグローバルマネージャー
		「境界を超えた利益：世界遺産地域におけるパートナーシップの確立」 吉田 正人 IUCN日本委員会会長
		「パートナーシップとは：ブータンの文化遺産保護法の草案作成の経験から」 河野 俊行 ICOMOS執行委員会委員
		ヴェスナ・ヴィジッチ＝ルガシ ユネスコ世界遺産センター コミュニケーション/教育/パートナーシップ担当

■11月8日(木)

40周年記念プレゼンテーション	
「2015年以降の国際開発アジェンダにおける世界遺産条約」 フランチェスコ・バンダリン ユネスコ文化担当事務局長補	
世界遺産管理に関するベストプラクティスの顕彰	
「世界遺産：国境を越えた恩恵」 40周年記念テーマである「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」に関する書籍の発表	
持続可能な観光プログラムに対する支援アピール	
閉会セッション	
成果文書「京都 ビジョン」の発表 閉会の辞	



40th Anniversary
World Heritage Convention

開会セッション:世界遺産条約採択40周年を記念して

開会の辞

西林 万寿夫
最終会合議長



イリーナ・ボコバ事務局長、ソック・アン世界遺産委員会議長、千玄室ユネスコ親善大使、松浦晃一郎前ユネスコ事務局長、そしてご来場の皆様、おはようございます。本日は皆様、ようこそお越しいただきました。この度、本会合の総合議長役を務めさせていただきます、外務省文化交流担当大使の西林でございます。よろしくお願い致します。

世界遺産条約が採択されて40年の節目の年に当たる本年、世界各地において、様々な記念行事が開催されてまいりました。その締めくくりとなる記念最終会合を日本において開催できますことを、大変うれしく思っております。本会合は、世界遺産条約の事務局でもあるユネスコのご協力の下、準備を進めてまいりました。

本日はお忙しい中、ユネスコよりイリーナ・ボコバ事務局長にご出席いただき、大変光栄に存じます。また、来年6月にカンボジアでの開催が予定されております、世界遺産委員会で議長を務められるソック・アン・カンボジア副首相にもご夫人と共に御越しいただいております。さらに、本年3月にユネスコ親善大使にご就任されました、15代茶道裏千家家元でいらっしゃる千玄室様、また、ユネスコの改革・発展に大きな功績を残された松浦晃一郎前ユネスコ事務局長様、及び、日本国内でユネスコの活動に深く関わっておられる方々のご出席をたまわることができました。

そして世界各国から、また日本国内でも様々な地域から、遠路にもかかわらず、またご多忙の中お越しいただきました皆様お一人お一人にも心より感謝申し上げます。特に、リトアニアからはゲルーナス文化大臣、タイからはピチャヤ・プーカマン天然資源環境政務官がご出席くださっておりますので、この機会にご紹介申し上げます。

日本が誇る世界遺産の一つであるここ京都の地で本会合を開催するに当たりましては、地元京都の関係者各位による京都実行委員会に多大なるご協力をいただいております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

採択40周年を迎えた世界遺産条約が50周年、またさらにその先まで大きな役割を果たし続けるよう、皆様方と共に明後日までの3日間、世界遺産条約の過去・現在・未来について考えてまいりたいと思います。

それではこれより、世界遺産条約採択40周年記念最終会合を開催致します。

挨拶

浜田 和幸
外務大臣政務官



ボコバ・ユネスコ事務局長をお迎えし、また、さらには来年カンボジアで世界遺産の会議が開かれることもありまして、ソック・アン副首相にも奥様と共にご参加をいただきました。また、先ほどご紹介もありました、本年3月にユネスコ親善大使にご就任いただきました千玄室様にもお越しいただいております。そして、ユネスコの前事務局長松浦様も。そして多くの世界遺産に関心を持ち、これまで尽力されてきた方々をお迎えでき、主催者の外務省と致しましても心から感謝の意と歓迎の意を伝えたいと思います。

今年で世界遺産条約採択から40年がたちました。その最終会合ということでございますけれども、これだけたくさんの方々内外からお集まりいただき、英知を結集して世界遺産の過去・現在・未来について、皆様方が熱い議論をされることを心から期待しております。

思い起こせば今年の2月。まだ雪が残る岩手県一関で、ちょうどボコバ事務局長もお越しいただきまして、40周年の開会宣言をさせていただきました。その折、ボコバ事務局長は平泉におきまして、世界遺産登録認定書の授与式にもご参加いただきました。こうした東北地方でのユネスコの活動、これは本当に、昨年3月11日の大震災で大きな被害を受けた東北の方々にとって勇気を与えるものでありましたし、希望の灯火をともしていただいたものとあらためて深く感謝の意をこの場を借りてお伝えしたいと思います。

世界各地で、今年は40周年を記念する世界遺産の様々な催し物が開かれておりますけれども、集大成するのが今回の会合だと位置付けられております。これまでの様々な実績も踏まえた上で、今どのような課題がわれわれの前に横たわっているのか。そして、そういう課題をどう乗り越えていくのか。未来に向けて、大きな皆様方の英知をこの場で結集していただきたいと思います。最終日には、「京都ビジョン」と題しまして、これからの次の世代にバトンタッチできる世界遺産のための戦略を皆様方でおまとめいただくと考えておりますので、心から期待している次第であります。

人類共通の遺産である文化遺産、自然遺産、そういったものについて、多くの専門の方々がこの場に集われているということは、京都国際会館は46年の長い歴史がありますけれども、大変素晴らしい機会だと思っております。この会場では、これまでも実に多くの日本やアジア、世界の外交、そして国際関係の在り方を決定付ける、そういった催し物が数多く執り行われてきました。今回、採択40周年記念最終会合もそういった意味で新たな京都に、歴史に刻むイベントになることを強く確信しております。

また、来年6月にはカンボジア・プノンペンにおきまして、世界遺産委員会が開かれます。その議長、ソック・アン副首相もお越しいただいておりますけれども、来年の会議が必ずや成功することを心から祈念致しております。また、最前列にいらっしゃいます、千玄室裏千家前家元、本年3月にユネスコ親善大使にご就任いただき、本当にありがとうございます。これまでも様々な世界で、日本文化の紹介のために尽くしてこられましたけれども、今後はますます世界遺産の重要性について情報発信活動を続けていただきたいと思います。

今回そういった意味では、京都というまさに世界遺産の象徴的な場所、多くの方々にも今の秋真っ盛りでございますけれども、ぜひ秋の京都を満喫していただきたいと思います。この会合を様々な形で企画・運営のためにご尽力をいただきましたユネスコの世界遺産センターの皆様方、そして、地元京都の市長もお越しですけれども、京都実行委員会の皆様方のご尽力に対して、あらためて感謝の意を表明したいと思います。

京都と言えば、つい最近IPS細胞の山中教授のノーベル賞。これは、今年だけではなく、振り返ってみると湯川秀樹先生のときから京都という土地柄、自然、そして文化の豊かさ、そういうものが本当に多くの英知を養ってきた、培ってきた土地柄だと思います。まさに、京都の地は自然と文化の美の結集する場所ではないかと思います。ぜひ、これから3日間の会合が皆様方のお力添えをいただいて、新しい時代を切り開く素晴らしい機会になるように祈念致しまして、お祝いと開会の御挨拶に代えさせていただきます。ぜひ、皆様方の熱心なご議論を世界に向けて、この京都から発信していただきたいと思います。

開会セッション:世界遺産条約採択40周年を記念して

挨拶

松本 大輔
文部科学副大臣



ご紹介いただきました、文部科学副大臣の松本大輔と申します。

私が、こうして本日、ボコバ・ユネスコ事務局長閣下、そして世界遺産委員会議長でいらっしゃいますソック・アン・カンボジア副首相閣下、世界各国、そして日本各地からたくさんの皆様においでいただき、こうしてご挨拶をさせていただきますこと、また、わが国において世界遺産条約採択40周年記念最終会合を開催できますことを、大変光栄に思っております。この機会に、文化遺産の保護など、わが国の文化行政を担当する文部科学省を代表して、一言御挨拶を申し上げます。

わが国は、戦後間もない1950年に文化財保護法を制定し、わが国の有形・無形の文化遺産を後世に守り伝えようとして、官民挙げて文化遺産の保護に取り組んでまいりましたが、これはまさに、ユネスコの人類共通の財産の保護を図ることを目的とした世界遺産条約の精神に通じるものがあります。

それから歳月が経過し、世界遺産条約は、わが国の文化遺産の保護、更には、地域社会の活性化に大きな影響を与える存在になっています。昨年の第35回世界遺産委員会で、わが国の16番目の世界遺産として登録された「平泉―浄土を表す庭園・建築及び考古学的遺跡群」が、東日本大震災の被災地である東北地方の方々のみならず、全国民に勇気と希望を与えたことは、記憶に新しいことです。

世界に目を転じて、世界遺産条約は190カ国という多数の締約国を有し、世界各地に所在するさまざまな遺産の保護のために重要な役割を果たす、大きな成功を収めた条約となっています。これはユネスコを始め、各国政府、あるいは世界各地の専門家のたゆまざる努力の結果であります。

わが国としても、これまで培ってきた文化遺産保護に関する技術、経験、あるいは国際交流の中で育んできた人的ネットワークを生かし、今後とも、世界中に存在する人類共通の貴重な財産である世界遺産の保全に、一層貢献していく所存です。

さて、世界遺産条約の将来を展望しますと、地球全体の持続的な開発に貢献する役割が認識されるようになっていきます。今回の会合では、その大きなテーマである世界遺産と持続可能な開発・地域社会の役割に沿って議論が行われることとなります。私としては、遺産の保全を通じて、地域の持続的な開発を目指すためには、Capacity buildingの充実、とりわけ若い人の意識の向上が不可欠であると考えます。現在、ユネスコを中心に推進されている、持続可能な社会を構築する担い手を育むESD (Education for Sustainable Development) も、この意味で重要であり、「わが国においてESDに関するユネスコ世界会議」を、2014年11月に開催し、「国連ESDの10年」の取り組みを振り返るとともに、2014年以降の展望を示すこととしています。

今日からの3日間の会合は、世界遺産と持続可能な開発のテーマの下、世界遺産条約が採択された当時のこと、それから40年が経過し、現在行われているさまざまな取り組み、その中で浮かび上がってきている課題、更には、それらを解決していくために必要な手法、課題を乗り越えて向かうべき将来のビジョンについて、新たな方向性を示す重要な機会になると確信しています。

ユネスコ憲章は、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と謳っています。世界遺産条約は、まさに、世界の国々が文化遺産の保護という具体的作業を通じて、「人の心の中に平和の砦を築く」取り組みそのものであります。

世界遺産条約がこれからも、人類共通の貴重な財産である世界遺産を守る礎であり続け、世界の平和のために大きな役割を果たし続けることを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

挨拶

梶原 康弘
農林水産大臣政務官



農林水産大臣政務官の梶原康弘と申します。世界遺産条約採択40周年記念最終会合の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日ご出席のボコバ・ユネスコ事務局長をはじめ、ユネスコ関係者の皆様、ソック・アン議長をはじめ締約国の皆様、諮問機関の皆様、国内外の専門家の皆様、世界遺産関係者の皆様におかれましては、日頃から世界遺産条約、並びに世界遺産の発展にご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界遺産条約は本年、採択40周年目を迎えました。本条約が、人類共通の宝である世界の自然遺産や文化遺産の保護、あるいはそれを通じた自然や文化の多様性への相互理解などに果たしてきた役割は非常に大きなものであり、これまで本条約に携わられてきた全ての皆様に、改めて敬意を表します。

本年は、わが国が世界遺産条約を批准して、20周年にも当たります。この間、わが国には四つの世界自然遺産が誕生致しました。1993年に登録され、来年20周年を迎える屋久島、白神山地。2005年に登録された知床。2011年に新たに登録された小笠原諸島であります。この四つの世界自然遺産の陸域の95%が、私ども農林水産省の林野庁が管理する国有林野であります。いずれも、森林生態系保護地域に設定し、厳格な保護・管理を行っております。また、現在、世界文化遺産に推薦中である富士山についても、構成資産面積の9割が森林であり、特に静岡県側の森林の96%が国有林野となっており、適切な森林整備を通じて、富士山の森林景観の維持・向上に努めております。

林野庁が管理する国有林野は、わが国の森林面積の約3割、国土の約2割を占め、主に、奥地脊梁山地に広く分布し、豊かな景観や原生的な森林生態系、貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されております。国有林野事業では、今から約100年前の1915年に保護林制度を発足させ、こうした貴重な森林を保護林に設定し、保護・管理に努めて参りました。

2011年度末の時点で、保護林の総面積は、国有林野面積758万ヘクタールの1割以上に当たる、約90万ヘクタールにのぼります。加えて、複層林施業など、公益的機能を発揮させる施業や野生動植物の移動経路を確保することにより、種の保全や遺伝的な多様性を確保するための「緑の回廊」を設定致しております。また「国民の森林 国有林」をキャッチフレーズに掲げ、森林レクリエーションの場の提供、地域の方々との連携・協働による森林生態系の保全・再生、森林環境教育等の取り組みを進めております。こうした取り組みは、世界遺産条約40周年に当たり設定されたテーマ、「世界遺産と持続可能な開発、地域社会の役割」にも合致するものであると考えております。

農林水産省と致しましては、今後も国有林野の適切な管理経営を通じて、世界遺産地域をはじめとした、わが国に残された貴重な森林生態系及び森林景観の保全、生物多様性の保全に努めてまいり所存でございます。

本最終会合では、世界遺産条約のこれまでの軌跡を振り返り、現在の課題を踏まえた今後の展望について議論されます。この最終会合が、世界遺産条約および日本の世界遺産の今後10年、さらにその先の未来における更なる発展に向けて、実り多きものになることを祈念するとともに、本日ご出席の皆様のご健勝を祈念致しまして、ご挨拶と致します。どうぞ遠来の皆様には、日本の素晴らしい自然をお楽しみいただきますようお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきますと思います。

開会セッション:世界遺産条約採択40周年を記念して

挨拶

星野 一昭
環境省大臣官房審議官



ボコバ・ユネスコ事務局長閣下、世界遺産委員会議長のソック・アン・カンボジア副首相閣下初め、世界各地から本会合に集われた皆様、日本へようこそおいでくださいました。わが国で世界自然遺産を担当している環境省を代表して、御挨拶を申し上げます。

日本は、四方を海に囲まれた島国であり、亜寒帯気候に位置する北海道から亜熱帯気候に位置する沖縄まで、南北3千キロにわたる変化に富んだ自然環境を有しています。わが国でこれまでに登録されている4ヶ所の世界自然遺産も、冬には流水が押し寄せ海と陸の豊かな生態系を有する知床、冷温帯の豊かなブナ林に覆われた白神山地、樹齢千年を超えるスギが林立する屋久島、太平洋の孤島で生物が独自の進化を遂げた小笠原諸島と実に多様であります。

今回の会合は、「世界遺産と持続可能な開発:地域社会の役割」をテーマに開催されますが、ただ今、御紹介したわが国の4つの世界自然遺産地域では、科学的知見に基づく保全管理を地域の参画と合意により実現することを目指しています。このため、国などの遺産の管理機関は、科学者などの専門家で構成される科学委員会からの助言を得るとともに、関係する自治体と地域の様々な団体が構成される地域連絡会議などでの議論を通じて、地域社会との合意形成に取り組んでいます。

このような専門家と地域社会の連携による遺産地域管理は、地域社会との協働のあり方の一事例として、今回の会合でも参考になるものと確信しています。

ところで、わが国では5番目の世界自然遺産として、北東アジアから東南アジアへの移行帯に位置する奄美・琉球諸島の登録を目指しており、来年1月には、暫定リストを提出すべく作業を進めております。奄美・琉球諸島の多様で固有性の高い生態系を、まさに人類の遺産として後世まで伝えていきたいと考えておりますので、皆様の御支援を是非とも賜いたいと思っております。

最後に、参加者の皆様の活発な議論を期待し、本会合が実り多きものとなるよう心より祈念し、私からの御挨拶とさせていただきます。

挨拶

イリーナ・ボコバ
ユネスコ事務局長



ユネスコ世界遺産委員会議長でいらっしゃいます、ソック・アン・カンボジア副首相、この最終会合の議長を務められます西林大使、アリッサンドラ・カミンズ・ユネスコ執行委員会議長、私の友人である松浦晃一郎前ユネスコ事務局長、千玄室ユネスコ親善大使、浜田外務大臣政務官、松本文部科学副大臣、梶原農林水産大臣政務官、星野環境省審議官、大臣、副大臣、知事、市長、大使、諮問機関の代表者の皆様。この場には素晴らしい方々が多数いらっしゃっています。世界遺産の保護および保全に尽力しておられる市民社会や学界を代表する専門家の皆様にも、お一人お一人に感謝申し上げたいと思っております。

この世界遺産条約採択40周年記念最終会合に出席することができ、大変光栄に思っております。また、この機会に今年2度目の日本訪問を果たせましたことは特別な喜びです。浜田政務官には、2月に平泉で行われた非常に象徴的な行事に出席させていただいたときのことに触れていただき、感謝申し上げます。あれは40周年記念開幕式典の折でしたが、その際に平泉の世界遺産登録認定書を授与させていただき、大変光栄でした。災害から立ち直る場合、この場合はあの地震と津波による壊滅的な災害から立ち直る場合のことですが、遺産というものがいかに地域の皆様やコミュニティにとって重要であるか、そして、いかに皆様の癒しとなるものであるかを証明する象徴的な授与式でした。この場をお借りしまして、2月の40周年記念の開幕式典とこの最終会合の開催に対する日本の全般的なご支援に対し、心よりお礼を申し上げたいと思います。日本からは、世界遺産条約に対し、長年にわたる格別なご支援をいただいております。このご尽力は、日本社会がもつ深い価値観を反映するものです。地域当局や商工会議所、観光局によって維持されている価値観です。日本のすべての国民の価値観と言えるでしょう。私はそのお一人お一人に感謝したいと思います。

皆様、この1年は世界遺産にとってどのような年だったことでしょうか。お祝いの年であり、喜びの年であり、そして、深い悲しみの年でもありました。世界各地で繰り返される文化遺産に対する攻撃がありました。本条約採択以来初めての世界的な祝賀行事が行われ、30ヶ国を超える締約国の貢献を得て、多数の行事や展示会、専門家会議、コンサート等が開催されました。しかし同時に、私たちは、マリやリビア、シリア、インドネシアにおける文化遺産の破壊行為を見てきました。紛争時には格好の攻撃的になってしまふという、文化遺産が負っている深い象徴的意義に気付かされました。私たちは、文化遺産のもろさと課題を目にし、その保護と保全を確実なものにしなければならないという必要性に直面しています。いかに力があろうとこうした課題に単独で立ち向かえる国など1つもないということを思い知らされます。

私たちは一緒になって前へ進んでいかなければなりません。そうでなければ、前進はありません。それがユネスコの役割です。私たち共通の遺産を保護するための活動を共有し、取り組みをつなぎ、促進を図り、これを実現するためのより優れた方法を推進して、各国および社会を支援するのです。世界遺産条約は、国際協力のモデルとなるものです。本条約は、それ自体が、次世代のために私たちが共有し、守らなければならない共通の遺産となっています。世界遺産が成功しているとなれば、それは今日のことであり、それは私たちが1つのアイデアによって感化され、1つにまとまっているためです。これは、一部の場所が私たちが共通の遺産として、ともに保護しなければならない歴史や文化の境界を越える普遍的価値を有するという、シンプルでありながらも非常に進化的なアイデアです。

1960年代、ユネスコはエジプトの砂漠にあるすべての神殿ひとつひとつの再建に協力しました。なぜなら、世界中の人々がまるで自分のことのように、これらの神殿を保護することに義務感を感じたからです。このとき、多くの人々が文化と開発、実のなる木と輝かしい歴史の痕跡、そのどちらを取るかで考えさせられました。ユネスコは、その両者を選択できることを証明しています。私たちは皆、このメッセージを40年以上にわたって伝え続けてきました。その過程で、市民社会や民間セクターとの強力なパートナーシップを構築してきました。今日、ここに多くのパートナーがいらっしゃいます。私は、世界中でこのメッセージを強力なものにするにあたり、特に諮問機関の役割を認識しています。

私たちは、遺産を保護し、先住民コミュニティや若者を含む地域のコミュニティを巻き込むための新たな方法を示しました。現在

開会セッション:世界遺産条約採択40周年を記念して

は世界中に文化を保護・促進するためのより効果的な公共政策があり、大学の修士課程も設置されています。本条約には、ほぼ全世界の国々が加盟し、現在までに962件が世界遺産に登録されています。これらすべての点を1つにして、新たな世界地図、平和と対話のための地図が描かれています。

今、私たちは様々な問題に継続的に対処していかなければなりません。私たちの最大の課題は、もはや神殿や石造遺跡を守ることではありません。気候変動、急速な都市化、マストツーリズムなどの問題や、経済発展、自然災害に対処することであり、また場合によっては、文化遺産を保護するための能力と資金の不足にも対処する必要があります。私たちは協力関係と資金供給モデル、新たなマネジメントアプローチ、様々な支持団体を確保するための新たな方法を考え、見出し、文化遺産の集会的保護に対する責任を感じなければなりません。また、私たちはモニュメントだけでなく、文化景観、史跡、越境遺跡といったより複雑な資産も保護するためのベストプラクティスを共有する必要があります。私たちはともに長い道のりを旅してきましたが、私たちの旅は非常にやりがいのある旅です。しかし皆様、40年という月日はまだ短く、成し遂げなければならないことは、まだまだたくさんあります。旅はまだ始まったばかりです。

皆様、本日私はハイチ人の詩人ルネ・ドゥペストルの美しい言葉を思い出しました。次のような言葉です。「京都でのある午後、桜の木陰で、私はまるでよめくような感覚を味わった (Un après-midi de Kyoto, dans l’espace d’un cerisier, me voici hissé tout en haut de l’ivresse d’exister.)」今年は活発な交流が行われております。セミナーや円卓会議、フィールドレッスンの結果、私たちは、私たちの取り組みの効果を測り、うまく行っている事柄とあまりうまく行っていない事柄に直面しました。そして、少なくとも3つの主要な優先課題が明らかになりました。

1つは、専門的なトレーニング、そしてベストプラクティスの共有を通じて世界遺産リストに遺産に登録する前・その最中・その後、に常に対話を行うことにより、すべての加盟国の能力を強化することです。世界遺産委員会は、遺産の分野におけるベストプラクティスを推進するためのイニシアチブを開始しています。フィリピンのビガン歴史都市が³、効果的かつ持続可能な管理のモデル地区に選ばれたことを発表でき、大変うれしく思います。世界各地で、文化および遺産が持続可能な開発に果たす役割を主張する声が高まっています。私たちはともに、こうした声が伝わって交渉の場に届き、2015年以降の開発アジェンダに盛り込まれるよう支援しなければなりません。そして、それは今行わなければならないことです。また、すべてのユネスコの加盟国がニューヨークにおいて、このメッセージを大きな声ではっきりと伝えてくださることを期待しています。

もう1つの大きな優先課題は、遺産の管理に対する先住民や若者を含む地域自治体のさらなる関与です。効果的な保護も、持続可能な開発も、外の国が押し付けるべきものではありません。これらは地域住民自身の中から湧き起こり、そして、住民の行動や遺産の日常、遺産を取り巻く人々に根差さなければならないものです。40周年のテーマは、「持続可能な開発に対する地域社会の役割」でした。

皆様、私たちは地域の社会を動員する実験の場としての世界遺産の姿を見てきました。地域社会には、解決策とゆとりがあります。これは、これらの遺産の将来に向けた大きな希望、大きな可能性だと言えるでしょう。また、こうした動員には、遺産の保護に資金を投じてもらえるよう、地域のビジネスも巻き込んで行かなければなりません。

3番目の優先課題は、恐らく最も重要なものですが、それは本条約の信頼性の確保です。私たちは、祖先から遺産を受け継ぎ、それをそのままの状態で維持しなければなりません。そして、さらに言えば、後の世代のためにそれを強化しなければなりません。最近、多数の気がかりな開発がその信頼性に疑問を投げかけています。私たちの誰もがそのような開発を受け入れることはできません。私たちには、加盟国、事務局、世界遺産センターおよび諮問機関の間におけるいわゆる新たな協定、透明性とコンプライアンス、協力に基づいた協定が必要で、そうなのです、皆様。世界遺産とは、私たちが言語や文化、バックグラウンドの違いを越えて、より良い未来に対する同じ夢、同じ願いを共有するという考えにおいて、私たちを向上させ、私たちを結び付けてくれる存在なのです。

それぞれの遺産は、その多様性において、あらゆる人から理解されるメッセージを伝えています：「私たちの運命はつながり合っている」。このメッセージは、これまで多くの帝国の誕生と滅亡を見てきたカルタヘナの石造遺跡に刻まれているものです。このメッセージは、インカ・アンデスの石碑にも、シルクロードに沿った中央アジアの文化的景観にも刻まれています。これは、世界遺産センターが今日発表します、非常に美しい本に記載されています。ここにお持ちしていますので、お見せしたいと思っています。私たちは、このメッセージのようになるでしょうか？私たちは、そうならなければいけませんし、そうなることができます。私たちは残念ながら

ら、不安定で不寛容な時代に生きていますが³、私たちの遺産は、私たちがお互いにより理解し合い、固定観念や偏見と戦えるよう助けてくれる平和維持軍のような存在です。遺産は私たちに夢を与えてくれます。私たちがともに構築できる新たな文明について語りかけるあちらこちらの文化や失われた文明の夢です。困難に直面した今、前進を導き私たち自身を超えさせてくれる夢以上に大切なことはありません。世界遺産という夢は、40年前に始まり、まだ続いています。夢を実現する方法はたくさんあります。私たちは、現実的な視点に立ちながらも、遺産の明日のために、より大きく強く夢を抱き続けなければなりません。皆様の夢を私たちと共有し、くださってありがとうございます。皆様の情熱に感謝します。世界遺産に対するご尽力に感謝します。そして再度、日本国に対し、その取り組みとこの重要な会合を開催していただきましたことに感謝申し上げます。ご清聴ありがとうございました。



第1セッション:記念講演

記念講演
「世界遺産と平和」

千 玄室
ユネスコ親善大使



今日はイリーナ・ボコバ・ユネスコ事務局長、またカンボジアからおいでになりましたソック・アン閣下、また松浦前ユネスコ事務局長、また近藤文化庁長官はじめ、各代表の皆様方、そして、多くの皆様方がお集まりの前で、お話をさせていただきますことを、大変ありがたく存じております。

ユネスコの世界遺産条約採択から40年という年月が経ちました。その最終の記念会合が多くの世界遺産を持っております、この古い都・京都で開催されますことは、今日も門川市長がいらっしゃっておりますけれども、本当に、私も京都市民として、誇り高く、うれしく、ありがたく存ずる次第でございます。

また、貴重な日程の中で、本当に、私にこうした基調講演の機会をお与え頂きますことを大変ありがたく存ずる次第でございます。西林大使には、大変いろいろご苦労なことでございます。また、木曾大使もパリからお出ましを頂きまして、誠にありがたく存じております。

私は、日本を代表致します総合文化である茶道の家に生まれ育ちました。そして、一盃のお茶をもちまして、世界平和に少しでもお役に立つことができればと、60年間茶道の普及に身をささげて、今日に至ります。幸いに、私はボコバ事務局長から、この3月5日にユネスコの親善大使を拝命致しまして、非常に光栄に、また私の全身全力をもちまして、世界遺産のいろいろな問題に対して、お勤めを申し上げたいそう思っております。

茶道は、茶を喫するというによりまして、人間相互の絆を深め、そしてまた、和やかな心をもって、人間道徳を実践する大切な道でございます。他の飲み物というのは、自分が欲するときに自分が飲んで、渇きを潤せばそれでいいのですが、しかし茶道は、亭主が客（相手）に対して湯加減や、あるいは抹茶の匙加減を致しまして、そして、静かにお茶をたてて、自分のもてなしの心とともに、一盃のお茶を差し上げるわけでございます。そこには主が客になり、また、客が主になる。主と客とが一体化するものであります。精神的な安定感をもたらすのが、この一盃のお茶でございます。

日本には、茶道の発展とともに、多くの文化財が古くよりつくられまして、伝統と歴史の中に保存されております。例えば、お茶をたてますためのいろいろな道具。また、お茶をたてる場所としての茶室という建築。ただ今映っておりますのは、私の家の門でございます。また、これは門を入ったところの路地でございます。こういうような静けさ、たたずまいを持ちます茶室、あるいは庭、そういうものが自然に作られまして、そして、そういうものが歴史とともに今日まで残っているのでございます。

伝統と歴史、これはいずれの国にも存在する、国の重要な事柄でございます、この中に、その国の歴史とともに作られ、守られてきた文化遺産や自然遺産があるわけでございます。ユネスコはそうした表に現れておるもの、また内に秘められているもの、全ての貴重なものを探し、そして調査をし、世界に伝え、残していかなければならぬ、大きな役割を持っているのでございます。

私は、この40年という記念すべき年の、本当の意義を考えますと、世界各国の多くの中でまだまだうずもれています遺産がたくさんあると存じます。そういうものをこれから、いろいろな面で見つけ出し、そして、そうしたものがそれぞれの国を通じて、世界の平和と人間同士の交流に大きく役立たせていかなければならないと存じます。

私は、3月5日に、また10月16日に、ユネスコの本部でお茶会を催させて頂きました。ボコバ事務局長にもお茶を差し上げる機会がありました。本当に、そういう意味におきましては、多くの皆様方に、日本を代表する文化、そうしたものの在り方をご認識頂けたことと存じます。

また、私は国連のほうの親善大使も致しておりますために、国連の総会でも二度にわたりまして、平和祈念のお茶会を開催させ

て頂きました。各国の皆様方が一盃を手にとって召し上がられるそのお姿に、私は感激しました。いろいろな議論がありまして、このお茶会の会場に代表の方がおいでになりますと、みんながにこやかな顔をしてお茶を召し上がっていた。これこそ、私は国連の大きな各国同士のつながりをつくるものであると思います。いわゆる、勧め合う一盃のお茶によって、お互いに助け合っている。そして、そこで心が結ばれていくという平和が生まれてまいります。

私は、いつも思うのですが、心ですね。心というものは、一体どこにあるのでしょうか。考えてみますと、心はどこにあるのではなくて、自分が思うということから、その心が生まれ出るのではないか。若いころ、家元を継ぐために、私は自分の千家の菩提寺でございます大徳寺に、一雲水として、僧堂で修業いたしました。その時の師匠が後藤瑞巖老師と、非常に厳しい方でありまして、その方から、いろいろなご指導を受けました。「物事は、浅はかな考えや思いでは、己の心は成り立たんぞ」と教示されたことを私は思い出します。考え、思う。それが本来の心であるといささか知ると同時に、全ては無からの出発であらなければなりません。

「無」という言葉は大変難しい。しかし、Nothing、いわゆる全て、自分がそういう気持ちになってこそ初めて、人間としての自分の成り立ちが分かるわけでございます。人間は生まれた時からそれぞれの運命が定められまして、一人一人がいわば、畑・田んぼを与えられたということでございます。与えられた田んぼを自分自身で耕し、種をまき、そしてそれをどんな風雪にも耐えていくように自分が育て上げていく。それが、定められた運命の中で、自分という自身を耕していくということになるわけであります。

日本の漢字では、「田」という字。その畑ですね。田という下に、「心」ということが書いてあります。この田の心ということが、いわゆる「思う」ということでありまして、その思いこそ、それが真実の心であるわけであります。耕しながら、それを育てながら、思い、悩み、苦しんで、そして考えて、そこに一つの思索、いわゆる自分自身の哲学が生まれるわけです。そして、自分の信念というものがそこで固まっていくわけであります。そうした過程にある自分の思いこそ、大切なものであります。

私たちの体の中にある骨。この骨は、私たちを支え、生きていくために大切な存在であります。考えてみますと、その骨の中から、自然植物と同じように、目、要するに芽が出る。それから、いわば鼻（花）が咲く。そしてまた、歯、自分の持っております歯ですね。これは葉っぱですね。だから、骨から芽が出る。あるいは葉が出る。そして、それが大きな木に育っていくわけであります。そして、そこでできるのは耳、実でありますね。実というものがそこで生まれてくる。そうした体というものはある程度、いわゆる幹であるということです。木に例えれば、幹であるということ。だから、枝というものは、手足になってくる。皆様方、一度、手足を動かしてください。これが本当に皆様方の手足となるか。足が痛いとか腰が痛いとか、いろいろあるでしょう。でも、それは自分自身の仕業でございます。自分自身が気を付ければ、そういうものは完全に保存されていくわけであります。

私は、Heritageというのはそういう意味であろうかと。いわゆる、世界にいろんな遺産がありまして、そういうものをみんなで育てていかなければならない。保存していかなければならない。そういう意味から、私は自分の体と同じように、Heritageというものは大切であるということを申し上げたいのであります。

特に、日本の漢字というのは面白うございまして、「親」という字を考えてみます。親という字は、今そこへ出ておりますように、木に立って見るという字なんです。親はやはり、木に立って見るという一つの大きな運命を持っております。子どもたちを自分の木の下に抱え込んで、いつでもそれを見て、そして、その子どもが本当に育っていくかどうか。これは、親の大きな責任でございますよ。だから、皆様、一度木に立って見てください、自分たちの子どもをどのように育っているでしょうか。

10月16日にパリで、私が親善大使会議に出ました時、その時に、いわゆる就業、いろんな仕事に就く、就業と教育という問題が提起されました。ボコバ事務局長初め、多くの方々からいろんなお話がございました。それを伺っております時に、いかにこの親というものが子どもに対して、いろんな意味において責任を持たなければならないということを多くの方々も痛感されたことであると思います。いわゆる、子どもをしっかり抱き、そして、子どもたちの将来を目指すために、親は苦勞しても子どもに教育を授ける。そして、その子どもたちが働くという場を親がやはりつくっていく。そういうことが大事なことでないでしょうか。ユネスコにおいて、私はそういう問題も、これから大きく抱え、そしてそれを大きく開発していかなければならないと思うのでございます。

人間は、お互いに苦しみ・悩みを持っているものでございます。この苦しみ・悩みというものを克服するためには、忍耐、努力、精進、そういうような面倒くさいと考えるようなことでも、自分で背負っていかなければならない。

第1セッション:記念講演

また、人間生活の上で一番大事なものは、夫婦生活におきまして、家庭の中におきまして、仕事場におきまして、いろいろな意味において「和」、いわゆる和らぎというものが大切でございます。この和らぎの心は、人を思いやるということです。他人を思いやる。自分だけではない。他があってこそ自分があるという気持ちをもって、そして、それを推進していくことによって、少しでも小さなところから、平和というものが生まれていくのではなかろうかと。

今映っておりますのは、私のほうで今、親と子のお茶の教室をやっております。大変、これは好評でございまして、親と子が一緒になって、お互いにお辞儀をする。お互いに、親が子どもにお茶をたててあげる。子が親にお茶をたててあげる。そういう親子のつながりというものを一盤のお茶によってお教えしているわけです。大変好評でございまして、もう多くの方々がこの教室においでになって、学んでいただきます。こういうことが、私は一つの国の特徴として、文化というものを子どもの時から理解させていくと。そういう大きな力になっていくと思うんです。ひいては、そういう子どもたちが文化というものに対して理解を持つ。それを身に付けることによって、いろいろな大切な遺産というものに対しての認識を強く持つてくれるものだと思います。

私は、そういう意味において、一盤のお茶をもちまして、国連の親善大使としても、またユネスコの親善大使としても、平和というものを基本にいたしました人間同士の深いつながり、そこには差別も区別もない、みんな、人間は一緒だ、みんな平等である、こういう一つの基礎をもっと世界各国の方々に持って頂きたい。そこには習慣も、言葉も、違っていても、それを乗り越えていくだけの、やはり大きな心というものがある。大きなHeartというものがそこに存在していかなければならないと思います。

しかしながら、ここで言うっておりますように、皆、この外国人の方、いろんな国の方々がこうやって一盤のお茶のためにお辞儀をしておりますね。日本人でも、なかなかこのお辞儀ができない。でも、むしろ外国の方がこうやって畳の上で日本的にお辞儀をされる。まさしくこれは、世界的な一つの大きな`礼、というものに対しての教えであらなければならない。

今、世界中の国々で一番問題になるのは、礼を失っているということであります。礼を皆様方がほとんど重要視しない。この礼ということをやはりみんなが考えて、最低のマナー、そうしたものを身につけることによって、お互いを傷付けることがないということになるわけであります。

私たちが世界の中に住んでおります一個人でありますね。でも、考えてみたら、世界というものは地球なんです。この地球というもののの中に住んでおります人間が、生きている地球に対して、本当に無様なことばかりをしている。例えば、自然環境というものに対して、それを保護するどころか、自然環境を破壊していつているのではないでしょうか。あるいは、また戦争とか、いろいろな悲劇が地球の上で起こっております。そういうものを私たちはやはり文化の力で食い止めていかなければならない。政治では、いろんな問題がなかなか解決いたしません。しかし、文化の力があれば、どんなことでも、私は解決していくことができると思うのでございます。

また、いろいろ言われております。地球上にいずれは食糧難が来る。今の難民どころか、地球上に住んでいる人間が、その食糧難に追われ、滅亡していくことがあるかもしれない。私は、英国の科学者でございます方々にお目にかかって、お話をさせていただきました。その時におっしゃることは、いわゆる、地球は生きているんだと。地球の美しさ、その美しさというものは、もちろん人間がつくった美しさもあろう。それと同時に自然環境。この自然環境というものが一番大きく、地球の上で、人間に大切な宝物にしてもらわなければならないということをおっしゃりました。

今、宇治の平等院が映っておりますけれども、これも1,000年昔に、こうした建物ができた。こういうものは、単にできたのではなくて、人々の信仰というもの。神・仏に対する信仰というものがあってこそ、こういうものが造られ、そしてそれがいまだに残されているということであります。これは単なる人間の技ではありません。いろいろ、そういう信仰という心があってこそ初めて、こういうものはできると思います。

今日は、カンボジアからおいでになっていますが、アンコールワットを見ましてもそうであります。あれだけのものが残されている。私は、あの前に立ちまして、本当に感激をした覚えがございます。そうしたものが残されていくためにも、私たちはそういうものがどうして生まれ、どうしてここにあるんだということを認識しなければならないと。

私は、この世界遺産というもののうちにおいて、単に世界遺産、世界遺産と決められたものだけが、そこで人集めをしたり、観光の対象になったり、そういうことだけではなくて、地元の方お一人お一人が、そしてそこを訪ねる方々お一人お一人が、目の前にあり

ます世界遺産に自分自身が触れて、いわゆる、その国の歴史の流れ、伝統の尊さ、そういうものに触れていただかなければならないと思っています。私はそういう意味において、世界文化遺産の心というものを人間の心に結びつけていく、そのためにも一盤のお茶の心をもって尽くしていきたいと思います。

私の祖先の千利休が、今から450年前に日本のいろいろな争い、そして、そういう権力者の対立の中で茶道を打ち立てました。一盤のお茶をもって、みんなが平等な気持ちになって、平和な気持ちになってお茶を飲んで頂きたい。そこにおいての精神が「和敬清寂」という、四つの文字でございます。

今、漢字で書かれております。「和」は平和の和、調和の和であります。「敬」は、お互いに尊敬し合う。どんな方々でも、人間として尊敬し合う、Respect。そして、清らかな気持ちを持つ、Purify、Purityである。自分の、本当にPurityな気持ちを持つ。そして、最後の「寂」—Tranquilityというのは、自分の信念であります。先ほどの思い、考え、そしてその人に与えられた信念というもの。信念というものの気持ちを強く持たなければいけない。これが「和敬清寂」です。これは、日本人だけがこの精神を理解するのではなくて、一盤のお茶を通じて、世界の皆さん方が理解して頂きましたならば、もっと皆様方の文化に対する意欲というものが、新しい一つの創造性を持って生まれてくるのではなかろうかと。

今日は、このロビーで、私のほうのお茶を皆様方に差し上げております。お茶というものはこういうものだと。幸い、各国から留学しておりますお茶の生徒たちが、皆様方に一盤のお茶を提供いたします。こういう場所でございますけれども、その一盤のお茶をお召し上がり頂きまして、どうか皆様方がいつでもどこでも、みんなが共に手を携えて、そして、世界文化遺産を守り、育て、次の世代に受け継いでいってもらうように努力いたしましょう。私は、そういう意味におきまして、皆様方にThink globally all together、どうか、皆様方のより一層のご理解をお願い申し上げまして、私のお話を終わりたいと思います。ご清聴、ありがとうございました。



第1セッション:記念講演

記念講演
「1972年条約の再考」

ソック・アン
世界遺産委員会議長



ユネスコ事務局長、松本大輔文部科学副大臣、ユネスコ担当の日本の大使であり、本世界遺産条約採択40周年記念最終会合の議長を務められます西林万寿夫大使、松浦晃一郎前ユネスコ事務局長、千玄室ユネスコ親善大使、フランチェスコ・バンドリン・ユネスコ文化担当事務局長補、キショー・ラオ世界遺産センター長、浜田和幸外務大臣政務官、梶原康弘農林水産大臣政務官、近藤誠一文化庁長官、著名な専門家の皆様、世界遺産委員会の同僚の皆様、ご出席の皆様、そして日本の皆様、こんにちは。

日本の外務省代表者の皆様に対して、私をこの京都での祝賀の日にご招待して下さいたことに心から感謝申し上げます。そして、もちろん主催国である日本を含む世界遺産委員会の全ての締約国に対しまして感謝申し上げます。この21ヶ国が一致して、この委員会の議長の就任という名誉を私に与えて下さり、私の国であるカンボジア王国も大変感謝致しております。この件は、7月の初めにロシアのサンクトペテルブルクで合意されました。その時、私は出席しておりませんでしたが非常にありがたく思いました。そこで、この度の京都における最終会合というこの厳粛な場をお借りして、この感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。私にこの特別な名誉、すなわち国際社会が1972年条約の40周年記念を祝う2012年という年に、世界遺産委員会の議長という任務を与えて下さった右委員会の同僚の皆様我心より感謝申し上げます。皆様、全てのことあるいはほぼ全てのことが、ここ京都で議論され、間違いなく十分に議論されると思います。この素晴らしい1972年条約は、世界的に認知されており、その成功は温かく称えられています。本日はここに出席されておられます、権威ある世界遺産委員会の前議長の皆様方にごあいさつすることができ、大変うれしく思っております。今回の会合には、数多くのさまざまなバックグラウンドをお持ちの専門家の皆様も出席されています。こうした方々の討論や議論への積極的な参加とさまざまな貢献は文化的多様性だけでなく、文化または自然遺産の分野に対する多様なアプローチも反映するものです。妥協することなく、持続可能な開発と調和を達成するためには必要なことです。

そのため、40周年記念祝賀というこの喜ばしい日に、1972年条約に関する話題を共有させてください。アブサラ機構の議長として、私と同僚たちは10年以上にわたり、アンコール遺跡の保全、価値向上及び管理を確実に行って参りました。アンコール遺跡は1992年以降、世界遺産一覧表に記載されている宝石と評されます。また、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、2002～2008年の間、私はカンボジア及び世界の専門家の技術支援を得て、プレアヴィヒア寺院の推薦書類作成の責任者を務めておりました。

王国政府およびフン・セン・カンボジア首相の下、私たちはプレアヴィヒア寺院を保全するとともに、2008年7月にカナダのケベックで開催された第32回世界遺産委員会で、世界遺産一覧表に記載されるように必要なあらゆる法的措置を執りました。

私はこうした全ての過程に携わる一方で、歴史学者、地理学者、社会学者として教育を受け、国際的な機関で管理学を学んできました。しかしながらこのような立派な専門家がいらっしゃる中では、遺産の保護または価値向上について論じることなどできませんし、ましてや遺産に関する倫理や現場の活動について立ち入った議論を行うこと等できません。

そのため、単純に本条約についてのみ考えたいと思います。ここでは私にとって不可欠と思える一般的な考えを提案させて頂きたいと思います。そして、世界中の多くの人々にも私の見解を共有して頂ければと思います。世界遺産の保護に関する条約を確立しているのは、グローバリゼーションの文化的側面であるという非常にユニークな事実だと私には思えます。

このことに関して簡単に振り返らせてください。東西の間でしばしば起こった容赦ない敵対関係が終結して以降、私たちは対話の道やコンセンサスの希求が世界的に強化される状況に立ち会ってきました。経済的不均衡や社会的格差があろうとも、私たちは再び人々の心の中に平和を構築する方法と手段について考えることに焦点を当てたいと思います。そこには、加盟国の努力と支援のおかげでユネスコの役割が拡大されたという背景があります。そしてこれは、アマドゥ・マハタール・ムボウ氏の時代からイリーナ・ボコバ氏の代に至るまで、リーダーシップを取って来られた素晴らしい事務局長の意思によるものです。

ユネスコ設立65周年記念祝賀の際に示された分析と評価によって十分に強調された通り、世界の国際化は本当にグローバルなものになっています。しかし、それだけではなく、ユネスコは、変化を唱え、知識やノウハウを共有しながら、理由を示して、革新を提案できる実に素晴らしい場所になっています。

皆様、ユネスコの普遍的職務は、1972年世界遺産条約の起案者に影響を与えた普遍性という理念を上手に反映することだったと考えます。

1972年11月16日の第17回ユネスコ総会において、本条約が採択される前は、記念工作物や芸術作品に関心が寄せられていました。そして第二次世界大戦による被害の結果として、武力紛争の際の記念工作物や芸術作品の保護の必要性に重きが置られました(1954年3月14日採択ハーグ条約)。

1972年に採択された世界遺産条約により、大きな革新がもたらされました。一つは文化遺産の対象範囲が記念工作物だけでなく、建造物群(単独ではなく複数の建造物の一群)やサイト(人間が創造したもの、または人間と自然の複合的創造物)まで広げられたことです。私の意見では、最も重要な革新は別のところにあります。この世界遺産条約は、その理念と法的な形式をもって、世界遺産に対する新しいアプローチを示し、二つの力関係の間にある従来からの緊張関係を打開しました。

一つ目の力関係は、特に第三世界において、人と国にとって重要で切っても切れない関係である文化遺産と文化的アイデンティティとの関係です。二つ目は、ヒューマニティがユネスコの倫理的システムにおいて、これまで以上に明確になってきた事実により、文化財の進展的普遍性が文化の流動的な集合として定義されているということです。

1960年代後半から1970年代後半にかけて、ユネスコは既に時代を先取りしていました。2005年に文化の多様性にかかわる国際的制度の正当性を示す条約が採択される前から、1972年の世界遺産条約では、その基本原則において文化の多様性を最大限に考慮していました。この多様性は条約の履行時に反映されており、ワシントンで開催された1978年第2回世界遺産委員会の最初の世界遺産記載時から、サンクトペテルブルグでの第36回委員会に至るまでの世界遺産一覧表を見れば、その多様性を確認することができます。この世界遺産一覧表だけでなく、私たちは世界遺産条約締約国にとって重要な多様性、例えば文明、文化、宗教、建築、建造技術、芸術等の多様性を、世界遺産一覧表に示されているとおり、認めることができます。

この世界遺産条約には、もう一つ特筆すべき特徴があります。本条約を履行することにより、自国の世界遺産に対する歴史的な探求を再度求め、各国が国内の遺跡にその文化的多様性を取り入れるようになりました。

例えば、世界遺産委員会の前議長で、1993年以降アンコール遺跡救済国際調整委員会の科学担当事務局長であるアズディンヌ・ベジャウシュ氏のご協力により、私もよく知っているチュニジアの例について述べます。現在、チュニジアはアラブ文化とイスラム文明でよく知られていますが、チュニジアの文化遺産一覧には、フェニキア、ローマ文化及びキリスト教の考古学遺跡、つまりイスラム文化の数百年以上前の遺産が並んでいます。同じ状況がアラブ・ムスリム文化の国であるリビアでも見られます。リビアでは、ギリシャ・ローマ時代の遺跡の割合が多くを占めています。もう一つの例としてスペインを見てみましょう。スペインの世界遺産一覧表には、コルドバ、グラナダ、トレド、セビリア等、アラブ文化の建築様式やイスラム芸術の建造物が並んでいます。

本条約の三つ目の特徴は、これについては十分議論されていませんが、特定の遺産の象徴的な重要性に強みを与えることによって、国際関係における紛争または微妙な側面と距離を置くことを可能にするという点です。これに関してはセネガルのゴレ島の推薦申請が同じく典型的な例になると思います。ゴレ島は普遍的認識において、苦しみと涙、死を伴う奴隷貿易の象徴です。ゴレ島はアフリカと米国間の奴隷制度の歴史における、苦しみとその時代の繁栄、そして悪名高い地の原型を留めています。「私たちの行動、ゴレ島に関する方針の根本的な理由は、人道上の関心に起因するものです。ゴレ島は、人間同士の最悪の衝突の現場でした。現代のセネガルでは、この場所を許しを通じた和解の聖地にしたいと考えています。」1978年に推薦を提案した際、セネガルはまさしくこの観点から遺産を提示しました。

こうした文脈の中で、これから少しの間、エルサレム旧市街とその城壁の世界遺産推薦の事例に関心を向けて頂きたいと思います。これは、1967年にイスラエルに占領されるまで旧市街を統治していたヨルダン王国によって、1980年に申請されたものです。当初この世界遺産への記載は政治情勢、地域紛争、及び1954年条約の履行に関するさまざまな問題がきっかけでした。

第1セッション:記念講演

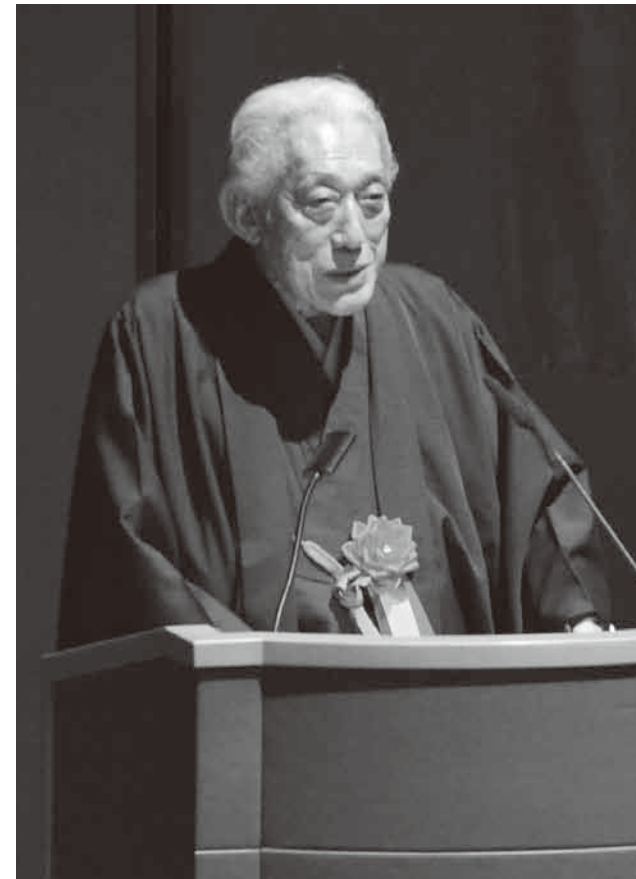
アイデンティティに基づいた主張の対象であり、歴史と記憶における対立の場であり、また過去の対立する存在としての激しい争いの現場であるエルサレム旧市街は、その特別な普遍的な価値から世界遺産として記載されることになりました。全会一致でこの遺産の象徴的な重要性が強調され、ユダヤ教、イスラム教、キリスト教の3つの文化と3つの遺産が会するこの地域を永続させる必要性が強調されました。時間が許せば、ボスニア・ヘルツェゴビナのモスタル橋の事例を分析し、1972年条約の履行状況が、いかにこの国の連邦及び県のリーダーシップに対する注目すべきアプローチに働きかけたのかということについて、お示しできると思います。この歴史的な橋を再建するためにユネスコを活用するというアイデアは、その記載に希望を与えました。この橋は旧ユーゴスラビアの内戦で、過激派によって故意に破壊されました。そしてこの橋は元の姿と同じものに忠実に復元されました。ユネスコ事務局元文化担当事務局長補のムニール・ブシュナキ氏が気づかせくださったのですが、世界遺産委員会は、モスタルの古い橋を普遍的な遺産とすることにより、これを平和構築倫理の勝利とともに、かつての敵対者間の和解の象徴にしたのでした。

事務局長、皆様、そろそろ結論に入らなければならないと思いますが、カンボジア人として、カンボジアの申請により一覧表に記載された遺産については、ここまでお話してきましたが、アンコール遺跡とプレアヴィヒア寺院です。これについて、一つ申し上げたいと思います。委員会の過去の活動を評価する議長としての一言です。1992年当時のカンボジアの状況を考えれば、アンコール遺跡の世界遺産記載承認につき、その承認の却下が正当化される可能性がありましたが、世界遺産委員会は賢明にも極めて重要な一つの事実だけを考慮しました。それは人類の歴史において重要なこの遺産を保護することです。この勇気ある決断がもたらした幸福な結果については誰もが知るところです。そして、この遺産が世界遺産として記載され、日本は1993年10月に、アンコール遺跡の保護及び開発に関する国際会議を開催しました。この最初の会議が、その後の独自の国際的行動へのきっかけとなりました。この会議はユネスコの後援の下に、約20年間も続いており、日本とフランスの両国が共同議長を務め、見事な結果をもたらしています。現在のところ、20カ国と27の国際組織の参加を数え、70件以上、正確には74件のプロジェクトが完了または進行中です。

そこで私は結論としてこのように考えます。1972年条約は、文化遺産と自然遺産に関係するものです。私よりも知見のある皆様は、世界遺産条約の一覧表に記載された自然遺産の保護及び管理に関する主要な進歩を評価できることと思いますが、私の場合は文化遺産について少しばかり知っていることがございますので、それについて意見を申し上げたいと思います。文化遺産一覧表、この素晴らしいリストは、文化に対する相互理解と人々間の相互理解を確実に可能にします。この一覧表リストは、ユネスコが普遍的価値または普遍的ヒューマニズムの文明と呼ぶものに、強固な基盤を与え得るものです。これは偉大な詩人、エメ・セザールが好んで用いた概念です。私が彼を引き合いに出すのは世界遺産もまた夢や詩情を招き寄せるものだからです。

「言うまでもなく、文化に関係のない文化遺産はありません。しかし、人々の多様な文化、単独の遺産、ヒューマニティの遺産があるということも確かです。文化はまさに、人々の活力なのです」

松浦晃一郎前ユネスコ事務局長は、アフガニスタンへの出張中、2001年にカブールを訪れた際に、国立博物館の壁面に刻まれた落書き、「文化が生き続ければ、その国は生き続ける」という美しい金言を読んだというお話をして下さいました。ですから、私たちは文化が生き続ければ、世界遺産も生き続けると宣言することができます。そう、1972年条約のおかげで、世界遺産は生き続けられるのです。皆でこのことを確かめていきましょう。これが京都における私たちの誓いです。ご清聴ありがとうございました。



第2セッション:世界遺産条約の歩み

基調講演

「世界遺産条約40年の歩み」

クリスティーナ・キャメロン

モントリオール大学カナダ・リサーチ・チェア



初めに、この世界遺産条約採択40周年記念最終会合の祝賀の席に参加させて頂くことができ、大変うれしく思っておりますことをお伝えしたいと思います。この場に参加させて頂くというのは、大変光栄なことであり、身の引き締まる思いです。また、日本の主催者、日本政府に対して、私をご招待下さり、講演をご依頼頂き、温かく惜しみないご親切を賜りましたことに、お礼を申し上げたいと思います。この場に出席出来ますことは、私にとって大変特別なことであり、光栄なことです。講演に入る前に、申し上げておきたいのですが、昨夜、レセプションの会場へ足を踏み入れたときのことです。世界遺産に関して何らかの仕事を一緒にした、非常に多くの古くからの友人や新しい友人に再会することが出来た特別な瞬間でした。そのことで私は、世界遺産がある意味、人と社会、そして私たちをコミュニティとして結び付けるきずなに基づいて成り立っているものなのだということに、心から気付かされました。それこそがコミュニティです。このコミュニティとは、グローバルコミュニティのことです。今日は、世界遺産条約の創設と40年間の履行について話すよう依頼されています。私は、このなかなか手ごわい仕事に恐縮しているところであります。世界遺産システムの影響は、今や世界のありとあらゆる部分、社会のあらゆるレベルに伸びているためです。一国家の政府から、地方自治体や非政府機関、専門家に至る世界のありとあらゆる部分に達しています。ほぼ全世界と言える国々の世界遺産条約への参加は、そのすばらしい成功を証明するものであり、これは、この条約がユネスコの最重要プログラムであると見なされる根拠を示すものであると思います。

この発表では、まず、この条約の創設に至るまでの足取りについて、お話ししたいと思います。私は歴史家ですので、過去を振り返ることを大切にします。そして次に、この条約の履行に関する重要な事柄、特にその主要目標について触れたいと思います。私は、三つの主要目標を洗い出しました。一つ目は、顕著な普遍的価値を有する世界の文化及び自然遺産の特定です。二つ目は、これらの遺産を保護および保全し、今の世代と次の世代に渡すことです。そして三つ目は、国際社会の中での支援の動員です。その後、今日までこの条約が達成してきた事柄と、私が見たところ、更に努力が必要と思われる不備な点について、ぜひ触れたい私の個人的な観察結果をいくつか述べさせて頂いてから終了したいと思います。

では始めましょう。ただその前に、世界遺産条約の初期の頃に関して2006年から進行している、私のリサーチチェアの支援に基づいた研究プロジェクトについてお話ししたいと思います。このプロジェクトは、この条約の創設と初期の頃の履行に関わった全ての人の声と意見を集めることを目的としたプロジェクトです。この6年間、世界遺産センターのメテルド・ロスラー (Mechtild Rössler) 氏と私の2人で、いわゆる世界遺産のパイオニアの皆様インタビューを行っています。これは、ユネスコの口述記録プログラムにも一部関係しています。プレゼンテーションの中で、皆様にもこれらの人たちの声を聞き、顔を見て頂きます。彼らは、私がこの条約を理解することに少なからず貢献して下さいました。そのためこの場をお借りして、これらのパイオニアの中で亡くなられた5人の方たちに対し、哀悼の意を表したいと思います。英国人のバーナード・フィールドン (Bernard Feilden) 氏、私と同じカナダ人のハーブ・ストーベル (Herb Stovel) 氏、米国人のラッセル・トレイン (Russell Train) 氏、同じく米国人のロブ・マイルン (Rob Milne) 氏です。ラッセル・トレイン氏もロブ・マイルン氏も、ここ数ヶ月の間に亡くられました。ですからこの条約に関する様々な声の一部が失われたことになります。

それでは、ここからは、この条約に至るまでの足取りについてお話ししたいと思います。この条約は、実に、二つの世界大戦と、生態系や文化的記念工作物の存続を脅かす戦後の産業化と都市開発による、他に例を見ない遺産破壊に対する対策として誕生しました。この条約は、各種の制度と、1920年代に文化的分野に関して及び第二次世界大戦後に自然分野に関して始まった国際的な対話に基づいて構築されましたが、この条約が都市開発や環境悪化を新たに地球規模で感じ取るものであることにより、この条約がその時代の産物であることは明かです。この条約がユネスコ総会で採択されるまでの10年間に、異なる二つのイニシアティブが同時にかつ無関係に生まれました。1965年より前、1965年当時、そして1965年より後という段階に分けて見ていくことにしましょう。

自然遺産に関しては、ユネスコ設立後間もない1948年にIUCNが創設され、1962年に保護地域とこれと同等の保護区に関す

る国連リストが公表されました。このことを強調する理由は、このリストが国連総会によって支持され、世界遺産一覧表の前身にあたるものだからです。この1962年のリストは、主に自然遺産に焦点を当てたものですが、現在、世界遺産に登録されているアンコールの広大なクメール考古学的原野とアイスランドのシンクヴェトリルにある中世の野外国会議事堂を含む複数の文化遺産、公園や景観が含まれていることは注目に値します。

これと同じ1965年より前にあたる時期、ユネスコは、多数の文化的イニシアティブの先頭に立ちました。の中には、ICCROMの創設やICOMOS創設への貢献、そしてもちろん、もう一つの前身、世界遺産システムの有効な原型である、国際的な保護キャンペーンのリーダーシップ等がありました。1965年を重要な年と位置付けた理由は、この年が国連発足20周年にあたる年だからです。そして、国際協力に関するホワイトハウス会議を通じて、米国がこの行事を祝いました。また国際協力に関しては多数の委員会があり、その中には、天然資源の保護及び開発に関する委員会と呼ばれるものもあり、実際に「世界遺産に対する信頼」と呼ばれる提案書が起草されています。これは魅力的な内容です。非常に興味深いことに、この文章には、最終的に世界遺産条約として示される必要な要素が全て含まれています。これには国際社会の責任という発想があり、国際的な協調的努力というものが含まれ、また重要なことは何かということについての設定、特定についても書かれています。そして何より興味深いのは、これに自然景観地や史跡が含まれていることです。ですからこの条約の原型となるものが既に構想されていたのです。著者をお探しの場合は、米国の歴史家ピーター・ストット (Peter Stott) 氏が、最近の記事の中で、このアイデアが、天然資源の保護及び開発に関する委員会の議長であったジョセフ・フィッシャー (Joseph Fisher) 氏のものということを紹介しています。そしてこの提案書は、先ほど触れましたラッセル・トレインという同委員会のメンバーだった人物によって肉付けされています。その他にも数人の関係者がいましたが、この2人が非常に重要な人物です。

さて、この後に起こったことは非常に奇妙ですが、二つの並行する展開です。お互いのことを知らぬまま進行し、最終的には、ストックホルムプロセスを通じて一つになりました。IUCNは、出発点として、1962年リストである保護地域とこれと同等の保護区に関する国連リストを用いて、世界遺産を保護するための条約案を作成しました。その条約は「世界遺産の保護に関する条約」というものでした。そしてそれは、主に自然に関するもので、文化に関するものも少し含まれていました。一方、ユネスコでも、これと同時期に文化遺産の一部として選ばれた、記念工作物を保護するための国際システムに関する別の条約作りに精を出していました。IUCNのリストと同様、ユネスコの提案書でも文化遺産と自然遺産両方について構想されていましたが、自然遺産は、生態系としてそれほど重視されておらず、文化的、審美的及び絵画的価値の方が重視されていました。そのため、この条約案は、文化面に強く、自然面に弱いものになりました。しかし、これらの二つの組織は、別々に作業し、最後には米国までもが第三案を提出しました。これは、多少自然と文化のバランスが取れた「世界遺産基金設立に関する条約」という草案でした。

いくつかのかなり複雑な外交的な作業を経て、これらは一つの本にまとめられました。それは「The Invention of World Heritage (世界遺産の創造)」という本で、2人のユネスコの職員によって書かれました。ジェラルド・ボラ (Gérard Bolla) 氏は文化面を担当し、ミッシェル・バティース (Michel Batisse) 氏は科学面を担当しました。このとき彼らは、2人とも矢面に立たされました。1972年、ストックホルムで行われた国連人間環境会議において、ユネスコのリーダーシップの下の一つの条約のためのユネスコ提案書が承認されました。そして1972年ユネスコ条約が、1972年11月16日にユネスコ総会で採択されました。

申し上げましたように、この条約の全体的な目標は、顕著な普遍的価値を有する資産を特定し、保護すること及び国際支援を動員することです。現在、このシステムの中心となっているのは適格な資産を特定することです。この顕著な普遍的価値を有する遺産の選定は、非常に複雑な仕事であることが明らかになっています。そして時間が経つにつれ、その目的は信頼性があり、不均衡の是正された代表性のある世界遺産一覧表の実現であると表現されるようになりました。これからこの三つの言葉に焦点を当て、起こった出来事について私が感じたことを少しお話ししたいと思います。

信頼性のあるリストとは、水準の高い、顕著な普遍的価値を満たす物件のリストのことです。この条約が発効した時は、顕著な普遍的価値を特定するために使用できる手段がありませんでした。ではどうやって遺産を選定するのか。この条約には「顕著な普遍的価値」という文言が一切の定義なしに、13回用いられていることに注意を向けなければなりません。そのため世界遺産委員会は、顕著な普遍的価値の意味を定義しなければならず、まず記載基準を設定することから開始しましたが、実際に推薦に適用してみると、これらの基準は、時間とともに調整していかなければならないものであると認識されました。10の選定基準とその他の登録要件を慎重に構築することによって、顕著な普遍的価値の概念が解釈される方法がまとまりました。この基準に対して、その後時間とともに修正を加えていくことは、遺産の概念に対する考え方の進化を反映するものですので非常に重要です。この条約の締約国

第2セッション:世界遺産条約の歩み

の数が増えるにつれ、異なる考えが互いに対立したため、初めて遺産を構成するものは何かということについての国際レベルでの意見交換を行い、理解を構築しました。初めの頃は幾つかの問題が提起され、中でも多かったのはこのシステムへの推薦の数が多過ぎることでした。私たちがインタビューを行った様々なパイオニアたちの記憶によれば、世界遺産一覧表の最終的な規模について最初に見積った時には、少なくとも100件から多くて6,000件という驚くべき幅がありました。私たちが彼らに、当時リストの規模に関して彼らが考えていたことを尋ねたところ、このような数字が出されました。

1978年に最初の12件がリストに登録された時、世界遺産委員会では、国と年ごとの推薦の数を制限すべきか否かについて議論しました。1978年のことです。この委員会は、常に制限の必要性と制限を課すことへの不本意との間で揺れ動いていました。ほとんどが数の制限は望ましくないという考えだろうと思われましたが、それでもなおこの委員会は、諮問機関とこの委員会の両方が、確実に各申請に対して適正な審査を行えるようにするために、特に2000年にケアンズで開催された会合で、対策、推薦数を制御するための方策を打ち出しました。顕著な普遍的価値に関する継続的な議論と学術的な討議から、この概念が時間とともに進化していることが確認されました。確かに、世界遺産システムに遺産の価値に対する見解の変化がついて回る限り、この条約の文言に定義がないことは、恐らく強みの一つになることだろうと思います。

二番目の言葉である「不均衡の是正された」とは、世界遺産条約の基本的な前提として、文化遺産と自然遺産が均衡に代表されるということを意味します。1978年に、この委員会は、ベルギーのミシェル・オリフ (Michel Olyff) 氏がデザインした世界遺産のシンボルを採択した際に、この考え方を認めました。中央にある正方形は、世界の自然遺産という球体によって取り囲まれた建造された文化遺産を表しています。しかし、最初の12件がリストに登録された時は、その3分の2が文化遺産であり、このパターンは今日に至るまで続いています。

この委員会は、初めから登録に推薦される自然遺産の少なさを気にしていました。このバランスを改善する対策は大部分が非生産的なものでした。これらの対策には、準備支援の対象を絞った活用、見込みのある遺産の目録に関する要件、提案、これは興味深いものですが、文化遺産と自然遺産の専門家間で2年ごとに議長を交替するという提案、更に、この委員会の代表者を文化または自然遺産分野の資格を有する人とするというこの条約の要件への遵守や、この委員会が、より多くの自然遺産の専門家を送り込むよう一貫して要請したこと等がありました。

ある意味、本当に重要な問題は、文化と自然の合流点でした。多くの人々が、一つの条約の中に文化と自然を盛り込んだことをこの条約の最大の達成事項の一つとして指摘しています。しかし履行に対する実際の措置は、事実、こうした統一された見解とは逆の動きをするものであり、ユネスコの官僚機構そのものが、別々の部門に分かれたままでした。文化遺産部門と生態学部門です。同じ建物で働くことさえしていません。諮問機関も文化と自然の区分に沿って組織されており、締約国でも、自国で互いにかかわり合いのない文化部局と自然部局のいずれかから代表者を送り続けていました。

そのため、初期の頃のこの条約の履行は、文化及び自然遺産に対する総合的な視点の高まりではなく、実際、一方の記念工作物と考古学遺跡、そしてもう一方の原野としての自然のままの景観との区分けされた状態が目立つものでした。プエノスアイレスでの1984年の委員会会合で、田園景観を含めるというアイデアを出したのは、フランス代表のメンバー、ルシアン・シャバソン (Lucien Chabason) 氏でした。彼は、棚田やブドウ園のような、何世紀もかけて人が土地に手を加え、結果として生態学的にバランスが取れ、文化的に興味深い景観を作っているような場所を考えていました。世界遺産条約に基づいてこうした資産の検討を行うことは可能か。シャバソン氏は確かにそう思いました。そして彼の提案により、世界遺産システムの中での景観に関する議論が始まり、約10年もの間続きました。

この田園景観という用語は明確な説明なしに、1987年に文化的景観という用語に変わっています。彼、ルシアン・シャバソン氏は、結果ユネスコで優勢だった人類学的見解に有利に働いたと見ています。いずれにせよ、この新たな用語は、このアイデアの範囲を拡大して、都市から景観に関係するありとあらゆるものを含むようになっており、焦点を有形・無形両方の価値を有する、生きている、進化している生態系へとシフトさせています。数年間に及ぶ議論の後、この委員会は1992年、ついに文化的景観の三つのカテゴリー、人間の意志により設計され創出された景観、有機的に進化してきた景観、及び関連する文化的景観を採択しました。これと同じ年にフェデリコ・マヨール (Federico Mayor) 事務局長によって、世界遺産センターが創設されたのは興味深い点です。このことが、ユネスコの別々のユニットを結び付け、官僚機構の統合と文化及び自然遺産に対する総合的アプローチの強化につながりました。

恐らく、この委員会が、この条約の第1条の定義の範囲内で、文化的景観を文化遺産と見なすよう決定したことは残念なことです。これによって、文化と自然の間にある分けることの出来ないつながりに対する十分な理解が弱められただけでなく、文化遺産と自然遺産の均衡のとれたバランスを取るという問題にも悪影響が及ぼされました。「不均衡の是正された」という言葉の定義は、実際ある意味、別の議論になりますが、この条約の履行において、常に文化遺産が、世界遺産一覧表の75〜80%を占めていることが示されています。私は、これはこの言葉の作成者が想定していなかったことではないかと思います。

「代表性」という点に関して、「信頼性があり、不均衡の是正された代表性のある世界遺産リスト」という言葉に焦点を当てたいと思います。「代表性」という言葉は、特に錯覚を起こさせる言葉であることが分かっています。この条約のこの表現は、実際、世界遺産一覧表ではなく、世界遺産委員会の構成を導くものとして意図されたものでしたが、その後転じて、リスト自体に対して適用されています。「世界の異なる地域・文化の公平な代表」とは、特に文化に関して明確に定義しにくい表現です。公平な地域の代表性を定義することは可能かもしれませんが、文化に関してはほとんど不可能です。これは世界遺産委員会が、代表性を実現するための許容可能な方法を考え出そうしなかったということではありません。

1982年には様々な試みが行われました。1982年の最初の試みは、IUCNがこの委員会からの要請を受けて、この委員会を導くための「The World’s Greatest Natural Areas (世界最高の自然地域)」という報告書を発表したことです。これは、生物地理学的領域に従って構成された世界の最上級の自然遺産の一覧表でした。そして、そのうちの219件が世界遺産としての質を備えていると見なされる可能性がありました。これは、代表性を見い出す試みの一つの方法でした。二つ目の試みは、文化遺産の選定でした。この委員会自身は、1983年に「グローバルスタディ」として知られる分析ツールの開発に着手しました。これは、ある種、世界遺産一覧表記載資格があるであろう、あらゆる種類の資産の世界的目録を意図したものでした。この試みで、世界のあらゆる文化がほかならぬコンピューターベースの分類システムに分類されたことにより、文化的な現象をしっかりとした枠組みの中に入れることの有益さが示されました。この文化的調査は、数年間に及ぶ取り組みの後、グローバルストラテジーに代わるため、1991年の委員会によって廃止されました。

そして1994年のグローバルストラテジーは、このグローバルスタディとは非常に異なるものでした。このグローバルストラテジーでは「Human Coexistence with the Land (人と大地の共存)」と「Human Beings in Society (社会における人間)」という二つの見出しに基づく制約のない主題別枠組みを設けました。加えてこの戦略では、審美的偏見を除去し、生きた文化的伝統のための道を切り開けるよう、文化的基準に対する重要な変更を提案しています。このグローバルストラテジーは、これまで満足のいく場所、あるいは記載基準を満たしている場所、そして価値付けした場所を見いだせていなかった国々からの推薦を奨励することを目的とするものです。この戦略は、ある一定の範囲で幾つかの成功を収めました。当初、文化遺産のみを対象としていたこの戦略は、自然遺産の不均等な地域分布に対する懸念に照らし、自然遺産も含めるよう拡大されました。

世界の様々な地域と文化の均衡のとれた代表性を模索することに対する、もう一つの対応は、ここ日本で開催された真正性に関する1994年の奈良会議で見い出されました。初期の頃、世界遺産委員会は、厳格な材料に基づいた真正性の解釈と、より柔軟性のある象徴的な解釈の間で揺れ動いていました。真正性に関する問題は新しいものではありません。フランス代表団の1人だったミシェル・パレント (Michel Parent) 氏が1979年に報告を行ったことを忘れがちですが、そのように非常に早くから、委員会は「真正性」という用語を定義することに困難を抱えていました。彼は、日本の木造寺院を例に出して、真正性は相対的で、関係する資産の性質によって決まるものであることを主張し、日本の寺社が朽ちた木材を定期的に交換することで、その真正性を減じることはないと主張しました。1994年の奈良会議は、再度、真正性が普遍的で材料に基づくものであるという見解に挑みました。世界のあらゆる地域の専門家間で活発な意見交換が行われた結果、「真正性に関する奈良ドキュメント」が、ハーブ・ストーベル (Herb Stovel) 氏とレイモン・ルメール (Raymond Lemaire) 氏、2人の報告者によって取りまとめられました。このドキュメントは、真正性が文化的文脈に依存するものであるとともに、非物質的属性が物質的属性と同じくらい重要であると提案しています。すなわち、奈良ドキュメントは、特定の文化的文脈の中で登録と保全に関する決定を行う必要性を指摘しました。

グローバルストラテジーと奈良ドキュメントは、世界各地における遺産の理論と実践に影響を及ぼすすばらしい功績となっています。それでも代表性のある世界遺産一覧表の探究は終わってはいません。40年間にわたり履行されてきても、リストには重大なギャップがあります。欧州と北米地域が登録遺産の約50%を占め、世界遺産一覧表を独占している状態が続いています。変化の兆しもあまり見られず、この世界遺産システムの中で、永続的に頭痛の種として留まる傾向にあります。今、1990年、2000年、2012年の3つの年の状況をご覧頂き、何が分かるかと言いますと、あらゆる努力にかかわらず、そしてこれほど対話を重ねても、こ

第2セッション:世界遺産条約の歩み

の全ての年の一般的な傾向に変化がなかったということです。

信頼性があり、不均衡の是正された代表性のある世界遺産一覧表に関するこのセクションを終えるにあたり言えるのは、改善の余地があることが確かだということです。それでも、この目標を達成するための努力は、遺産の価値に関する方法論の開発やグローバルな対話の促進に大きな成果をもたらしています。中でも強調されるのは、顕著な普遍的価値という概念の適応性、グローバルストラテジーの柔軟な主題別枠組み、文化的景観の追加、及び真正性の定義の拡大であり、私はこれら全てがともに、実にパラダイムの転換または異なる視点、あるいは遺産分野について理解する方法を示していると思います。そのため、リストは、依然として不均衡な状態ではありますが、達成されている事柄もあると思います。

この条約の最終的な目標は、もちろん、現在及び将来の世代のためにこれらのすばらしい場所を保護・保全するため、記載後の義務を果たすことです。初期の頃は、世界遺産システムは、主として世界遺産一覧表を構築することに明確な焦点を当てていました。世界遺産委員会が一部の登録遺産が問題を抱えているという証拠の増加に直面したことで、管理手段と監視システムが、徐々に登場しただけでした。そのため記載だけでは、世界遺産の存続と良好な管理を保証するには不十分であることが証明されました。

保全の取り組みは、通常は推薦プロセスの際に行なわれるものですが、保護と保全についての特定の課題に関する委員会の非公式なコメントが始まりでした。最初に、当時、非常に優れた分散型のチームをもっていたIUCNのフィールドチームがユネスコのミッションと国際キャンペーンのネットワークのいずれかによって取りまとめられた、世界遺産サイトの保全状況に関する非公式の報告がありました。ですから文化面に関して最初の報告を行ったのは、実はIUCNがユネスコだったのです。

しかし、1983年、まだかなり初期の頃ですが、その会合の席で、考えられる限り最初の報告、ある特定の世界遺産サイトの保全状況に関する初の報告が、委員会に対して口頭で行われました。当時IUCNに着任したばかりのジム・ソーセル氏によってです。それは意図的というよりも偶然行われました。IUCNで世界遺産の任務を引き継ぐためアフリカから来たばかりのソーセル氏が、問題になっている事柄、タンザニアの世界遺産ンゴロンゴロ公園の保全に関する問題について、個人的な経験から報告を行ったのです。その時から諮問機関やユネスコ、また時には締約国自身によって、保全に関する非公式な報告が行われるようになりました。これらの特別臨時の報告は、より正式な監視システムの必要性についての議論があちこちで行われるようになり、その後、リアクティブモニタリングとして知られるようになりました。保全及び保全の実施が、その遺産がある現地レベルで行われるのは確かです。世界遺産条約と世界遺産委員会は、実際のところ保全問題に対処するように備えられていません。

保全と保護を確保するための手段一式は限られています。まず、推薦段階で、法的保護と管理計画または文書化された管理システムの作成を行うとする要件があります。次に記載後ですが、この条約には、危機に瀕している世界遺産のリストを作成する可能性も有しています。これは大規模な保全及び作業を必要としている遺産を優先することを意図したものです。この手段の利用に成功した顕著な例があります。コンゴ民主共和国にある5カ所の危機に瀕した国立公園が、国際的な資金提供者を引き付け、技術支援を動員する上で、危機リストを利用することの威力を実証しています。ただ残念ながら、この手段は、現在及び将来自国の国境内だけで世界遺産を保護することの出来ない国々に対する批判であるとか汚点であるという否定的な見方をされるようになりました。従って、この手段は、常に保全努力を支援する潜在力を確保出来るとは限りません。国際支援を必要とする深刻な危機が迫っている遺産が存在しているにもかかわらず、委員会の会合報告書には危機リスト入りへの反発例が多く記載されています。今ご覧頂いているのは5年ごとのサンプルで、世界遺産一覧表の遺産の数とこの底の部分の赤い線で示される危機に瀕している遺産の数が、登録遺産が飛躍的に上昇を続ける一方、40件弱で比較的安定した状態を維持しているという事実です。私は、この状況について、良好な状態にある遺産の方が多いと楽観的に捉えてはいません。これは、この保全手段を適切な方法で利用することへの抵抗がある証拠だと考えています。

もう一つの公式手段は、顕著な普遍的価値を失った物件を世界遺産一覧表から外すプロセスです。これまでもこの委員会では、何度か遺産サイトを一覧表から外す可能性について議論していました。その可能性がある遺産サイトが幾つかあったためです。もっともなことです。一覧表から外す手段を使うことは、常に抵抗を受ける傾向にあります。それは効果的だからではなく、結局はこのシステムの失敗となるからです。それでも、この世界遺産一覧表の信頼性を維持するために、その遺産が記載された根拠となる価値を失ったとこの委員会が判断した二つのケースに対して一覧表から外す措置が適用されました。

もう一つの基本的な手段はモニタリングです。「モニタリング」という具体的な言葉はこの条約の中には見られませんが、この言葉はこの条約に記載されているものではなく、その目的と義務の中に暗に示されています。世界遺産の体系的なモニタリングが最初に出されたのは、米国の1982年提案です。もう一度言いますが、非常に早い時期です。お分かりのように、これら全ての足取りが早かったのです。それは、国立公園の経験を手本にしているからです。既に世界遺産一覧表は、米国人やその他の委員会メンバーもしくはビューローメンバーによれば、非公式な接触とコミュニケーションだけを通じて物件の状況を監視するのは不可能であるというところまで大きくなっていました。これは、当時このシステムがいかに小規模であったかを示しています。米国の提案は、自己申告システムを行うというものでしたが、即座に却下されました。一部の国が、自らの主権が干渉されると考えたためです。それでも、この委員会は、これらの国々もモニタリングシステムを必要としており、信頼性のある世界遺産一覧表を維持するためには、このシステムが重要かつ不可欠であると実感しました。そこで、この委員会は、考えられるモニタリングシステムの仕組みと手順について調査するワーキンググループを設置しました。2回目の提案は4年後の1986年に行われました。このときは、ICOMOSに対して行われましたが、毎年ある一定の数の遺産サイトについて報告することを目指す意欲的な計画でした。数年間の試行錯誤の結果、このアプローチも扱いにくい、非効率といった理由で却下されました。

転換期は、この条約の20周年記念の際にやってきました。この時、この委員会が、より体系的な世界遺産のモニタリングを追求することを含む新たな戦略目標と目的を採択したのです。この目標を実行するため、1995年に、93年かもしれませんが、ケンプリッジの世界自然保全モニタリングセンターで、自然遺産と文化遺産両方に対する様々なモニタリング実験で既に経験を積んでいた主要人物を交えた重要な専門家会議が開かれました。これは、非常に重要な会議でした。そして、この会議で最終的に定期的な報告の枠組みとなる基本コンセプトを明確に打ち出したモニタリングの定義が提案されました。

しかし、こうした進捗にもかかわらず、専門家のコミュニティや一部の国々は、この委員会が何らかの種類のモニタリングシステムを設置する権限に対して、疑問を呈し続けました。このモニタリングに関する問題によって、世界遺産委員会と世界遺産条約締約国総会との間に、初めて大きな意見の不一致が生じました。そして実際に、この委員会の議長は、この委員会の一部のメンバーでさえ、総会では自分に賛成しなかったことや、この1995年の締約国総会が、国家の主権の問題とモニタリングの問題を巡る幾つかの決議案に対して、特に困難で厳しかったことに非常に落胆しました。この状態はその後数年間続きましたが、1997年の締約国総会で、ついにこの提案が受け入れられ、モニタリングは当該締約国の責任であって、遺産の状況に関して定期的に報告を行うということは、この条約に定める原則と一致するものであると結論付けられました。体系的なモニタリングプログラムが実現するまでには、こうした長い道のりがありました。そして、この条約の第29条を始動することにより、定期的報告が世界遺産システムの正式なモニタリング手段になりました。

この時以来、締約国は、世界遺産の保全状況を評価し、研究及び技術支援の必要性を特定するための周期的・定期的な報告作業に参加しています。これは世界遺産条約の主な功績の一つです。この正式なモニタリングモデルの確立は、世界的な基準となっています。これは、世界遺産システムに関する全ての人々の間の持続的な協力の成果であり、遺産の保護及び保全に対する、このモデルの貢献は持続的で重要なものです。

この条約の三つ目の目標は、国際支援の結集です。世界遺産条約採択に至るまでの年月の間、国際協力と財政援助が常に主要な目標として上りました。世界遺産信託に対する1965年の提案が、国際協力に関するホワイトハウス会議の一部として実現したことは、想起に値します。この条約は、国際支援と世界遺産基金の設置を規定しています。世界遺産委員会は、当初から、技術支援、管理計画、及び有能な職員や多くの国々に向けた格差を埋めるための大規模な訓練プログラムを含むその他の活動に資金を提供していますが、残念ながら、世界遺産基金が、拡大する世界遺産システムにおける緊急の保全ニーズを満たす上で十分でないことがすぐに明らかになりました。そこで、私は座って計算してみました。現在の世界遺産数状況で試算すると、遺産あたり利用できる年間の金額は、3,000～4,000米ドルで、それほど多い額ではありません。

ただ、外部の支援とパートナーシップの動員が得られるのが遅かったのです。この条約は、官民の基金の設置と国際的な資金調達キャンペーンの必要性を予見し、これを奨励する条項を盛り込んでいます。しかし、このシステムはすぐには潜在的な二国間及び多国間のパートナーシップを引き出せませんでした。2000年に入る前にも、早期のイニシアティブが少しありました。1989年、日本は世界の文化遺産を保護するための日本の信託基金を設置し、1995年には北欧諸国が能力構築と開発途上国を支援するためのNordic World Heritage office (ノルディック世界遺産オフィス)を設置し、さらに1997年にはフランスがフランスのユネスコの協力協定を通じた技術及び財政支援を提供する異なるモデルを採択しています。

第2セッション:世界遺産条約の歩み

現在、この驚くほど多くの地元企業が示すように、ここにご紹介しているのはユネスコの世界遺産がある現地のごく少数の地元企業にしか過ぎませんが、21世紀には、世界遺産のミッションに携わるパートナーの数と多様性に急激な伸びが見られました。国連財団やGEFなどの一部の組織は、保全の目的においてウェルカムファンド(welcome fund)を提供しています。その他は、様々なメディアイニシアティブを通じた、例えば先ほど見たビデオによる意識向上や、世界遺産を採掘禁止区域として見なすことに関する2003年の国際金属・鉱業評議会との合意という成功等、すばらしい成果に携わっています。研究訓練においては、大学研究者の動員、中国、パーレーン、ブラジル、メキシコ、スペインその他を含むUNESCOカテゴリー2センターへの訓練センターの設置のイニシアティブなどがあります。

それではこの条約のこれまでの成果についてお話したいと思います。これらは注目すべき事柄だと思います。ポジティブな面では、遺産の問題に関するすばらしい国際的な対話に貢献し、遺産の理論と実践に対する新たな理解を促進しています。この影響は世界に及びました。こうした考えが世界中に広がり、やがて現地の状況に適応したためです。世界遺産システムは、遺産の価値が認知され、保全戦略が構築される方法に影響を及ぼしました。顕著な普遍的価値という進化に関する最も重要な方針と、体系的なモニタリングの開発は、実に重要な成果のうちの二つでした。この国際的な対話は、文化遺産と自然遺産のギャップを埋める文化的景観のカテゴリーの導入につながり、真正性に対する解釈の拡大、また様々な種類の遺産の推薦を促進する文化的多様性とグローバルストラテジーの創設を実現しました。遺産の価値という概念自体は、物理的な場所そのものを焦点とすることを越えて、無形及び社会文化的なプロセスを含むものへと拡大しています。文化的景観という概念が含まれることにより、遺産の定義は、領土レベルにおける人類の活動の全範囲を含むものへと拡大し、その結果、とりわけ土着の文化と生物多様性の保全との間の関係を理解することにつながっています。遺産に関する国際的な対話の促進と遺産の理論と実践に関する新たな側面の展開におけるこの成功は、非常に大きな成果です。

この条約は、保全に関しても、著しくポジティブな結果を出しています。成功例としては、アンコールやメキシコのエル・ピスカイノにあるクジラ保護区、ペルーのワスカラン国立公園、ネパールのチトワン国立公園などがあり、保全に関しては、その他にも様々なポジティブな事例があります。一部の国々にとっては、事実上、世界遺産への参加がその保全活動の始まりとなっています。この条約は、保全のモデルと方法論の発展に刺激を与え、多くの成功を収めていると言えるでしょう。世界遺産システムにおける遺産資産の保護と保全という深刻な課題は、締約国、遺産管理者、専門家、ユネスコのスタッフ、外部のパートナー、及び特に地域コミュニティを含む、多くのアクター(actor)を結び付けました。そして、これに続く貴重な対話が、保全に対するグローバルアプローチの新たな基準と手段につながっています。また様々な報告プロセスによって、遺産の価値と実施中の管理との間の距離が確認されています。そしてリアクティブモニタリングと体系的な報告の開発により、世界遺産委員会は、世界遺産が時間の経過に従って顕著な普遍的価値を維持できているか否かを評価する際の監視規則を満たすことが出来ています。遺産価値と遺産管理の間の密接な関係を認識することが出来るこの前向きな進化は、各国レベルで適用されているもう一つのこの条約の重要な成果です。

しかしながら、世界遺産システムには、もちろん困難な課題がまだ残されています。それは強固な国際協力プログラムに対する資金の不足や、急速な都市化、観光、開発、及びいわゆる徐々に増す政治問題化といった数多くの原因による脅威などです。

インタビューの際、パイオニアたちは、世界遺産システムが技術支援と国際協力を提供するという目標を達成できていないことに対する厳しい批判は行いませんでした。現実には、この条約の崇高な目標とまだ合致していません。人的資源、保全の開発、及び千件以上にもなる資産の実際の保全に対するニーズを考えれば、世界遺産基金はほとんど無力です。

持続可能な開発という文脈において十分に保全された遺産は、バランスの取れた人間開発の資産です。それにもかかわらず、都市開発、観光旅行の大衆化、資源採取、開発プロジェクト等の多数の原因から、世界遺産の良好な状況にかかる圧力が高まっています。例を挙げて一つの側面のみを数量化するためにこのチャートをご紹介します。これは、国際的な観光旅行、観光客の到来が、1950年の2,500万人から、2011年の9億8,000万人に増加していることを示すものです。つまり、2,500万人から9億8,000万人に増えたということです。このことが世界遺産にとって、かなり大きな圧力となっています。観光による経済的利益は認められるものの、不適切な扱いの観光は遺産の物理的状態や経験の質にまで、深刻な悪影響を及ぼしかねません。この問題は遺産の商業化や市場性の開発にもつながる可能性があります。目標が保全ではなく観光の促進だからです。また一方で、武力紛争や不寛容による世界遺産の損傷が、世界遺産のビジョンとは全く対照的な最近の悩みの種となっています。多過ぎるくらいある全ての例の中でも、今朝、私たちが聞いたバーミヤン石仏、モルタル橋の破壊、さらにはマリやシリア、リビアにおける世界遺産が破壊された最近の例もあります。

政治的影響力の点ではこの10年で、国家の関心事の方が世界遺産に対する一般的なグローバルな視点に勝つという状況が増えています。この条約自体が、主権と一般的な関心事、そして政府代表者とIUCN、ICOMOS及びICCROMという科学的構成機関を組み合わせた制度との間に創造的な緊張を設定しています。世界遺産システムを間近に見てきた人たちの多くが、1990年代の中ごろが、世界遺産に対する政治的思惑が著しく高まり、科学的側面よりも優位に立ち始めた時期であると指摘していますが、このことは、現在、主流のメディアで公開討論にもなっています。非常に評判の良い雑誌「ザ・エコノミスト」などの記事の中においてです。2010年のものなどは「危機に瀕している危機リスト」という見出しが付いています。そして、世界遺産システムが「政治的影響を受けている」として非難しています。ユネスコの事務局長は、6月にサンクトペテルブルクで、世界遺産委員会に対しこの問題に対する懸念を表明しました。そして、「記載プロセス内の一部の展開により、この条約の中核的要素である科学的な卓越性、公平性の原則を弱められている」と述べ、記載プロセスの信頼性を確保する必要性を強調した上で、この委員会は、選択、すなわち基準に忠実なヒアリングなしにリストにどんどん遺産を追加するか、それとも先見の明のある者として行動し、世界遺産条約を活性化させるかの選択に迫られていると述べました。

それでは、最後に、私たちがインタビューを行った方々のお顔をご紹介します。今ここにご出席されている方もいらっしゃいます。世界遺産というアイデアは、社会、文化、及び環境分野における社会政策が活発化した1960年代に登場しました。この創造的な時代は、そのとき以来再現されていないベンチマークを設定しています。1960年代は非常に創造的な時代だったのです。1972年の世界遺産条約は、遺産分野における普遍的な価値及び国際的な義務という概念を推し進めるための最後の国際的な合意の一つとなっています。1960年代の理想主義と意気込みに根差したこの条約は、この40年間、変化する状況に順応してきました。この条約の文言は変わらないままですが、その適用はその人的及び社会的側面の全てにおいて、遺産に対する解釈の進化に合わせて拡大されました。この条約のこの大きな成功は、これに署名した締約国の数に反映されるとともに、また、社会の意識を高め、政府から地域コミュニティ、組織から市民社会、先住民から民間セクターに至る、あらゆる種類の人々をその使命に引き込むという、触媒的な役割を果たしてきました。この40周年は終わりますが、人類が何とかして保護・保全しなければならない普遍的価値を有する遺産があるのだという考えは、ポジティブでパワフルなメッセージとして生き続けます。ですから、ここ京都において、ぜひ世界遺産の取り組みを活性化させることを約束しましょう。ありがとうございました。



第2セッション:世界遺産条約の歩み

ユースステートメント
ユースプログラム(11月2日～5日)の成果発表

世界遺産条約採択40周年最終会合に先立ち、11月2日～5日、日本国外務省及び立命館大学の共催、京都ライオンズクラブの協力、ユネスコ世界遺産センターの支援のもと、全13カ国の異なる国籍の若者たち、総勢27人によるユース・プログラムが行われた。参加者は世界遺産を専攻する学生や研究者だけでなく、世界遺産の保存行政・実務者に及び、また、関係する世界遺産も文化及び自然遺産の双方であり、地域についてはアジア、ヨーロッパはもちろん、アフリカから中南米と、多様な背景を有する若者達が参加した。彼らは京都府南丹市美山の視察など通じて、文化財と地域社会の実際の関わり方に触れた上で、議論を深め、最終会合において次代を担う若者として発表すべく、若者の役割等を中心に「ユース・ステートメント」をとりまとめた。

6日、ユース・プログラムの参加者代表として佐々木洋子及びクエンティン・ハラダが壇上に上がり、また会場の一角には文書は全員で作上げたものであるとして他の参加者全員が起立した中、「ユース・ステートメント」を発表した。

「ユース・ステートメント」は、若者自らが社会の重要な一部として、その活力と熱意を持って、先人から引き継いだ世界遺産を次代に継承していこうとする力強い意思を表明している。さらに、世界遺産と持続可能な観光のための地域社会と若者の参画の仕組みの必要性、地域に根付いた生きた遺産の振興の重要性を指摘し、更に世界遺産の振興と保存への若者参画方法の一つとして「世界遺産ボランティア」を挙げつつ、国際社会に対して、世界遺産保存における若者のイニシアティブと参画に対する支援を要請し、世界遺産条約の将来は若者達とともにあると結んでおり、世界遺産条約採択40周年記念最終会合のひとつの大きな成果として評価された。



パネルディスカッションA
世界遺産の諸課題への取り組みについて



[座 長]
松浦 晃一郎
前ユネスコ事務局長

パネルディスカッションAでは、これまで40年にわたる世界遺産条約の様々な課題と取り組みが取り上げられた。

はじめに、世界遺産条約の履行について第一期から第四期までの四段階に分け、第二期で世界遺産センター創設による文化及び自然遺産への対応能力の統合といった画期的な対応など、それぞれの段階で特徴的な課題と取り組みが取上げられた。さらに、世界遺産条約は、文化関係や環境に関わる国際法の発展に貢献をしてきたことを挙げつつ、採択時と異なる状況に照らして世界遺産条約が発展すべきこと、武力による世界遺産の破壊から保護すること等の課題が示めされ、世界遺産条約は、経験とノウハウを生かし更なる将来へ向けて責務を負うとされた。

アフリカの例として、生活の質などの開発と世界遺産の共存、世界遺産にアフリカが占める割合と遺産が危機に瀕している割合の、世界遺産をめぐる3つのバランスとして問題が提起され、また、地域コミュニティが遺産の保全に関与することの重要性が指摘された。

世界遺産委員会が専門的な勧告を尊重せずに決定する例が多くなっているため、世界遺産一覧表の信頼性(credibility)が危機に瀕しており、さらに、自然遺産に対する様々な脅威に対しても十分な対処ができていない現状が指摘された。また小島嶼開発途上国においては、文化遺産の世界遺産一覧表記載数が非常に少なく、世界遺産委員会への参加を強化すると共に、文化遺産が自然災害に直面している厳しい現実を理解し、先住民の知識を有効に生かした遺産の再考を促したいとの意見が強調された。

また、世界遺産だけでなくあらゆる遺産や文化全体からの意見として、今後世界遺産条約をより効果的に履行していくためには、関連する機関や組織をより重視し支援していくことが重要であるとされ、世界遺産条約の主要なポイントの一つは、「信頼性がある」、「均衡のとれた」、「代表性がある」世界遺産リストの確立であるとされた。

第2セッション:世界遺産条約の歩み

「これまでの40年の世界遺産の主要課題」

[パネリスト]

ベナード・フォン・ドロステ

初代世界遺産センター長



私が関係した35年間の世界遺産条約の履行についてお話ししたいと思います。まず、この条約の履行の最初の段階にあたる、私が「専門家段階」と呼んでいる78～91年の第一期についてお話しします。1978年当時、締約国は40ヶ国以上でした。この第一期はできる限り多くの国々のこの条約への加盟と、質の高い最初の世界遺産一覧表を作り出すための取り組みを行っていたという特徴があります。IUCNデータバンクと専門家のネットワークは、既に早い段階で世界的な概観を可能にしました。ただし、文化の分野に関しては信頼出来るデータベースの価値判断が不足していたことに加え、認識(perception)というものがより重要な役割を果たしており、このことが世界遺産の選定をかなり困難にしました。当時の世界遺産委員会の決定は、世界遺産グループの別の会合において、また必要があればその会合の際に特別作業部会を設けて、非常に慎重に準備されました。決定はほとんど例外なしに、コンセンサスに基づいて行われ、たいいていの場合、諮問機関の勧告に従って行われました。しかしながら、この早期の段階で、既に世界遺産委員会の特権と締約国の対立という重大な問題が生じていました。例えば、インドの荘園やエチオピアのシミアン国立公園等の世界遺産危機リスト入りなどに関して疑問が呈されました。

そして、1992年の世界遺産センターの創設で、私たちは第二期に入りました。これは1999年までの期間ですが、統一、または統合の段階とも呼べる段階です。世界遺産センターの創設によって、文化および自然遺産のための対応能力が一つにまとまり、この新たに作られた存在が文化的景観の概念の導入を促進し、更に密接に関連する自然と文化間の連続体として遺産保全を見ることにより、世界遺産に取り組むチームが一つにまとまりました。また、より幅広い情報公開が大きな課題となりました。これに関しては、若者の動員に特別な注意が払われました。その時、私たちは基礎的な世界遺産の指導学習スクールを創設することによって、若者に世界遺産の概要を紹介しました。そして世界遺産に関する書籍や、日本のTBSやNHKなどでのテレビ番組を制作するため、に多数の取り決めが行われた他、ピーター・スタート(Peter Start)の支援を得て、世界遺産に関する情報がインターネット上で初めて公開されました。1993年には世界遺産センターが年4回世界遺産ニュースレターを開始し、さらに1996年以降は世界遺産ジャーナルを発行しています。また1994年の奈良会議により、この条約の運用により大きな柔軟性が与えられました。この段階は何より、将来の世界遺産に対する体系的なモニタリングのための基礎を築く段階でした。世界遺産に関する将来の分権型作業のマイルストーンとなった出来事は、ユネスコのカテゴリ－2のセンターとして、Nordic World Heritage Center(北欧世界遺産センター)、後にFoundation(基金)と呼ばれる施設が承認されたことです。さらに、カナダのケベックのおかげで世界遺産都市機構が創設されました。

私が柔軟段階(flexi-phase)または政治的に適切な段階(Political Correctness phase)と呼んでいる、2000年から2005年までの第三期では、主に、世界遺産一覧表の不均衡な構成を是正すること、すなわち全くの欧州中心のアプローチを修正することに焦点が当てられました。ブダペスト宣言はこうした懸念を表したものです。グローバルスタディは、将来の均衡を達成することに役立つのか。この問いについて簡単にお答えすれば、より正しい方向で推薦に影響を与えることとする委員会の方針決定は、自分たちの国が有利に運ぶよう政治的手段を用いた国々の関心により、実りのないものになりました。もちろん時には世界遺産一覧表の質やこの条約の管理性を犠牲にして、世界遺産委員会の基準の適用における柔軟性によって、かなり幅広い世界遺産条約への加盟が認められました。地域ごとの世界遺産の体系的な報告及びモニタリングの導入は最終的に、現状の問題に対する多くの価値ある理解につながりました。そして、世界遺産ごとの管理計画及び提案の重要性がますます認識されるようになりました。また、各遺産の普遍的な重要性及び価値を発信する正確なステートメントを作り上げる重要性が求められ、これは世界遺産一覧表の質とこれに対する理解を高める上で、非常に重要なステップでした。

第四段階は、私が過負荷段階(Phase of Overload)と呼んでいる、2006年から今日に至るまでの期間です。この段階は約千件にも及ぶ世界遺産数と、ユネスコのほとんど全ての加盟国がこの条約に加盟したという事実によって、最も特徴付けられます。これらの量的な側面が全ての関係国際機関にとって、及び世界遺産委員会の議題にとって、明らかに作業の過負荷の原因となっています。世界遺産委員会には、実際に実質的な議論を行える余裕がほとんどありません。加えて、現在、世界遺産委員会は遺産の専門家よりも、キャリア外交官によって占められている場合が多々あります。最後の分析としては、世界遺産一覧表の質は明らかに、世

界遺産委員会の決定次第で決まっています。この組織が、技術面よりも外交面を反映していることにより、世界遺産委員会の作業が、専門家の判断よりも政治的取引に支配されているのではないかという憶測を招いています。残念ながら多くの政府間組織に見られる落とし穴を、常に避けられるとは限りません。肯定的な面では、2007年に世界遺産委員会が、世界遺産危機一覧表への記載に対する責任及び世界遺産一覧表から物件を削除することに対する責任を担い、この条約の史上初めて、その権限を完全に行使したことを述べるべきでしょう。世界遺産一覧表の信頼性の向上に資する意思決定の新たな質はドレスデンの例に示されています。

現在の重要な課題は、加速する気候変動の状況に応じて、世界遺産をうまく保全することです。多くの世界遺産は、既に地球温暖化の深刻な影響を示しています。人為的気候変動と平和の関係は、将来、ユネスコの生物学的及び文化的多様性を守る取り組みにも大きな影響を与えます。私にはこれまでのところ、この問題に十分対処出来ているとは思えません。また、ドロブニク、アレppoの旧市街、トンブクトゥ、パルミラやパーミヤンの大仏の破壊は、戦争時や時には平時の際でも、世界遺産を守る上でのこの条約の無力さを示しています。そのため、効果的な対応のメカニズムを特定し、検証していくことが最も重要な課題として残っています。次世代に公平を期すために、私たちはグローバルな市民文化を構築しなければなりません。次の段階は、アウトソーシングと分権化という高い世界遺産倫理の段階でなければなりません。

「国際法の視点から:「責任ある主権」モデルとしての世界遺産条約」

[パネリスト]

フランチェスコ・フランチオーニ

元世界遺産委員会議長、イタリア



世界遺産条約誕生40周年を記念するこの会合に参加することができ、大変、光栄に感じ、感激しております。まず初めに、私をご招待くださったことと私たちに対するすばらしいホスピタリティに対して、ユネスコと日本政府に感謝申し上げます。本会合は、世界遺産を推進するための努力と情熱を共有する非常に多くの同僚や友人と再会する機会を与えて下さいました。しかし、私たちに時間はあまりありません。7分のみと言われておりますので、基本的に4つのポイントに絞ってお話させて頂きたいと思います。後で更に深い議論が行われるかもしれませんが。

一つ目のポイントは、国際法の発展に対する世界遺産条約の貢献です。この貢献は、ユニークなものであると私は思います。40年前のことを考えた時、文化及び自然遺産に関する国際法はほとんどありませんでした。文化的物体について、国家の一部、そして資産や私有財産の一部であるとする狭い概念を、人類の経験と知識という財産を譲り受けているものだという世界主義的な概念に転換する、非常に大きな規範的運動の最前線に世界遺産条約はありました。また、同時に世界遺産条約は、人間環境に関する1972年ストックホルム宣言とともに、今日の文化的多様性、生物多様性、気候、砂漠化、生態系サービス、その他多くの環境保護分野において、国際法の制定に対する壮大な運動のための道を開きました。

二つ目に私が指摘したいポイントは、国際法の加速と足並みをそろえるという課題についてです。今日の国際法は1972年当時とは違います。市場経済のグローバル化によって、特にWTOとともに貿易分野で、すなわち、投資－対外投資、強化システムとの地域経済統合、強制力のある紛争解決等において、グローバルガバナンスのための制度が創設されています。文化及び自然遺産の分野にこれと同じような展開はありません。こうした不均衡は、紛争の際に、文化、自然の価値を犠牲にする国際経済法規範が結果を決めてしまう危険性があります。それ故に、私たちは国際法のその他全ての規範において、文化及び自然遺産をより保護するために立ち向かわなければなりません。

三つ目に指摘したいポイントは、今日の暴力と武力紛争によって課される課題です。私たちは、既にこうした事態が発生している地

第2セッション:世界遺産条約の歩み

域のことを耳にしています。こうした地域も規則、法的規範が不十分です。1907年ハーグ陸戦法規、1977年ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第53及び55条、1954年ハーグ条約の第2議定書。欠如しているのは重大な危機に対処できる強制メカニズムです。この制限を乗り越える幾つかの可能性がありま

恐らく私の発表における最も重要な点について、最後に法律の観点からお話したいと思います。これが既に前の発表者も話されていた通り、今日のこの40周年にあたる時点で世界遺産条約が抱える主要な課題です。それは自らの成功の犠牲者になることを避ける方法を探すという中年の危機という課題です。この課題に立ち向かう方法は、私の考えでは、世界遺産条約の教育的・規範的役割に焦点を当てることです。世界遺産の保全戦略及び措置に関係する運用上の作業に関して、締約国の最大限の分権化を促進するという意味においてです。これには私の発表の演題である、「責任ある主権」と私が呼んでいる、このアイデアを推進することが必要です。世界遺産条約が、責任の履行と主権の行使に対するボトムアップアプローチを推進するための、意見交換の場になり得るという考え方です。この考えは、価値に関係なく、人間の公共の利益を満たすこと、文化及び自然遺産を保護することに役立つ方法で、政府の権限を行使することを意味しています。このボトムアップアプローチは国際機関の代表となっている、公的機関の信頼性や正当性にさえ危機が生じている現在に必要なものです。その他にも、文化及び自然遺産の価値を推進する役割を地域コミュニティ、先住民、関係団体に戻すための運動、非常に強力な運動が挙げられます。

40年というと成熟した年月ですが、世界遺産条約はまだまだ若いです。ですが、この条約には経験とノウハウがあり、さらなる激しい40年に立ち向かう責務があります。

「アフリカにおける世界遺産条約に関わる状態のバランス」

[パネリスト]

ドーソン・ムンジェリ

ジンバブエ・ユネスコ駐在代表次席、ジンバブエ



この発表では、バランスに関する問題についてお話しします。この文脈において、私は三つの側面について考えたいと思います。一つ目は概念、二つ目はこの条約のバランス、そして三つ目の側面として、コミュニティという文脈におけるバランスについてお話しします。これらは全て世界遺産の持続可能な開発という、全体的なテーマの枠組みに沿ったものです。

現在、アフリカに関する議論は、私が考えるに、あまりにも簡単すぎる傾向があります。凹レンズを使って、この用語が使えるんですが、経済、つまり開発対保護の問題に議論の対象が絞られています。そして、1993年に言われた言葉を引用します。「パンがないところで、どうやって彼らに遺産を守らせろ、と言えるでしょうか」。私はこの意見に賛成です。これは間違った二者択一です。私たちの文化は、経済発展のレベルに関係なく、究竟の豊かな状態にあるためです。問題は、パンか遺産かという問題ではなく、パンと遺産という問題なのです。それ故、このバランスに関する問題は、私たちが、いかにして互いを確保すべきかということにかかっているのです。私たちはこの両方を実行できる、また両方を実行しなければならないと考えています。

今朝、今日の午後、ヌビアキャンペーンに関して何度かの言及がありました。バランスの問題の文脈において、少し触れたいと思います。皆様は、エジプトが現在取り組んでいる国民の生活の質を向上するための探究への答えを出すため、ナイル川から大量の水を取って、その水を灌漑に使わなければならない状況に直面しているという問題をご存知だと思います。その結果、人類とエジプトの遺産に悪影響が及ぶことは明らかでしょう。現在、これによく似た状況があります。それは南アフリカの遺産です。同様の問題が頻発してい

るということです。バランスの問題はアフリカで頻発している問題なのです。1960年代と1970年代に起こったことが現在も起こっています。しかし、私たちは、今日の午後に若者が述べた世代間衡平性の原則を尊重しなければならないということに賛成です。世代間衡平性は、各世代に地球規模での義務を課しています。先祖から委ねられた物を引き継ぐ者として、皆等しく、それを後世に引き渡す義務を負っています。これは若者のステートメントに基づくメッセージです。この考え方は、完全にアフリカで共有されるものであり、2012年9月のJobekによる成果ステートメントにも取り入れられています。短く引用しますが、次のように述べられています。「持続可能な開発と世界遺産は共存しなければならないものであり、いずれも、他方の利益または存続のために犠牲になってはなりません。これら二つの要素を反映する遺産の保護及び保全を支えるパラダイムが、明確に説明されるべきです」

二つ目は、この条約自体から生じるバランスの問題についてです。この2つのグラフをご覧ください。これは、現在、世界遺産の9%がアフリカ大陸全体のものであることを示しており、そしてこれらの遺産のうち、42%が危機に瀕しているという割合を示しています。これらは解決しなければならない要素であると考えています。一方の少なすぎる代表性と、もう一方の多すぎる代表性の因果関係。そして、関係する条項、すなわち世界遺産条約の第1及び2条へは触れませんが、私はただ、この条約そのものには手をつけられませんので、作業指針の中で、更なる努力を行って、これらの問題の幾つかに対処すべきであることは疑いのないことであるということを伝えたいのです。

申し上げておりました非常に重要な三つ目の側面は、コミュニティの役割における利益のバランスを取ることです。ちなみにこの条約自体、コミュニティに具体的に言及していません。しかし、2007年に、私たちが五番目の「C」としてコミュニティを加えるべきであるという約束をしました。これは、文化遺産と自然遺産の保全は、該当する遺産と密接な関係にあるコミュニティの積極的な関与によって為されるべきであるということを示すものです。これについては、アフリカでどのように展開されてきたでしょうか。2010年に行われた外部監査によって、残念ながら、これに関しては原則の記述のみに留まっていて、実行に移されていないことが示されました。アフリカという文脈において、ケニアのアルバート・ムマ氏は、次のように述べています。「国ベースのシステムは圧倒的な支配力を持っています。この影響がコミュニティを、この遺産から遠ざけています。これは私たちの国と私たち自身で解決しなければならない根本的な問題です」。

最後に、ポジティブな成果があることについて、述べさせてください。コミュニティが関与することの利益、これはウガンダの世界遺産カスピです。この遺産は、地域コミュニティにその持続と存続を完全に委ねています。彼らが果たしている役割をご覧くださいと思います。まとめとして申し上げますと、コミュニティについては「just us」(単なる私たち)の問題ではなく、「justice」(正義)の問題なのです。

「世界遺産条約の発展に関する歴史的考察」

[パネリスト]

ジェームス・ソーセル

IUCNシニア世界遺産アドバイザー、カナダ



30年前、私はフィレンツェで行われた第7回世界遺産委員会会合に、IUCNを代表して出席しました。1983年のことです。当時、この条約は、発展途次の段階にありました。その頃は、45件の自然遺産登録と78の締約国しかありませんでした。そうした早期の時代は、比較的、容易な時代でした。明らかにアイコン的な遺産が申請され、わずかな課題を処理するだけでした。問題が生じた場合でも、委員会の事務局にはファイル整理や総会の前に原稿案を準備するために雇われた7人のメンバーしかいませんでした。私が、当時IUCNで最初の10年間勤務した時、カラカスでの世界公園会議の後、ワシントンで20周年記念イベントがありました。これらは主に建設的な祝賀の会合でしたが、幾つかの重要な成果がありました。初めて世界遺産が、いかに保全に関して重要になり得るかを簡条書きにし、本にまとめました。この中には最初の10年間に、当時21件の遺産を保護するために世界遺産条約が、実際に救った、あるいは主要な保全努力を行った、21のサクセスストーリーの一覧が含まれています。

第2セッション:世界遺産条約の歩み

そして、1996年になりました。この年は重要な年で、メリダで第20回世界遺産委員会が開かれ、そして非常に大規模で重要な変化が起きました。一つの自然遺産の申請を巡って、非常に長く不和を生じる議論を行った後、委員会は、全てではありませんが、作業指針に定める手順と規則を初めて無視したのです。実際、1人の代表者が作業指針の6項目をはねつけて、遵守しなかったと述べています。この会議の報告者のレポートに書かれていたこと、これはどの会議でも引き合いに出されるほど実に驚くべきものでしたが、その内容はこの条約が単なる政治の道具になる危機に瀕しているというものでした。別の代表者も続いて熱のこもった話をされ、またもや報告者のレポートを引用するよう求めました。次のような一文です。『委員会は手順を遵守せず、私たちの誠実さを汚した』。

この前例が作られて以降、世界遺産委員会は、度々規則を逸脱しました。この傾向は、近年増加しているように思われ、その結果、世界遺産委員会の信用性は深刻に疑問視されるようになりました。

IUCNが世界遺産を支援し続けている一つの理由は、自然遺産の保全の成果に関する見事な記録です。このことについて、世界遺産が称賛されても良いと思います。例えば、10年前に世界公園会議に向け作成された、この条約の効果に関する概要レポートには45ヶ所の自然遺産の保全に対する大幅な改善について明記されています。世界遺産活動は重大な影響を及ぼしたのです。私たちはこの種の記録を念頭において、世界遺産活動が保全に対して大きな貢献を行っているという事実を売り込むことが出来たのです。

そしてIUCNに勤務して20年後、世界遺産委員会会合を経た2004年までのことについてもう少し見てみますと、この条約が進もうとしていた方向性に、ある特定の傾向があり、私は不安になりました。それには三つありました。一つは自然遺産の推薦プロセスの進められ方が速く、二番手のレベルの多くの遺産が記載されました。世界遺産一覧表は、実際、最も傑出した場所の精選リストから世界中の重要な遺産の目録へと変貌し、中にはOUV(顕著な普遍的価値)が疑われるものもありました。

二つ目の問題は世界遺産委員会の会合が、ますます政治的な思惑によって動かされるようになっていたことです。そして、代表団の多くには自然分野の専門家さえいませんでした。これは当然ながら、一部の技術的評価が不適切なものになること、及び世界遺産一覧表そのものが、その唯一無二の性質を失うことにつながりました。

三つ目は、確かに年々ますます浮かび上がってきていることですが、それはより精巧なモニタリングシステムによって明らかにされる、様々な自然遺産への脅威でした。世界遺産委員会には、十分にこれに対応できるだけの能力がありませんでした。保全活動は低迷していました。

世界遺産は道を見失ったのだろうか。私は自分に問い掛けました。昨年にユネスコの外部監査が行った評価によれば、実際、世界遺産条約は道を見失う危機に瀕していました。その監査は、そのグローバルストラテジーに関する、彼の包括的で広範なレビューにおいて、26項目に及ぶ鋭い勧告を行い、実行すればこの条約を危機から成功へと引き戻すことになることとしました。称賛すべきことに締約国総会が、その監査の勧告を支持しました。これは、世界遺産委員会の仕事を改革する上での、またはクリスティーナ・キャメロンさんも述べられました、継続的な衰退から世界遺産委員会を救う上での良い前兆です。

「小島嶼開発途上国からの視点」

[パネリスト]

アリッサンドラ・カミンズ

バルバドス博物館長、バルバドス



本日、私の短い発言は、世界遺産条約に関して小島嶼開発途上国が直面している課題に焦点を当ててお話をさせて頂きたいと思っています。まず、SIDS(小島嶼開発途上国)の幾つかの文脈、文脈的背景をご説明したいと思います。ほとんどの場合、SIDSは、これらの領域の価値を自らの帝国の拡大のために燃料補給のための自然資源という観点で、植民地保有国が考えていた時代を共有

している国々です。この点において、これらの領土の先住民さえも、人類の歴史を作ることの出来ない利用可能な自然資源と見なされました。これと同様にこれらの領土で、その時代に書かれた文書は、資源の利用というレンズを通して構築された話に終始しています。そのため、植民地出身の学者によるSIDSの文化遺産の扱いが、これと同様の利用という考え方から生まれているということについては驚きません。世界遺産については更に、劇的な転機、すなわち、18世紀の大西洋世界とカリブ海地域のプランテーション制度の出現と成長、自然科学の進歩、そして他の地域で生じた同様のプロセス等と結び付ける必要があります。大西洋地域の貿易ネットワークとして奴隷制度、権力、及び革命が、自然科学と文学をからみ合わせ、そして芸術的創造性や早期の文学、哲学には自然史に対する戦略が染み込んでおり、これらの影響は顕著でした。そのため、これらの島々SIDSは、異国の非中心的な国等ではなく、むしろ歴史の語りや世界的規模での経済成長の発展における知的中心だったのだということを理解することが必要です。結果的に植民地時代に作られた知識を文書化したものが、これらの領域の文化遺産に関する限られた学問の最初の基盤を形成しましたが、いかなる意味においても、この二つの関係性を確認できるものではありませんでした。

文化遺産に対する先住民の解釈(Interpretation)は、学問の領域からずれたものになりがちです。それは、先住民たちが古くから主に知識を口承してきたためです。解釈は非常に重要であり、遺産に価値をもたらすものであるということを強調したいです。例えば、SIDSコミュニティ以外の人たちは、海は自然現象というだけでなく、文化的現象でもあるということをほとんど理解していません。貿易、移動、交換の媒体である海は、先住民のアイデンティティにとって文化的重要性を帯びています。このことは、例えば、バヌアツにあるロイ・マタ王の領地が世界遺産一覧表に記載されたことによって、最も劇的に明らかになっています。こうした理解は他の地域にとっても非常に重要です。学者たちは概して、文化及び自然遺産の形成における地域間や、島から島への人や植物の移動について、十分な考察を行ってきませんでした。例えば1791〜1793年に行われた旧タヒチからのキャプテン・ブライの二度目の成功した航海では、キュー・ガーデンのジョセフ・バンクス卿が、西インド諸島の奴隷にされた人たちに食料を与え、彼らを入植させるためにパンノキヤ、その他の植物を持って行きました。

非常に重要な世界遺産一覧表記載の基準は、推薦された遺産の文化的価値に関する真正な歴史的文書があることです。植民地時代の解釈は、SIDSの資産の実際の遺産的価値に関するSIDS締約国や諮問機関、最終的には世界遺産委員会の解釈にも影響を及ぼしてきました。文書化された解釈の正確性における、こうしたギャップを克服するためには、先住民たちの視点による多くの知識を文書化する必要であることは明らかです。しかしながら、大学等のこれらの遺産に関する知識の中心となる施設は1950年代以降にSIDSで設置し始められたということを心に留めることが重要です。更に締約国は、その義務を満たすために、特定のレベルの専門的知識を確保する必要があります。こうした意味において、SIDSの規模は小さく資源も限られているため、専門的知識の蓄積が極端に限定的であるか、全くない締約国もあります。この格差は対処すべきものです。

これについて考慮すべき統計を提示させて頂きたいと思います。SIDSが直面している課題は確かに、この条約への加盟ペースが限られているということに反映されています。これは検討すべき統計の一部です。1980年に最初にこの条約に加盟したSIDSはハイチで、その年の後半にセーシェルが続いて加盟しました。しかしながら、ハイチはこれまでの間に、1つの遺産しか世界遺産一覧表に記載できていません。この条約に加盟しているSIDSは、現在32ヶ国で、これはこの条約の締約国全体の16.8%に相当します。そして、その中で半数にあたる17 SIDSにおける28件の遺産が世界遺産に登録されています。これは世界遺産一覧表記載数の2.9%に相当します。このうち19件が文化遺産で、7件は1つのSIDS、すなわちキューバに位置しており、1つは複合遺産です。つまり、キューバ以外のSIDSから世界遺産に登録された文化遺産は13件しかないということになります。この条約が発効されてから16年後の1988年に、世界遺産委員会の委員国になった最初のSIDSはキューバで、これまでのところ合計5ヶ国のSIDSしか世界遺産委員会の委員国になっていません。また、このうちの4ヶ国は、ほんのここ10年の間に委員国になったばかりです。

国連システム及びこの条約において、SIDSの認知度を向上させるための地位向上に目を向けて頂きたいと思います。これは小島嶼開発途上国の存続について定めた1994年のバルバドス行動プログラムから始まりました。SIDSの最も重要な資産である人的資源と文化遺産にしっかりと根ざしています。これらの資産は、厳しいストレスに晒されています。そのため、あらゆる努力を行って、持続可能な開発プロセスにおける国民の中心的立場を確保しなければなりません。バルバドス行動プログラムの更なる履行に関する具体的なステップを概説しています。このことは、2004年のモリス戦略(Morris Strategy)によって強化されました。さらに五番目の「C」であるコミュニティの4「C」への追加がSIDSにとって重要なステップでした。

それでは、私の発表の最後の部分に入りたいと思いますが、これはSIDSのこの条約への参加強化を進めることについてです。SIDSには、様々な現実があるということを理解することが非常に重要です。他国からは、一般的にSIDSが平穏で落ち着いたパラ

第2セッション:世界遺産条約の歩み

ダイスだと思われがちですが、実はSIDSの国々の生活はそれほど楽ではありません。別の現実、これらの場所、特にハリケーンや火山、地震、及び近年では気候変動などの自然災害や、あらゆる形の文化浸透にも弱いということです。確かに世界遺産の文脈において、SIDSに帰属する価値を制限する働きをしてきた植民地時代、及びそれより前の国の歴史における空間的・言語的境界について、もう一度考える必要性がかなりあります。その他のSIDSの参加をより深め、改善するための提案についても検討しているのですが、今日はもう時間がありません。ですので、私には提案があり、そのうちの6つ、それらを皆様のお時間がある時に、ぜひ考慮に入れて頂きたいということをお伝えしておきたいと思います。



第3セッション:世界各地の40周年記念行事報告

世界各地の40周年記念行事報告

[座 長] キショー・ラオ ユネスコ世界遺産センター長

・世界遺産と持続可能な開発に係る会合(ブラジル、オウロ・プレット、2月)

カロリーナ・カステリャノス 文化遺産アドバイザー、メキシコ

世界遺産と持続可能な開発に関する専門家諮問会議(Consultative Expert Meeting on World Heritage and Sustainable Development)の結果を発表し、同時に2012年9月にデンマークで開催された世界遺産条約及び先住民族問題に関する国際専門家ワークショップ(International Expert Workshop on the World Heritage Convention and Indigenous Affairs)についても簡単に触れたいと思います。

世界遺産の分野では保全と開発との関係が議論の中心になっており、持続可能な開発を1972年条約の履行に統合する必要があります。

2012年2月には、ブラジル、オウロ・プレットで世界遺産と持続可能な開発に関する専門家諮問会議が開催されました。その主な目的は、持続可能な開発を世界遺産プロセスで主流化させる方法について話し合うことでした。2012年を通じ、世界遺産センターでは、国連持続可能な開発会議(United Nations Conference on Sustainable Development:リオ+20)において世界遺産が考慮されるよう努めました。オウロ・プレット会議は、世界遺産と持続可能な開発との総合的な関係について話し合う機会であり、あらゆる地域からの専門家を含め、50名の参加者が集まりました。作業セッションでは、現実の経験を生かし、世界遺産保全の努力において、持続可能な開発の主流化が可能な方法を検討しました。参加者は、世界遺産の保全と持続可能な開発の追求は目標として矛盾せず、地域社会との関係と持続可能な開発とを強調した世界遺産に関する強力な方針が必要であるとの認識を示しました。

- 具体的に、会議参加者が提案した理想的な方針は、以下の通りです。
- ・世界遺産が、持続可能な開発に貢献する可能性を十分に活用するよう確保する。
- ・世界遺産の関係者が、持続可能な開発に従事する恩恵を活用できるよう促す。
- ・世界遺産条約が、幅広い持続可能な開発目標と整合するよう確保する。

世界遺産の特定、保全、管理には多部門的かつ学際的な手法を講じられ、脆弱層に注意が払われるような方法で高次開発政策において統合されるべきです。その一部は、前述のデンマーク会議において取り上げられ、先住民はそれらの人々に影響が及び得る決定において、単に世界遺産の関係者と見なされるのではなく、権利者として認められなければならないことが強調されました。オウロ・プレット会議では、方針を策定するために専門家による小作業グループを設置し、世界遺産委員会が戦略的に「協力(cooperation)」を表す六番目の「C」を加えるよう提案されました。世界遺産は持続可能な開発に関し、革新的手法とベストプラクティスのモデルを開発する試金石となり得ることが提示されました。

・地域間会議「世界遺産とともに生きる」ー欧州およびアフリカ(ノルウェー、レーロース、5月)

イングン・クヴィステロイ 環境省シニアアドバイザー、ノルウェー

鉱山の町レーロースで開催されたレーロース会議「世界遺産とともに生きる」について発表します。この世界遺産は、町、その産業的及び文化的景観、そして冬季の輸送路から構成されています。

会議開催にあたり、我々が取り上げたかった課題は、締約国により特定された「世界遺産と持続可能な開発」についてでした。まず各地の世界遺産の関係者が、共通の懸念を特定する機会を提供したいと考えました。もし二つの異なる地域が、課題とニーズに関して合意したら、それらの課題はおそらく真に国際的な懸念であると考え、南アフリカと提携しました。この二つのグループの交

流は会議の3カ月前に互いの世界遺産をメンバーが訪問したときから開始されました。

地域社会を世界遺産に関与させるために、ボトムアップ手法の推進に努めました。招聘者による講演や事例発表が実施され、青少年には会議の3カ月前及び会議中に積極的な役割を演ずる機会を提供され、ソーシャルメディアが大いに活用されました。会議の目標は多くの人々を積極的に関与させることであり、学童はガイドを務め、青年は文書やメディアとの連絡の責任を担いました。また参加者もダンスグループに参加し、その後アフリカのダンスを実演しました。

会議を通じ、参加者は地域社会が多層的かつ多部門的であり、異なる能力や資源を有する人々のグループから構成されることを認識しました。地域社会は絶えず発展し、変化しており、その利害は世界遺産の利害と必ずしも一致しない可能性があります。成果文書の主な理念には、必然的に以下を伴います。

- ・継承されてきた地域社会と世界遺産との関係、及びその健全性、世界遺産保全のあらゆるレベルにおける合意と関与、有意義な対話、人材育成のための研修と教育、恩恵と義務。

- 勧告の重要点は、
- 1.地域社会の十分な情報に基づいた自由意思による事前合意を、より強力に作業指針に取り入れる。
 - 2.誰もが理解出来る世界遺産のための言語を開発する。
 - 3.地域社会が、世界遺産活動に参画するための効果的な機構を開発する。
 - 4.青少年を有意義な方法で関与させる。
 - 5.地域社会レベルで、データ、指標、調査を改善する。

これらの理念は、全ての地域社会に関わるものです。

・国際会議「アフリカにおいて世界遺産とともに生きる」(南アフリカ、ヨハネスブルク、9月)

シブシソ・サバ 芸術文化省長官、南アフリカ

南アフリカの芸術文化省では、「アフリカにおいて世界遺産とともに生きる」のテーマの下、世界遺産条約採択40周年記念会合を開催し、300名を超える世界遺産の関係者が一堂に会しました。

ワークショップは4つのセッションに分けられました。第一のワークショップでは、世界遺産の保全の責を負う開催会合として、課題と機会について話し合わせ、第二のワークショップでは、持続可能な開発と観光に関し、第三のワークショップでは、世界遺産の専門家を中心に議論が行われ、第四のワークショップは、世界遺産の周囲に暮らす地域社会について話し合いました。この最後のグループのメッセージは、「我々に関わることは、我々なしでは一切進めない」という極めて明確なものでした。

- 同会議の成果として、
- 1.マリの状況に関する宣言。
 - 2.世界遺産に関するマロペン(Maropang) 専門家会議の支持。
 - 3.世界遺産への地域社会の参画に関するレーロース会議の支持。
- とともに、様々な勧告が行われました。

アフリカは一つの大陸として、信頼性があり、均衡のとれた世界遺産一覧表を今後10年間で実現することが必要です。同会議では締約国、特にアフリカ諸国に対し、人材育成において互いに協力するよう求めました。我々の遺産について話し合う場合に、ユネスコは我々の声に耳を傾けなければならないという信念に対して、本会議は満場一致で賛同しました。

第3セッション:世界各地の40周年記念行事報告

・国際シンポジウム「アジアの世界遺産サイトの保全管理のためのコミュニティ参画」(韓国、扶余、9月)

パク・ソヒョン ソウル大学校、韓国ICOMOS

扶余会議では、アジアの世界遺産保全管理の改善へ向け、地域社会の参画に焦点が当てられました。会議の目標は、持続可能な開発のための世界遺産保全の実施において、地域社会の役割を特定し、特にアジアにおける世界遺産保全の国際理念と地域での実践とを特定することでした。更に同会議では、長期的には手法手引書改訂において、地域社会の参画を明確化することを目指しました。

会議の背景として、国内の課題とグローバルな状況の両方に対応する韓国の世界遺産理念をまとめる作業が行われ、同時に世界遺産という文脈において、2011年、世界遺産保全の定期評価を行い、我々は世界遺産について近隣諸国と話し合うことが出来ると考えました。同会議では関係各機関から6名の代表を招聘し、アジアの事例研究7例と三つの話し合いを行うことが決定されました。招聘されたアジア諸国は、ネパール、中国、日本、フィリピン、インド、ラオスでした。

会議では、地域社会の役割、気候の変動、所有権、地域のリーダーシップ、恩恵の共有、緩衝地帯の問題も含め、多くのことが話し合われました。定義を草案するにあたり、特定のキーワードを提案しました。すなわち「地域社会」「OUV」「境界」「持続可能な開発」「地元の伝統」「政府のシステム」です。

地元の伝統と政治状況について、また地域レベルでの人材育成について話し合いが持たれました。更に進捗を監視するために、地域社会の参画に関するチェックリストの策定についても話し合いました。そのようなチェックリストを用いると、各世界遺産での地域社会の参画活動が、更に推進されるという点で合意しました。地域社会参画に関するチェックリストにより、地域社会の参画を評価し、次に最善のステップを選ぶよう推進できます。同会議の成果に関する草案は、繰り返し改訂する必要があります。我々はそれに取り組む一方で、地域社会の参画に関する情報を手法手引書に追加するよう努めています。またアジアでの継続的対話の推進者となることを目指しています。

・アラブ世界の考古学と文化遺産 第20回会議(アルジェリア、アルジェ、3月)

ハエット・ゲタット アラブ連盟教育科学文化機関(ALECSO)遺産保護プログラムディレクター

ALECSO創立総会のために、観光の中核としての世界遺産に焦点を当て、世界遺産を保全し、開発を推進する試みについて話し合いました。観光を通じてのそのような試みは、社会の発展につながる可能性があるとの参加者は述べました。もう一つの主要なテーマは、無形文化財でした。専門家の養成及び人材育成の推進は、この関連で話し合われた二つの主要なテーマでした。12月には、世界遺産に関わる国際的な関係者と再度連絡を取り、世界遺産管理の努力を調整するために追加会議を開催します。アラブ世界の考古学と文化遺産の会議は、まだ歴史が浅く、20回目の会議が行われたばかりです。今後も考古学と観光に関する先駆的作業に取り組み続ける予定です。今回、16カ国が参加し、本年のテーマについての刊行物を作成しています。

ムラド・ベトゥルニ アルジェリア文化省 文化財法的保護および文化遺産評価担当部長

アルジェリアでの会議について述べます。同会議において、アラブの全ての考古学者が一堂に会し、世界遺産について話し合いました。世界遺産に関し、同地域は、現在変化しつつあります。まずアラブの春は、一部の世界遺産に脅威を及ぼしました。その後、パレスチナがユネスコに加盟して、アラブ諸国の世界遺産の状況は変化しつつあります。会議の目標は、各国の世界遺産保全に関し、共通の目的を示すことでした。アラブ世界では、この点に関して極めて熱心ですが、我々にとっての重要なテーマは、文化関連の観光をいかにアラブ世界に取り入れるかというものでした。総会およびテーマ設定会議を催し、文化遺産及び自然遺産に関わる人々を集め、保全について話し合いました。またイラク及びリビアにおける略奪の阻止についても議論され、更に世界遺産の価値を高める均衡のとれた開発についても話し合われました。サウジアラビアは観光に関する四つの選択肢を提案し、スーダン

は世界遺産に焦点を当てた提案を行いました。オマーンはその所有下にある140を超える廃墟について、また城の再利用につい

ても論じ、モロッコは、世界遺産により観光を推進し得る方法について述べました。

四つのワークショップが開催されました。一つ目は教育に関するもの、二つ目は、博物館協力プログラムなど、アラブでの協力に関するもの、三つ目は考古学に関するもの、四つ目は考古学と地域経済に関するものでした。

地域社会の参画は、世界遺産にとって必要であり、世界遺産の価値が高まるはずで

す。会議終了時に、第21回会議のテーマを水中文化遺産とすると決定しました。

第4セッション:世界遺産条約の現在

「未来のための条約の今：持続可能な開発と防災・復興に関する新たな問題」

ジョージ・アブング
オケロ・アブング世界遺産コンサルタントCEO、ケニア



まず、我々を招待して下さいた日本政府とユネスコの寛大さにお礼を申し上げます。大変素晴らしい会合であり、個人的には非常に懐かしい思いが致しました。二、三日前、この地に到着した時に、駅で私の良き友であり、家族でもあった故ワンガリ・マータイの写真を見つけたからです。この会場が京都議定書の会場であったと伺い、ワンガリと日本の大変素晴らしい思い出だけでなく、彼女が気候変動という問題にどれだけ大きな功績を残したか、そして我々がどれだけ環境保護に取り組んでいかなければならないかについて、強い思いが呼び覚まされました。これこそ、我々がここで議論している問題の一つなのです。

さて、あらゆる命題の中で、私は基本的に持続可能な開発と防災・復興に関する新たな問題に関して、より良い未来のために、今の世界遺産条約について論じる事とします。京都には防災と復興を研究している大学がありますし、私がこの点にかなり力を入れているかのような振りをするつもりはありませんが、持続可能な開発について、より多くを導き出そうと思っていますので、一言述べたいと考えています。発表そのものは条約の現状を問うものであり、持続可能な開発はもちろん、人的あるいは自然起因の災害とその防止、復興に特に重点を置き、課題と好機、そして実施において直面している問題についてお話するものです。

現在に焦点を置き、例えば持続可能な開発や持続可能な保全、地域社会の参加、伝統的な管理システム、土地固有の懸案事項、締約国の役割、条約の解釈と実施における当事者の関係、人口動態と保全、アーバンスプロール現象、変化する遺産の景観、気候変動とその影響、紛争、そして中でも人間のニーズと遺産保全の関係性等といった新たな問題について考察します。これらはいずれも持続可能な開発と持続可能な保全に密接な影響を及ぼすものです。

今日、最も締約国数が多いこの条約は、顕著な普遍的価値を持つ人類遺産への配慮と保護において国際社会を一つにまとめています。この条約は1972年の採択以降、締約国、国際機関及びその他の団体をまとめ、最も優れた人類の遺産が人間の介入や自然要因によって失われないよう取り組む事というマイルストーンを設定しただけでなく、このような遺産の保全と保護における各国間の対話の場を創出してきたのです。

この条約は、ユネスコ設立の重要な基盤の一つでもある平和と理解の促進という国連の目的に向けて取り組んできました。全体的な解釈の変化に対応し、これまでのヨーロッパ中心の性格を越えて、時間の経過とともに持続可能な開発に関わる問題への取り組みに移行していかなければなりません。歴史的に見て、条約というものは専門家が適用を決定したものであっても、その履行において専門家の知識と地域社会の知識や参画との間で釣り合いを模索するものになっていくものなのです。

国際社会が40周年を祝う中、人材育成や人類共通の遺産を保護する手段としての世界遺産条約の効果を向上させる観点から、これまでの業績と課題に対する評価が行われています。しかし、国内、地域及び世界レベルでそれぞれ極めて多くの課題があります。これらの課題には、遺産保全のニーズと対立する人間のニーズ、多様化する世界で統一された見解を醸成するニーズ、締約国が定める規則を尊重するニーズの他、説明責任と透明性、代表性に関する問題、地域社会の関与、継続性と変化に関わる問題、開発と保全の対立、条約の解釈と再解釈、そして極めて劇的に変化する世界における当事者関係等があります。

では、ここで考察の準備をしましょう。現在における問題は何でしょうか。これらの中には既に詳しく説明されているものもあれば、これから姿を明らかにされるものもあります。この条約がユネスコの旗艦条約であり、人類とその多様性を一つにするものであることは全く疑いがありません。この条約の適用によって、世界中で持続可能な遺産保全を確立するためのメカニズムが構築されましたが、これは簡単な作業ではなく、ネルソン・マンデラの自由への長い道程のように、国際社会が山頂に到達するたびに、更に多くの取り組むべき山が出現するのです。政治と同様、遺産保全も無限のプロセスであり、我々は誰も最終目的地だという意識を持ち続けるようお願いしながら、一歩ずつ前進する準備が出来ていなければなりません。

持続可能な開発と持続可能な保全の折り合いをどこで実現するかという状況については、まだ先が見えないままです。世界遺産一覧表への記載、危機遺産一覧表への記載、保全管理計画の実施、並びに保全と開発が両立するかという点に関する討論や議論、対話を通じて、この問題に関する意見、戦略、アプローチの複雑さや多様性のレベルが明らかになりつつあります。

この条約は、その始まりからヨーロッパ中心であると認識されてきました。これが地域間での代表性の不均衡や代表性という全体的な概念、昨日、クリスティーナ氏と松浦大使が強調した不均衡は正リストの原因だったのです。このことから地域間の均衡を維持しながら、顕著な普遍的価値を持つ世界の自然遺産を反映させることを目的に、世界遺産委員会が1994年に採択した「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」が実施されました。これが成功かどうかは、皆様が判断することです。

しかしながら、「3C」から「5C」への移行の過程で、この条約ではその適用性、妥当性、包括性を確保するための建設的で包括的な原則を幾つか採択してきました。文化的景観や複合遺産によって、文化と自然の間に人為的に設けられた障壁が、ある程度まで除去されたことで、石に刻みつけられたヨーロッパ中心の条約という考え方の不合理性が取り除かれたのです。これらのカテゴリでは、以前には代表性において過小評価されていた地域の遺産記載数が増大しましたが、既に記載すべき遺産がなくなった西洋諸国も、更に多くの遺産を記載する目的でこれらのカテゴリを好機として捉えているため、不均衡が続き、懸念すべき領域になっています。特に漸減し続ける現在の資源を考えれば、これは様々な地域での持続可能な開発だけでなく、条約そのものの持続可能性にも影響を及ぼすことになります。

現在、世界遺産条約が直面している数多くの課題とは、例えば管理戦略の不在、紛争、人的・自然要因による災害、考慮すべき政治、及び経済上の問題、協議の欠落、これについては、壇上の私も該当しなければいいかと思っていますが、切迫する人口問題、そして理解のない矛盾した開発等です。条約が40周年を迎えた現在、絶えず問われている疑問は、保全のための行動計画を損なうことなく、新たに出現しつつあるこれらの持続可能性の問題に取り組む上で、何が進むべき道なのかという点なのです。

世界遺産は多くの場合において、類似点はあるが慎重な検討が必要な地域、または国の特異性によって特徴づけられる課題に遭遇します。例えば我々の眼前にある自然遺産は管理放棄、外来種、資源の過剰な搾取や不適正な利用、密猟、採掘、気候変動や人間の介入による破壊等の課題に遭遇しています。一方、文化遺産も管理の放棄や不適切な管理のみならず、新たな開発や、特に火災、地震、津波、風食、更には噴煙等といった自然の大災害に苦しめられています。また、今お見せしている氷河では、気候変動のために氷の一部が後退しているのです。偉大なる世界遺産であるマチュピチュに訪れる機会がありましたが、この世界遺産も様々な要因の影響を受けています。この遺産周辺の町では、影響を及ぼす活動が盛んに行われており、100km離れた場所で燃焼され、発生している煤煙が、恐らく影響を生じさせています。これが正に世界で起きていることであり、我々が明らかに目を向けていかなければならない問題です。世界遺産の登録資産は多くの場合において課題に直面しているのです。

今日、人間が及ぼす影響ははるかに顕著になっています。開発、持続可能性、地域社会の利益増大、貧困削減、富の創出等の名の下に、経済的・道徳的に正当化した非難の応酬や世界遺産及び周辺の活用の否定や悪用等について、耳にするのもそう珍しいことではありません。オリンピック施設に関する報告も数多く、サンクトペテルブルクの会議でも空港建設の報告を受けました。また、南米で世界遺産の隣に空港が建設され、大いに物議をかもしたという例もあったと思います。例えばラム港のような港湾では、ダムや電線、風車、灌漑施設が世界遺産周辺に建設されています。また、石油の探鉱や掘削、採鉱、照会等を行う採取産業にも同じことが言えるのです。これらは世界的な課題であり、鉱物資源を求めて我先に北極海を探し回る権力、そしてガスや石油の探鉱でも、我々は同じことを聞いていますが、これらが世界の氷河と先住民の生計に及ぼす影響は未知数です。また、気候変動が海面に及ぼす影響は、海洋生物に影響するだけでなく、浸食や陥没、あるいは水没等によって陸上の資産をも左右することになるのです。

既知の気候変動に対する環境の強靱性は、土地の所有権や都市化のための開発戦略、知識の損失や取得等、付随的に発生する悪条件を地域社会がどこまで回避出来るかによって左右されるものの、問題はこれらの要素が、世界遺産条約の全体の中で考慮されているかという点にあります。我々はこれらの問題を自分達に問いかけているのでしょうか。こういった事案に対処する時、これらの要素を考慮に入れているのでしょうか。囲いを超えて熟慮し、パラダイム・シフトを意図的に認識していくことによって思考様式を変えていく必要があります。クリスティーナ氏も昨日、このパラダイム・シフトについて触れた筈です。

第4セッション:世界遺産条約の現在

開発の名の下に、世界の至る所で著しい変化が起きています。ロンドンのスカイラインや、ガラパゴスにおける外来種の侵入と観光事業の増加、アフリカやその他の場所にある幾つかの世界遺産周辺でのダム建設や鉱山の開発、アジアの一部やアフリカ、南米の大都市や歴史的景観周辺における不法居住区の出現、マス・ツーリズムと現地文化の侵害、オーストラリアのグレート・バリア・リーフにおける海洋生物の汚染、中でも世界の様々な地域における聖地への開発の介入、これらは、いずれも持続可能な開発の名の下に行われているものであり、我々にとって懸念されることでもあります。

クリスティーナ氏も触れていましたが、残念なことに条約の中で描かれている是正のための措置はネガティブな意味を帯びてしまいました。例えば、是正措置として構想された「危機にさらされている世界遺産一覧表」は懲罰のための手段に変わってしまいました。フィリピンの水田や、危機遺産一覧表に記載され、現在、打開策を模索しているタンザニアのキルワ・キシワニとソongo・ムナラの遺跡、米国自身が問題を特定して危機遺産一覧表への記載を申請した米国のエヴァグレーズ湿地帯、コンゴ民主共和国等の紛争地域にある世界遺産等といったベストプラクティスや優れた成果が、危機遺産一覧表への記載によって、是正措置や遺産の保護、国際協力、健全な管理等にもたらす成果の実証として、活用されることはほとんどありません。私は今こそ、こうしたことを始めるべき時だと考えています。

ここで再び条約のあり方、そして締約国の間での認識のされ方について思考様式を変え、パラダイムをシフトさせていく必要性があります。持続可能な開発と保全という名の下では、どこでこれらの均衡を確保したら良いのでしょうか。これは我々が時として問いかけている疑問です。人的要因と自然要因の両方によって誘発される災害に直面して、我々は何をすべきでしょうか。紛争地域の世界遺産に対して何をし、どう対応したら良いのでしょうか。諮問機関によって行われたテーマ研究のこれまでの成果に関係なく、我々はより多くの経験的データを入手するとともに、危機遺産記載や世界遺産記載、記載そのもの、開発、境界の定義等について理解し、情報と評価の上に成り立つ、より良い判断を行っていくための評価規準を確立する一助となるよう、世界遺産ごと、規準ごと、地域ごとの調査研究を実施するメカニズムを開発し、多くのことに着手すべきではないのでしょうか。また、これはサンクトペテルブルクの会議で議論したのですが、我々はどういうにして、これは良くない、これは良いという判断を下していけば良いのでしょうか。我々はスマートに考えなければなりません。すべきこと・すべきでないことの判断に関わるだけでなく、課題領域において、開かれた対話と議論を始めていくためです。

持続可能な開発に関する議論について言えば、それはバランスを崩すことなく、人間とその環境の良好な状態の確保に取り組むことであるという意味です。社会、経済、環境という3つの柱に対して、現在の世代は、自分達に遺された遺産を次世代に引き継ぐ管理人です。このため我々は、自分たちが受け継いだものよりも、更に良い環境を引き渡すことを視野に入れて、責任のある利用を心がけなければなりません。

2002年にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」は、「アフリカにおける世界遺産と持続可能な開発」について、遺産の管理は持続可能な開発の推進と貧困削減のための重要な手段であり、世界遺産としての記載は、アフリカ諸国の持続可能な開発に明確で、価値の高い貢献をもたらし得るものであると述べました。私は、これは他の地域にも当てはまるものであると信じています。同会議は、更に進んで、アフリカ諸国の政府に数多くの提言を行いました。そのうちの一部分が、遺産管理の推進に対する政府の政治的な関与を再確認し、遺産を脅かす問題に取り組むための努力を強化する等といった多くの提言です。これらは提言であり、批判的に見れば、あらゆる持続可能な開発や保全に対する基本的な主義主張です。これらを適用すれば、アフリカやその他の地域において条約が直面している課題、特に遺産と経済的持続可能性の均衡の維持等が、全て現われてくるでしょうか。これは一部の締約国だけの問題ではなく、条約の全ての締約国に関わる問題なのです。

これらのあらゆる課題から、我々は条約そもその目的に疑念を抱くことになります。条約は保全のために保全を実施するものなのか、それとも楽しみを含めた持続可能な利用に関与する人間の側面から保全を実施しようとしたものなのか。後者が事実だとすれば、我々は条約の目的をある意味で見失ってしまっており、だからこそ我々は、持続可能な開発や持続可能な利用、平和の構築、各国間の理解、パートナーシップとの共有、また、いかに多様であろうとも様々な声に耳を傾け、対応すること等において、世界遺産の役割を構築し、再考し、反復し、再燃させていくための努力が必要になります。これが実現した場合、昨日から聞いている文化と平和の問題や、持続可能な開発に関わる問題、地域社会の便益の問題、参画の問題、土地固有の伝統的な知識体系の保護と利用に関する問題、パートナーシップ、あるいはその他の多くの問題は問題ではなくなり、単なる自然の道筋になるのではないのでしょうか。

ここで我々は、紛争の問題に突き当たります。持続可能な開発と持続可能な利用、すなわち今日の保全という問題の全てを複雑にしているのは、広くはびこっている紛争です。そちらに座っている私の友人、ジョージ・ムワンバ氏を例に説明しましょう。例えば5つの自然遺産を有するコンゴ民主共和国では、過去10年以上に亘って、危険遺産一覧表に記載されていますが、そこから抜け出る気配はありません。それは幾つかの問題によって政府自体が策を講じないからであり、その問題の一部は外部からの問題によるものです。しかしながら新聞の報道によると、現在、国際レベルとアフリカ大陸レベルの両方で、この問題に対処するどころか、コンゴはヴィルンガ等、正に危機的な状況を救うための多くの措置が既に講じられてきた世界遺産において、石油資源の開発を模索している状況です。また、これは1ヶ月か1ヶ月半前のことですが、政府は石油と世界遺産を秤にかけ、何が重要となるのかを判断する予定だと鉱物資源担当大臣が語ったと報道されています。もちろん10年以上の取り組みや人命の損失、今、私が名前を挙げた人のような人々による取り組み、中でも生態系の損失等が世界遺産の重要性を実証出来ていないとすれば、それは何かが間違っているということです。条約の要請に間違いがあるのか、条約に間違いがあるのか、あるいは我々が間違っているのか。長期的にわたって得られる利益に対して、これが短期の問題だという点に疑いがあるのでしょうか。だとしたら解決策は何なのでしょう。世界が多くのものを投入して創造し、我々がバランスのとれた環境のために大切にし、必要としているこれらの人類の遺産を失わずに、締約国とその国民の経済上のニーズを損なわずに、これらのケースに対処していだけのものを世界遺産委員会は備えているのでしょうか。

遺産保全と開発は恐らく、今日、世界遺産条約を履行していく上で最大の課題です。多くの世界遺産では、発展や貧困削減の名目での資産周辺における開発実施において、殆どそれ以外の選択肢はありません。それにもかかわらず、作業指針には世界遺産の登録資産は資源採取にとって「立ち入り禁止区域」であるという一文の他に、これらの対立する利害を和解させるための指針がないのです。豊富な天然資源を持ちながら、経済的に不利な立場にある国の場合、国と国民にとって何が最善かを判断する上で大きな課題になります。どうしたら条約の設立原則を傷つけずに全ての人の利益に資する様に条約を機能させることが出来るのでしょうか。もはやこの問題を締約国が自分の利益だけを確保し、これを買っているのだと見なすことも、一過性の現象として見過ごすことも出来ないのは明らかです。そのようなことは出来ません。

紛争も最近の締約国となったマリの状況のように一様ではありません。マリではトンブクトゥやゴア等の世界遺産が大変な危機にさらされています。他の多くの対立の現場と異なり、この対立は恐らく宗教が根底にあり、遺産を異端とみなすグループの自己判断がベースになっています。彼らの行為に対する非難は、更に多くの破壊しかもたらさないため、危険性はますます高まります。これらの遺産が危機遺産一覧表に記載されるや否や、これらのグループは声明を出し、更に多くの破壊行動に走りました。作業指針は、これらを締約国が条約を遵守していないケースと同等に扱っています。こういったケースを違う方法で検討し、締約国だけの肩から重荷を降ろし、更に国際社会にも拡大して保全報告書の記述に反映させる事が適切なのではないのでしょうか。是正措置の重荷が該当締約国に課せられている限り、持続可能な開発や持続可能な保全について語れないのは明らかです。

ここでもう一つ述べておくべき事は、世界にはまだ有形無形の遺産が豊富に存在するという点です。世界遺産の多くは何世紀もの間、今、見ているような地域社会が保全に関する現地固有の知識体系や伝統的な管理システムを用いて管理してきました。世界遺産委員会は、作業指針を通じてこれらの管理システムを認識するようになり、これらを文書化する必要性があるという主張が唱えられています。この場合も作業指針では、これらの知識をどの様に活用していくべきなのか、また、これらの知識は、それ自体が世界遺産を管理する手段として十分なのかという点での方向性が提示されていません。しかもこの特定の世界遺産において何年も確保されてきた持続可能性の全てが、文化的慣習に基づいて行われているのです。1972年と2003年の条約の履行という点で、もっと締約国間での相乗効果や協調があるべきなのではないのでしょうか。私は、松浦大使が世界遺産委員会議長の際に、これが一つの主題であったことをよく覚えてますし、議長もこれらの条約間の協力の活用を強調していたと記憶しています。また、世界遺産の管理に関わる知識が地域社会によって推進してきたものであり、秘匿される特定のメカニズムを含むものであるとしたら、最終的に文書化しておかなければならないものは何なのでしょう。世界遺産の中に入る時に靴を脱ぐことを記録しておくのでしょうか。その遺産に植樹することですか。そこを訪ねた時に事務局長がそこでしゃがんでいたら、何か特定の振る舞いをしなければならないことですか。我々がしなければならないことは何ですか。これらは委員会が答えなければならない質問であり、我々はこれらに答えなければなりません。これらは持続可能性、すなわち地域社会の経済力強化における規模と持続可能性の両方に、直接的な影響を及ぼすものだからです。

しかしながら、この考察では開発が両方の方向において作用し得るものであり、破壊の能力をも持つものであるということを明らかにしておかなければなりません。また開発は、条約が保護しようと取り組んでいる世界遺産を破壊するものだとということを強調

第4セッション:世界遺産条約の現在

したいと思います。ただし、世界遺産やその周辺の如何なる開発も無条件に否定することは現実的ではありません。しかし条約の締結国として、人類の遺産保全の意図に反して、現在、世界遺産を撤回しようとしていたり、幾つかの地域の世界遺産の推薦を渋っていたりする締約国があります。また、中には遺産記載を拒否されている締約国もあることも知っています。現時点ではこの点に関する解決策はありませんが、この問題は官僚的な体制ではなく、知的な方法で処理すべきであるという考え方が提唱されています。偏見のない心で真剣に討議と対話を行っていかなければなりません。更に持続可能な開発への対処では、地域社会を議論の中心に持ってこられるようなボトムアップ的アプローチを採用することが重要です。例えば政治家ですが、一番上にはケニア首相がいて、長老となります。左側にケニア産業相がいて、右側には観光外部大臣がいます。彼らは、遺産の現場に行って祝福され、必要なものを得なければなりません。地域社会は、行政の管理する権限を与えられていないからです。つまり、政治と遺産に関するあらゆる問題もまた議論すべき事なのです。

世界全体と地域の関係を明確にし、土地固有の知識と伝統的な管理システムが今日の議論の中核であることを認識する必要があります。持続可能な開発と持続可能な保全について話をするのであれば、地域レベルで理解しやすい言語、地域社会が夢を描けるような言語を創出していかなければなりません。それこそ唯一、地域社会がこれらの資源を持続可能な利用と持続可能な保全における自分達、そして世界全体の利益に変換していく方法だからです。

絶えず変化し、新たに出現し続ける問題に対応するために、遺産に関する人材と研究方法を開発できるよう、遺産分野では研究と人材育成が極めて重要です。もはや無策で済まされる問題ではなく、上流でのプロセスが適切な出発点、推奨できるスタート地点にはなりますが、新たな地平線と新たな境界を目指して努力していく必要があります。紛争が今後も世界遺産に影響を及ぼしていくのは明らかです。しかしながら、これらを通常の課題として扱ってはなりません。この状況をどの様に対処し、これをどの様にして作業指針に関わる作業に浸透させていくかについて明確な方向性が必要なのです。また、我々には常に予想し、予測しなければならない災害という課題が残っています。ここ数年の間に世界のいろいろな場所で深刻な災害が発生しました。地震とその後の津波によって地域社会全体と偉大な遺産を破壊した災害が日本に起こった事にも触れずにはいられません。数日前にはハリケーン・サンディによって、米国東部の都市や景観に大きな損害がもたらされました。また、数年前のインドネシア津波が国境を超え、大陸もその影響を受けました。火災や洪水、暴風、海面上昇を生じさせる気候変動は、浸食や、時には水没等によって世界遺産に直接的な影響を及ぼしています。一方では酸性雨が絶えず、開発への人間のニーズや変化し続ける産業の勢力図によってもたらされる脅威を生じさせてきました。世界遺産委員会はこれら全ての問題に対処していかなければなりません。

しかしながら、この場合のアプローチは、事が起こるのを待ってから対応するのではなく、予測して備えるものでなければなりません。そしてもちろん、これらは好機でもあります。この点においてあらゆる知識体系は価値あるものです。連携と包括性、知識の構築、課題への予防的な対応を通じてしか、持続可能な開発と持続可能な保全を実現し、防災と災害復興のための適切なメカニズムを構築することは出来ません。我々は単独で前に進む事は出来ませんし、今後も我々が他者のための決定を行っていく事は出来ません。人々とともに、人々のために歩むか、そうでないか、すなわち「私たち抜きに、私たちのことを決めるな」という佳言こそが正當なのです。

パネルディスカッションB

私たちの生活と遺産－世界遺産の持続的な開発と持続可能な開発のための世界遺産



[座 長]
ディビッド・シェパード
太平洋環境計画 (SPREP) 事務局長
オーストラリア・サモア

パネルディスカッションBでは、持続可能な開発と世界遺産の保全の関係について議論を行った。

まずICOMOSの見解では、持続可能な開発の真の基盤は「文化」だとし、持続可能な方法で遺産を活用すれば、現在だけでなく未来にも便益をもたらすと述べられ、開発が遺産を犠牲にしてはならないと強調された。アフリカにおいては、世界遺産が開発上の重圧になっていることが言及され、遺産の保全と開発のバランスが課題であるとし、関与していく地域コミュニティのあり方についても具体的見解が示された。また、知床自然遺産を例に、観光は地域経済にとって重要であるとともに、自然保存を脅かす可能性があると示唆し、「エコ・ツーリズム戦略」を通じ、その均衡を図る為のシステム確立が提案され、地域社会の参画が鍵となるとされた。

さらに、持続可能な都市開発には文化遺産の保全が重要だという信念の下、世界銀行は今まで、様々な活動、支援をしてきたと述べ、世界中の登録世界遺産におけるプロジェクト開発に関わっているとした。

文化遺産と自然遺産とに同等に対応していることが世界遺産条約の利点だとし、その成果を「持続可能性」を軸に先端的な取り組み例を挙げながら言及された。また、世界遺産がより広域な持続可能性を考えるラーニングモデルとなって、地域社会の在り方や解決策を示していくことが重要だと述べられた。

そしてユネスコからは、世界遺産の持続可能な開発における人材育成の強化と定期的な報告の重要性が強調され、リスク管理や紛争下の遺産保護という観点からも国際協力の必要があるとされた。

第4セッション:世界遺産条約の現在

「世界遺産の持続的な保全か、持続可能な開発のための世界遺産か」

[パネリスト]
グスタヴォ・アローズ
ICOMOS会長



この祝賀行事の一環として、日本政府が、先週、姫路で開催した専門家グループの会合で、2年後に20周年を迎える奈良文書の業績について検討しました。我々に託されていたのは、奈良文書による真正性の概念拡大が招いた新たな課題について検討することであり、その検討から得られた多くの方法について、アブング氏が素晴らしい講演の中で、既に概要をご紹介して下さいました。この会合の成果は、「姫路提言」と呼ばれる提案にまとめられており、こちらは既に皆様にお配りしています。

持続可能な開発は、環境的、経済的及び社会政治的な三つの種類の持続可能性に依存するものとして提示されてきました。必ずしもこの点に異議を唱えることはありません。また、先月ナポリで開催された世界都市フォーラムで既にはっきりと宣言したように、ICOMOSは健全で持続可能な開発にとって、真の礎となるのは文化だと感じています。経済社会開発において、そもそもメリットをもたらそうとした地域社会の文化的アイデンティティや文化的遺産、文化的伝統、文化的感情を蔑ろにすれば、その開発は最終的な失敗が決定づけられることになります。我々は今や、過去半世紀の間に、良かれと思って投入された何十億ものドルやユーロ、円がうまくいかない開発プロジェクトに無駄に費やされたという認識を受け入れる時期に差し掛かっています。そしてそれは、これらのプロジェクトが、被援助国ではなく、援助国のニーズを充足するための相容れない文化モデルや野心に基づいたものだったからなのです。

我々が何度も耳にしてきたように、持続可能な開発という概念が創り出され、初めて定義されたのは、シェパード氏が既に仰ったとおり、1987年のブルントラント報告書「我ら共有の未来」(Our Common Future)でした。

それ以来、「持続可能」という用語が急激に広まり、政治的な正当性の外観を装おうとするあらゆるもののキャッチフレーズになりました。持続可能な食糧、持続可能な職業、持続可能な輸送等、これらはすなわち持続可能ブランドです。持続可能の流行性はさておき、我々の主題に取り掛かりたいと思います。

過去数年間に、遺産と持続可能な社会経済開発の関係はかなり正当化され、勢いを増しています。遺産の保全はそれ自体が目的なのではなく、社会的恩恵をいつまでももたらすことを意図した活動であるという信条をICOMOSはその使命の核としてきましたが、その確認として歓迎されるべきことです。ICOMOSの設立文書であるヴェニス憲章はこの点を明確に断言しており、「記念工作物の保全は社会的に有益な何らかの目的に活用することで常に促進される」と述べています。

世界遺産条約採択の8年前、ブルントラント報告書の23年前に作成された1964年のヴェニス憲章は、その前文で世界遺産条約の精神となるものだけでなく、ブルントラント報告書のあらゆる主要な要素についても示していました。世界的な脅威に直面していくための地球全体での統合的決意、国際的な協調行動の必要性、そして、恐らく最も驚くべきことに、ヴェニス憲章は世代間公平性という核心的な主題に取り組み、そのことによって、持続可能な保全についてブルントラントと極めて類似した定義を提供していたのです。ここでは単純に、共通の責任は将来の世代のために、我々の記念工作物を保護することであるという部分を引用しておきます。これらの真正性を完全に豊かな状態で引き渡すことが我々の責任なのだ。以上が、憲章からの引用です。

ブルントラント報告書、ヴェニス憲章、そして世界遺産条約を結びつける持続可能性という共通のテーマは、子孫を犠牲にして便益を得ることのないように、個々の現存世代に義務を負わせる世代間契約への取り組みです。

持続可能性における現在と未来の関係は、再び想起する価値のあるものです。なぜなら、これまでの経験において、持続可能な開発が、中長期的に経済的存続性と実現可能性のある開発として解釈されるのを数多く見てきたからであり、このような解釈はその一面にしか過ぎないからです。持続可能な開発を単に維持管理できる開発と考えるのは間違いです。このような欠陥のある思考が優勢を占めてしまうと、世界遺産の文脈に持続可能な開発が結びつくと、あたかもその重要性と真正性につき営利のために枯渇するまで採取する鉱床のごとく、これらの大切な世界遺産を際限なく利用できる特別な許可を得たように誤解されてしまう

ことになります。

化石燃料と同様、我々の世界遺産も、時間の経過から得られた再生不可能な資源です。これらの遺産はあるがままであり、これらが重要である根拠も、時と場所によって変化し得るものです。しかしながら、これらは物理的に拡大することではなく、再現できるものでもなく、また再建できるものでもありません。なくなってしまうば、それまでなのです。ただし、使い尽くせば永久になくなってしまいう化石燃料とは違い、世界遺産は、賢く、丁寧に、持続可能な方法で利用すればその価値が枯渇することはありません。社会に無限に資するだけでなく、現在の地域社会と、そして来るべき世代に大いなる便益をもたらします。これこそ、ヴェニス憲章と世界遺産条約が我々に語りかけていることです。世界遺産には代用品も代替品もありません。

不適切な方向に導かれたり、構想が十分でないまま、世界遺産の持続可能な活用と持続可能な開発の手段として世界遺産を両立させようとしても、必然的に、互いに両極にある二つの極めて異なる目標に引き裂かれ、交渉プロセスが困難になることは避けられません。保全サイドでは「顕著な普遍的価値」の損失回避が目的であり、他方の極における目標は、「顕著な普遍的価値」を失っても経済的に最大限の便益を得ることだからです。

私がこのように言うのは、現在の世代の投資家や政治家にしか利益をもたらさないという点で、皮肉にも持続可能な開発としての資格すらないかもしれない便益を実現するために、恐らくは意図してはいないと思いますが、世界遺産の「顕著な普遍的価値」を枯渇させ、蝕んでしまうような提案を目にする機会が多くなったからです。

我々は、文化と開発のパートナーシップから実際にどれだけのものを搾り出すことができるかについて、現実的な見解を設定しなければなりません。また、文化と開発を結婚させようとするどのような試みが成功し、どのような試みが厄介で痛みを伴う離婚に至るのかを理解しなければなりません。開発が遺産を犠牲にして行われるものであるような場合、幸せな結婚生活は不可能です。最終的にどちらかを犠牲にするような形で選択を行わなければならないからです。我々はドレスデンの事例でこれを目撃しましたし、この物語が何度も繰り返されるのを今も見ています。特定の開発構想が世界遺産の「顕著な普遍的価値」の維持と両立するかのように装うことによって、一部の世界遺産が危険かつ無責任な形で同じ状況に近付いているからです。

ICOMOSは、各国政府が交通やエネルギー源、教育、住居、食糧生産等の人々のニーズを充足するための困難な選択をしなければならないことを承知しています。我々は、文化遺産の保全が多くの意味で皆様の直面している数多くの重圧の一つに過ぎないことを知ってはいますが、文化遺産の保全はICOMOSの主たる関心事であり、何よりも重要な使命なのです。

世界遺産条約が次の40年に移行しようとする今、一つのことを完全に明確にしなければなりません。世界遺産条約のゴールは、今もこれから常に保全であって、開発ではありません。この条約は開発に反対するものではなく、実際に受容していますが、どちらかの選択を迫られた時に、どの選択肢をICOMOSが推奨するか、誰も驚く人はいないでしょう。

「アフリカの世界遺産:持続可能な開発の制約となるか、好機となるか」

[パネリスト]
イジャンロセン・オディアワ
アブバカル・タファワ・バレワ大学講師、ナイジェリア



40年前の世界遺産条約の発足以来、アフリカでは86件の世界遺産が一覧表に記載されました。ユネスコが刊行した「アフリカの世界遺産」でご覧になれるように、これらは文化遺産が47件、複合遺産が4件、自然遺産が35件です。こちらの刊行物では、世界遺産センターのラザール・エルンドゥ氏と共著という名誉な機会を頂きました。

第4セッション:世界遺産条約の現在

2011年のアフリカにおける第二次定期報告が示すように、これらの遺産の大部分は何らかの形で開発圧力に晒されています。これらの圧力には、大規模な水力発電ダムや観光施設、都市開発等、社会基盤に関わる開発が含まれます。

遺産の保全と大いに必要とされる開発の確保において、どこでバランスをとるかは、世界遺産にとって根本的な課題です。これら二つの緊急課題の両立については、学術的、官僚主義的な多くの議論が行われていますが、これらを現場での行動に移し替えることは非常に困難です。

大いに必要とされている開発にとって、遺産保全は好機なのか、あるいは制約なのか。今日、この疑問が一層増大し、アフリカほど顕著に見られるところはありません。では、実際に起こっている問題は何なのでしょう。

まず、文化遺産の例で説明しましょう。アフリカの世界遺産となっている文化遺産を見れば、何世紀にもわたって住民を存続させてきた管理制度の回復力が分かります。多くの場合、遺産の保全は、地域社会の取り組みと、これを補い、遺産の有形無形の側面と連動する経済活動に完全に依存して行われています。例えば、マリのジェンネでは、地域社会の組織化と動員によって、町の驚くべき都市建造物の保全を実現してきました。エチオピアのラリベラでは、日常生活が石窟教会を中心に営まれ、これらが誕生や死の式典に重要な役割を果たしています。また、マラウイのチョンゴニにあるロックアート地域遺産は、母系社会である Chew 住民の女性の通過儀礼に中心的な役割を果たしています。

世界遺産としての記載は、開発の機会にもなり得ます。適切なブランド化によって、観光事業からかなりの収益がもたらされる可能性があるからです。世界遺産としての記載は、必要とされるインフラ開発のきっかけとなります。地域社会は自分たちの世界遺産を誇りに感じていることが多く、このことによってもたらされる国際的な支援の直接的な便益に感謝しています。

しかしながら、多くのアフリカの文化遺産の住民は、世界遺産一覧表への掲載によって近代化や快適さへの希望が制限されてしまうのではないかと危惧しています。例えば、道路等の都市基盤や、水道、下水設備、電気等といった基本的な住居の改善、あるいは近代的な生活により適応しやすくなるような居住区の改修等が妨げられてしまうのではないかと危惧しているのです。この場合の重要な課題は、現地のニーズや希望に対処しながら、同時に「真正性」と「完全性」を求めるあまり、世界遺産が「博物館化」してしまうのを避けることにあります。特に、観光事業の開発によって、世界遺産を定義している本来の価値が損なわれないようにすることが重要です。文化遺産の保全が成功するためには、新しいものを導入するのではなく、既にそこにあるものを土台に、持続性と変化を組み合わせた形で持続可能な開発を推進していく必要があります。

アフリカの自然遺産についていえば、大陸の3,000万ヘクタールを占めています。現在と将来の世代のために取りおかれ、希少なあるいは、その土地固有の動植物に生息地を提供するとともに、貴重な景観の保全を実現している自然の好例です。自然で未開発の状態にあるこれらの遺産は、多くの場合に過小評価されている重要な価値を持つものです。周辺にあるコミュニティの生計と経済的存続に欠かすことのできない環境上の恩恵をもたらすものであり、中にはかなりの文化的重要性を持つものもあります。コンゴ民主共和国のオカピ野生生物保護区やブウィンディ原生国立公園は希少種の生息地です。概して、中央アフリカ地域の保護対象資産は、バカ族やムブティ族等、ピグミー先住民の生存に死活的な意味を持っています。

地球全体のレベルでは、森林は気候変動を回避するための取り組みと調和するものです。2011年定期報告では、鉱物や石油またはガス、あるいは樹木等、価値の高い天然資源を擁するアフリカの自然遺産の多くが、深刻な課題に直面していることが明らかにになりました。天然資源の商業利用は、特定の国々にとっては大きな収入源になります。だからこそ、保全か経済的発展かの選択に直面し、開発における考え方の理論から遠くかけ離れた足元の現実を考慮した時、選択は往々にして難しくなるのです。

しかしながら、経済的便益の選択は、遠い範囲にまで及ぶ予見できない長期の直接的な影響を及ぼす恐れがあります。アフリカにおける人と自然環境の関わり、すなわち地域社会が自分たちのすぐ近くの環境にある天然資源をどのようにして管理してきたのかを理解することが重要です。自然遺産の保護は、時として経済成長に重要なインフラ開発の障害として認識されているからです。

すなわち結論として、私はこの質問を皆様にしようと思います。保全と持続可能な開発はどのような関係にあるのでしょうか。まず開発があらゆる地域社会の期待であり、権利であることを受け入れなければなりません。遺産の保全と持続可能な開発は、互いにパートナーであると考えなければならないのです。開発なくして保全を実現することは不可能であり、保全は開発計画に完全に組み

込まれた時にこそ、最高の成功を達成することができます。すなわち保全においては、その遺産資源に関わる地域社会の開発過程を考慮に入れなければなりません。持続可能な開発が効を奏するには、文化遺産だけでなく、多くの場合は自然遺産においても、現地の既存の価値体系を土台とすることが必要なのです。課題は、将来の世代のために天然資源や文化的資源を保存しながら、同時に現在の世代が、その最大限の可能性において生活できるようにすることです。細部に重きを置き、細かいことまで規定するよりも、保全のための解決策では、人類が希望する結果に到達するための創造性と適応性の余地を確保しておかなければなりません。保全のための対策は遺産ごとに定められるべきものであり、そこには必ず利害関係者の積極的な関与と同意がなければならないのです。

最後に、重要であるにもかかわらず、見過ごされることの多い二つの問題について要点を述べたいと思います。一つ目は、知識の共有、適切な技術移転、そして地域の技術開発に向けたパートナーシップの強化の必要性です。二つ目の問題は、忘れられることの多い人類の半数、すなわち女性が保全のための取り組みにおいて果たす役割です。女性は、共同社会の多くの中核的慣習の中心を占め、多くの資産の効果的な保護に必要となる文化的価値や慣習を持続可能な方法で伝達する上で、極めて重要な役割を果たします。この重要な役割を認識するとともに、地域社会における持続可能な開発の柱の一つとして、頼りにしていかなければなりません。多くの課題があっても、我々には希望があり、解決策や機会が見えています。しかしながら、成功するには、全ての利害関係者の多大な取り組みと配慮が必要になるのです。

「知床世界自然遺産地域における持続可能な観光のマネジメント—参加型アプローチによるイノベーション」

[パネリスト]
敷田 麻実
北海道大学観光学高等研究センター教授



今日、皆様にお話するのは、参加型アプローチによるイノベーションということです。最初に、知床世界遺産の概要についてお話をしたいと思います。知床は、北海道の北東部にある、日本で一番北にある世界自然遺産であります。2005年に世界遺産登録が成されましたが、7万ヘクタールの半島部に広がる国立公園でもあります。

簡単に遺産登録前後の歴史を振り返りたいと思います。1999年に、地元から登録の要請がありました。2004年には、準備のための科学委員会が設置されております。2005年に世界遺産に登録されまして、2008年にはユネスコ世界遺産センターと、IUCNの現地視察を受け入れております。2009年には遺産地域の管理計画が策定されました。

知床の世界遺産の魅力は、陸域と海域の密接な関係です。一方で、ヒグマやシマフクロウ等の野生生物の宝庫でもあります。登録の際の基準、Criteriaは、生態系と生物多様性でした。北半球で最も低緯度に位置する季節性海水域。この海の影響を受けて、非常に特異な生態系が形成されています。生物多様性については、多くの希少種が生息をしており、非常に高い生物多様性が特徴となっています。

一方、知床の世界自然遺産地域は、多くの観光客を引き付けております。年間180万人の観光客が、知床の原生自然を体験します。観光は、地域の重要産業でもあります。一つの町だけで120億円、1.5億ドルの観光消費額があります。しかしながら、訪問者の60％は初めての訪問です。観光客の集中的な訪問で、自然環境保全には大きな危機感が持たれています。

これは、知床の世界遺産地域で行われているガイド・ツアーです。ごく普通の観光客が訪れています。木道で保護された場所には、年間40万人が訪れます。知床世界遺産の観光の中心地でもあります。

第4セッション:世界遺産条約の現在

知床の世界遺産登録によって起きたことは、国の権限の拡大であります。環境省、林野庁、北海道庁が大きく関与したために、世界遺産の管理レベルは非常に向上しました。それは高度な科学的管理ではありましたが、一方で、統制的・官僚的な管理の導入でもありました。また3億円という管理コストが毎年かかっております。

こうした現状の中、2008年にユネスコの世界遺産センターと、IUCNによる視察があり、「エコツーリズム戦略」を作ってはどうかという勧告がありました。自然体験と地域経済の振興、そして自然環境保全という、三つの目標を同時実現するためのエコツーリズム戦略を必要とするということでした。これに対して地域では、2010年から戦略の作成に着手しました。何度も地域のワークショップが開かれて、関係者の参加による協議が進みました。2012年には、最終的に戦略に合意ができております。

この戦略の大きな特徴というのは、参加型アプローチのための戦略ということです。戦略が、大きな目標を達成するためではなく、参加のプロセスを規定しているのが特徴です。そして、ボトムアップ方式で、参加者による自主提案を認めています。それは同時に、参加者の自発的な能力開発を誘導しています。しかし一方で、多様な意見が出てくることにより、今までの管理者は許容や寛容を求められます。多くの提案に耳を傾けることが必要になるからです。

この間の、知床世界自然遺産の管理について、短くまとめてみました。2005年の登録までは、国立公園の管理と地域の自主的管理が共存していました。しかし、2005年の登録によって国の権限が拡大し、管理のレベルは上がりましたが、地域の手から離れていったのです。しかし、2012年の世界遺産エコツーリズム戦略の策定によって、地域が自主的に管理をする姿に戻りつつあります。振り子の揺り戻しがあったわけです。

知床からの示唆として幾つかの点をまとめてみました。科学的知識でマネジメントを強制するのではなく、地域社会が科学的知識を活用して、専門家がそれを支援するという管理のスタイルへの変更であります。エコツーリズム戦略は、遺産管理のマネジメント、遺産管理のイノベーションを誘導することができます。目標を決めるのではなく、改善していく戦略だからです。更に住民の参加によって、彼らの能力養成 (Capacity building)、能力開発が可能になります。それは最終的に持続可能性の向上につながります。

最後に最も重要なことは、地域が世界遺産のシステムを理解して、上手に使うということです。これはある意味では、世界遺産のシステムの「ワイズユース」ということになります。それが地域にとって、真に世界遺産の価値を向上させることにつながるのです。

「持続可能な開発における文化遺産保全の役割」

[パネリスト]

ラナ・アミタマセビ

世界銀行 都市開発スペシャリスト



私は世界銀行の役割と保全についてお話したいと思います。この役割は世界銀行のポートフォリオ全体に比べれば非常に小さいものですが、ここで話し、皆様に知って頂く価値があるものだと思います。そこで、まずお話しておきたいのは、私は都市開発部門で仕事をしています。そのため、我々は本質的に建造物遺産により重点を置いており、私の発表では主に建造物遺産に特化してお話をしたいと思います。

まず概要をお話しますと、過去20年間、世界銀行は文化遺産の保全に積極的に取り組んできました。文化遺産の保全は、貧困削減と持続可能な開発という世界銀行の使命と十分に整合するものです。建造文化資産の保全は、都市における居住性の一助となることから、持続可能な都市開発においては特に重要です。場所らしさやアイデンティティ、社会資本を創出し、持続可能な緑化都市

の成長を測る基準であるとともに、建造物資産の再利用を通じて省エネ対策を進めるものです。また、中小企業の開発に欠かせないものであり、特に女性や地元の熟練工に対して雇用を創出します。文化観光事業の収入による経済上の乗数効果もあります。

特に過去20年間、文化遺産の保全に対する世界銀行のアプローチは大きく進化してきました。概して、世界銀行のアプローチには三つの時期を特定することができます。第一期は1980年代以前であり、害を及ぼさないことを目的とした時期です。この時期、世界銀行はプロジェクトの実施において文化遺産資産に害を及ぼさないよう努めました。1980年から2000年の第二期は具体的な介入の時期であり、世界銀行では観光事業に重点を置き、特定の文化遺産資産や記念工作物に投資を行いました。2000年から現在に至る第三期は統合的アプローチの時期として、歴史的市街地の再生と地域の経済開発や雇用創出、観光開発、生計向上を統合しました。これらの時期は世界銀行チームによる具体的なイベントや行動と符合しています。

この領域での世界銀行の活動は、1940年代の戦後のヨーロッパ再建とともに自然な形で始まりました。1986年、世界銀行のプロジェクトによって影響を受ける文化資産の保護を求めた業務政策11.03が承認され、1999年には世界銀行がフィレンツェで「カルチャーカウント」と呼ばれた画期的な会合を主催しました。2000年には文化および持続可能な開発に関するイタリア信託基金が立ち上げられ、2006年には物理的な文化資源に対する保護政策が承認されました。更に2011年には、ユネスコとの間で覚書への署名が行われるとともに、インド政府が信託基金に加わり、文化遺産と持続可能な観光のための多国間信託基金が発効されました。つまり、文化遺産プロジェクトに関する世界銀行のポートフォリオは、過去10年間に著しい成長を遂げたのです。これまでに世界銀行は、部門や地域を超えた文化遺産と持続可能な観光に、総額26億米ドルの177件の事業を承認しており、しかもこれらは文化遺産のみの数字です。これに自然遺産も加えれば、総額は60億米ドルを超えることになります。

こちらのスライドは我々が取り組むことができる相乗効果がないかどうかを調べるため、ユネスコと世界銀行におけるプロジェクトの重複の特定を試みた研究であり、この研究からユネスコと世界銀行の間で覚書が取り交わされるに至りました。世界銀行は確実に、世界中の世界遺産におけるプロジェクトの開発に関わっているのです。文化・自然遺産の要素を持つ全ての世界銀行プロジェクトのうち、120件が世界遺産に特化したものであり、しかもこれらの数字は2、3年前のものです。我々は現在、ちょうど今お話ししている最中に、実際にポートフォリオを更新しているところであり、これらの数字は変わることになります。まもなく、確実に増えることになるはずです。これらのプロジェクトにより、188件のユネスコの世界遺産に対し、投資や、保全・再建政策、遺産区域の管理計画、実際上の改善、技術支援等を提供してきました。これらの内訳は、112が文化遺産、71が自然遺産、そして5つが複合遺産です。

ここで皆様に、文化遺産の保全領域における世界銀行のプロジェクトの例を幾つかご紹介しましょう。これはプロジェクトの一つで、ロシア、すなわちロシア連邦における文化遺産の保護と推進です。このプロジェクトは経済及び社会の発展に弾みをつける目的で設計されたもので、ロシア政府は、ロシアの国家的アイデンティティの創造に極めて本質的に関わる出来事となった4つの州で遺産の保全を支援しようと計画しています。プロジェクトの数はご覧の通りですが、その構成要素には、統合的な世界遺産の開発や博物館資産の保護とプロジェクト管理、監視と評価等が含まれています。もう一つの例が中国山東省における孔子・孟子の文化遺産保全と開発のプロジェクトです。このプロジェクトは山東省による文化遺産保全と観光開発の強化を支援する目的で設計されたものであり、プロジェクトの主要な構成要素は、保全のための作業、標識、解説、標示の改善の他、都市開発と給水及び排水処理、インフラの改善、歴史的住居の保全、人材養成の構築でした。次の例はグルジアの地域開発プロジェクトです。グルジア政府から世界銀行に、カヘティ地方の地域経済の開発に対する支援の要請がありました。この地方はシルクロードの重要な交差点であり、同国の古代文化、歴史、経済の中心を成してきました。プロジェクトを構成する要素は、テラヴィ市及びクヴァレリ市の都市インフラの向上、ダルトロの遺跡村、歴史的建築様式を持つ150の公有、私有の建築物におけるファサードの復元、11の文化遺産の再開発、カヘティの観光事業への民間部門からの投資に対するインセンティブの提供、そして観光地の管理改善と2つのレジャー旅行団体の開発でした。これらはプロジェクトとして行ってきたものですが、これらに加え、我々は知識の生産と呼んでいる多くの取り組みに従事しています。つまり、将来のプロジェクトのための事例を構築し、各国にもっとこれらのプロジェクトの採用を説得できるよう、過去20年間に実施してきたこれらの文化遺産プロジェクトの業績の幾つかを文書化しておこうと取り組んでいるのです。これらのプロジェクトからは、皆様もご存知のように、他の例に応用が可能な、一定の重要な成果が得られているからです。ちょうど時間になったようですので、私の発表はここで終わりたいと思います。

第4セッション:世界遺産条約の現在

「持続可能性を追求するラーニングモデルとしての世界遺産の役割」

[パネリスト]

稲葉 信子

筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻専攻長



私はここ20年、世界遺産条約の仕事をしております。まさに、日本が世界遺産条約を批准してから、日本の国内で、あるいは国外で仕事をしておりました。世界遺産の延長線上で、主にアジアにおいて、国際協力の仕事をしてきました。そして今では、大学で、次の世代を育てる仕事をしています。このセッションのテーマは、「世界遺産条約の現在」であり、生活と遺産であり、私の経験をお話できる良い機会であり、大変光栄に思います。

「世界遺産とは何か。世界遺産になる前に見に行ったほうが良い。観光で駄目になっていく世界遺産」。確かどこか有名な英語の雑誌で、そうした特集が組まれたことがありました。

あなたにとって世界遺産とは何ですか。日本で、一般の方々に世界遺産の話をするたびに、皆様に問い掛けてきました。世界遺産は、とても大きな仕事をしてきたと、私は自信を持って、今言うことができます。誰もが、世界遺産の条約の良いところは、文化遺産と自然遺産の両方を一緒に扱っているところだと言います。文化遺産の専門家と自然遺産の専門家は、これまでの歴史を反映して、行政の組織等、根本から違う分野で育ってきました。現場では、いろいろ意見がぶつかることもあろうかと思えます。しかし、世界遺産条約の今あるその姿は、決して崩してはならないのだらうと思えます。

世界遺産条約におけるこの成果を40周年のテーマでもある持続可能性ということを軸に、話を進めていきたいと思えます。既に昨日から、クリスティーナ氏をはじめとして、たくさんの方々が述べてきたことですが、1990年代に入って、その少し前からですが、Cultural landscapeという新たな遺産へのアプローチ、そして世界各地で行われてきたGlobal strategyの研究は、文化と自然の多様性を持続可能性のキーワードの下に、国際社会に広めていく大きな役割を果たしました。

パラダイム・シフトが起きて、きちんと時間が経っています。特に棚田等、農林水産業に関係する遺産や世界の少数民族の村も世界遺産のうちであると認めたことは、大きな成果でした。アジアでは、フィリピン・イフガオの棚田が、アジアで最初の農業遺産となりました。1995年です。そして同じ年に、日本の合掌造りの山村集落が世界遺産になりました。

そのことは、たちまち世界各国の遺産保護の政策に影響を与えました。農業に関係する遺産、信仰に関係する自然、そこには、自然と共に生きてきた人の知恵が詰まっています。これらを横断して、今、各国で進めていかななくてはならないのは、それぞれの地域のコミュニティの遺産を自然から文化までどのように相対的に捉えて、コミュニティの持続可能な発展に還元していくかという、コミュニティに最も近い位置にある政策的な、そして現場の取り組みであると理解しています。

日本でもそうした試みが、例えば、文化庁と国土交通省や農林水産省等の協力で進んでいます。また日本のサトヤマ・イニシアティブについては、改めていうまでもないかもしれませんが。知名度を背景にする世界遺産条約における、こうした先端的な取り組みがなければ、これだけ世界各地に大きなうねりを起こさなかったと私は確信しています。

世界遺産とは、持続可能な地球と人間社会の未来を考えるラーニングモデルであり、フラッグシップであるとの多くの専門家の意見に、私はまさしく同感です。このところ、しばらく私は、自然と文化、有形と無形を横断する象徴的な世界遺産を訪ねて、世界遺産とは何のためにあるのかということを考えてきました。今お見せしている写真は、アフリカのトーゴにある世界遺産です。村の全体が世界遺産になっています。未だ、水道も電気もガスも通っていません。これらインフラ整備がないまま生活を維持せよと、世界遺産が地元にとって求めているわけでは、決してありません。大事なことは、10年後、20年後に、この村が他の村より良かったということを証明することだと思っています。

また、この遺産は先ほどお話ししたフィリピン・イフガオ地方の棚田です。アジアのコメ作りで生きている世界遺産です。Globalizationの影響で社会構造が変わっていく中で、若い人たちが頑張っています。フロントにいる女性たちは、地元の役所に

勤める女性たちです。同じような近隣の村の、持続可能な発展のモデルとなる地域づくりの在り方を示すこと、持続可能の達成に最も近いところにある世界遺産であってこそその解決法を示すことが重要なのだと考えています。そのためには何が必要となるのか。それはやはり、世界遺産を支える地元の社会の仕組みそのものを考えていくこと。そのためのCapacity buildingを国際協力において充実させていくことであると考えています。

この京都の会議の直前に、やはり世界遺産である先ほどの日本の山村を訪れて、この問題を考える専門家会議を、この会場にもおいて頂いている国際専門家とともに行いました。この村に住んでいる長老が言いました。住んでいる人が、まず幸せであること。そうでないと若い人は根付かないと。そのために何ができるのか、世界遺産の持続可能性ではなく、世界遺産をモデルにした、より広域な持続可能性。そのために、特に住民と国際社会をつなげるLocal government、Local governance (地元自治体、地元の自治)が重要なのだと思います。富山の会議の成果「富山プロポーザル」は、この会場の外で配布しています。

第4セッション:世界遺産条約の現在

パネルディスカッションC
防災、コミュニティと災害復興



〔 座 長 〕
ティム・バッドマン
IUCN世界遺産プログラム長

パネルディスカッションCでは災害が世界遺産に与える影響、災害への備えについて、特にコミュニティによる防災、災害復興に重点を置いた議論がなされた。

まず、カンボジアのアンコール遺跡を例に挙げ、危機遺産リストから抹消することができた背景や取り組み、また、自然災害のリスク、特に洪水に対しての対策、措置が論じられた。次に「地域社会と連携した防災、災害復旧」というテーマを軸に、阪神淡路大震災、東日本大震災後の日本の事例を挙げ、文化遺産に対する防災意識の高まり、コミュニティと連携した防災、災害復旧体制の強化などが具体的に示された。さらにアフガニスタンでは2001年以降、戦争の文化から平和の文化へ移行するための取り組みの中でバーミヤン遺跡が世界危機遺産に登録され、同政府はユネスコと連携して多くの措置を施してきたが、直面する問題は、遺産価値の認識、次世代のための保護、保全の責任意識を高めていく努力の継続であるとされた。

また、自然現象が人間の居住区内に被害をもたらす場合を自然災害とし、過去の自然災害の被害データの検証からアジアの世界遺産地域が今後ますます被災危機のリスクが高いとされた。対策方法の例を挙げ、また、日本の東日本大震災での経験も踏まえ、積極的な自然保全が自然災害の防災、減災には重要であることが強調された。遺産資産が受ける自然災害のみでなく人災による被害例として、火災や気候変動による影響を挙げ、伝統家屋が現代建築よりも優れた耐久性を示すことができるように、歴史的な文化遺産が災害リスク軽減のための資産となりうると述べた。文化遺産の保全と災害リスクの管理に課題があることに触れ、利害関係者である地域のコミュニティが果たす役割は極めて重要だとされた。

災害リスクの問題は、すべての遺産で軽視されていることが指摘され、それぞれ個々の宿題に取り組む必要があるとした。

「アンコール遺跡：1972年条約の適用から20年」



〔パネリスト〕
ロス・ボラット
世界遺産国内委員会委員長、カンボジア

アンコール遺跡は、1992年12月に米国のサンタフェで開かれた委員会の会合において、世界遺産と世界危機遺産の両方の一覧表に記載されました。面積が401平方キロメートル、4万ヘクタールを超える記念工作物区域が記載されたのは、恐らく初めてではなかったかと思います。アンコール遺産は2004年7月に世界危機遺産一覧表から抹消され、現在もその状態を維持しております。アンコールの生態史的遺産は、広大で人々が頻繁に訪れる上に、訪問者も多く、そして何よりも、分散した居住地に恒久的な状態で長期間にわたって人々が居住しています。世界遺産でもあり、クメール人のシンボルでもあるアンコールは、カンボジア北部のシェムリアップ州に位置します。そこで人々が生活している遺跡であるアンコール遺産は、アンコール考古学公園等で構成されています。アンコールは特異的な景観に分類されます。3つの河川によって潤う平野であり、これらの河川は、主に水田からなる極めて水平な景観の真ん中で、連鎖状に遺産の北部に向かって隆起します。このような地形は長期間にわたる人為的な環境の変化によって生まれたものです。我々の知る限り、アンコールには1,000を下らない遺跡があり、そのうちの60の主要な遺跡が登録目録の191の中に含まれています。

20カ国25研究機関が70のプロジェクトで研究を実施するようになったのは、このような状況によるものです。これらプロジェクトは、ほぼ20年に及ぶものまであり、完了したものもあれば、中には未だ進行中のものもあります。このような保全の国際的取り組みは、フランスと日本がユネスコの設置した常設事務局と共同議長を務める「アンコール遺跡救済国際調整委員会 (ICC)」の調整に厳密に従って行われています。この委員会は1993年10月に東京で開催されたアンコール遺跡救済国際会議の結果、創設されたものです。アンコール遺跡公園は世界遺産一覧表に記載されている遺産の中でも最大級であり、域内に2010年時点で、112村で推定約12万人の人々が居住しています。王国政府はコミュニティ内に、この全住民を維持することとし、これらの人々は周辺環境とともに、独自の伝統と旧来の慣習を有するアンコール遺産にとって極めて重要な要素の一つであるという方針を打ち出しています。

この場合の課題は、公園の管理に住民を積極的に関与させるとともに、リスク低減戦略の準備や実施、改善、並びに管理計画におけるあらゆる準備段階に、これらのコミュニティを関与させることにあります。またこれらに決して劣らない、もう一つの重要な側面が、自然や自然に起因する災害のリスク、あるいは人為的ハザードに関して、コミュニティに提供していく訓練と援助です。

1974年から1975年以前の時代に遡るまでもなく、人為的な影響によって遺跡は修復や保全が行われることなく打ち捨てられていましたが、クメールルージュが存在していたにもかかわらず、1986年になって初めて、アンコールに保全のための作業が再開されました。この期間には軍隊が遺跡を横断することも珍しくなく、一部の記念工作物は弾薬の保管場所として使用されていただけでなく、幾つかの資産の周辺には地雷が埋められていました。今は、専門家や国際的援助のおかげで除雷されています。この期間には、より組織的なネットワークによる美術品の違法な取引も増大していました。

一方、この地域の生態系に貢献してきた森林は、過去10年かその間に、一般に「森林伐採」が進み、洪水が生じ、少しずつ消失しています。政治と運用の両方のレベルにおける人為的過誤や不適切な管理によって消失してしまえば、地域社会にも遺産にも深刻な危機を生じさせる恐れがあります。アンコールに対して特定されている自然災害のリスク、すなわち予見できる脅威には二種類あります。水－洪水と、火－森林火災です。幸運なことに、今日まで火災が報告されたことはありません。ただし、洪水は2008年から2009年の間に著しく被害が増大し、2011年10月には、東南アジアで洪水による甚大な被害が発生して、カンボジアでは60名を含む数百人が亡くなりました。

水の管理については、遺跡における水の重要性が既に立証されています。水は、大部分が砂地に敷設されている建築物の土台において、常に安定材としての役割を果たしてきました。これらの象徴的、審美的役割のため、その存在を維持管理していくためには、微妙なバランスを見出していかなければなりません。また経済的問題や保全という点でも、これらの破壊的な影響を見過ごすわけにはいきません。すなわち必要なのは、水に関する政策を実施することです。アンコール遺跡の拠点であるシェムリアップ市

第4セッション:世界遺産条約の現在

は、暴風雨が発生すれば、市全体がいつでも洪水の危険性がある平野部に位置しています。近年、洪水評価システムの維持や道路の維持、大部分の幹線道路の東西方向への敷設等の結果、これらの工作物が貯水や水流を堰き止め、水の河川への分岐にそれぞれの役割を継続的に果たしていけるよう整備することができました。古い運河は浄化し、他の運河は給水や排水のニーズに合うよう、一から造成しました。

ただし国家レベル、地方レベル、管理主管庁のレベルで講じるべき措置についてはどうでしょうか。政府のレベルでは、メディアを通じ、情報提供や将来のリスクの伝達と予測等が公表されています。地方自治体やアブサラ管理レベルでは、備えと予防、情報、村の宗教コミュニティとの取り決め、豪雨へのアプローチにおける監督者の介入や、予測と介入のためのグループが設置されました。これらのグループのための研修施設が、現在、建設中です。しかしながら、ここでも状況を考えれば、未だ大胆な措置とは言えません。修復措置と応急のための手段、衛生、食品衛生、一次材料が必要です。

「防災と災害復興―地域社会とともに」

[パネリスト]

大和 智

文化庁文化財鑑査官



私からは、近年、わが国が経験した災害を通じて、本パネルのテーマである「地域社会と連携した防災・災害復旧」について、報告いたします。

わが国では、文化財保護の長い歴史の中で、世界遺産をはじめとする文化遺産の防災について、これまでもさまざまな取り組みがなされてきております。自然災害、あるいは紛争等、人的災害による文化遺産の被害が止むことはなかなかありませんが、今までも文化遺産の防災については不断の努力がなされ、成果も着実に蓄積してきています。こうした中、近年、地域の積極的な参加による文化遺産の防災力の強化ということが、大変注目されるようになってきました。冒頭、バッドマン議長もふれられた、文化遺産保護におけるResilienceという言葉が、わが国でもよく使われるようになっております。

わが国で、このように文化遺産の防災とコミュニティの関係が強く意識されるきっかけとなったのが、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災でした。この大震災により、数多くの文化遺産が被災したことが大きな契機となったと言えます。この震災の後、文化遺産保護への社会的関心を更に喚起するために、より幅広い文化遺産を保護する方策として、例えば国の法律を改正して、文化財登録制度など新たな手法を導入するようなことがありました。また、地域において、文化遺産保護に関わる人材育成や、あるいはNPOなどの支援も行われるようになりました。これらはいずれも、市民が身近な文化遺産の保護、そして防災活動に、積極的に関わることを推し進めようとするものです。

このような努力をしてきましたが、わが国は昨年2011年3月11日、東日本大震災という大災害を被り、地震そして津波により、またしても広範な範囲で数多くの文化遺産が被災しました。今回の災害は、過去のケースと比較にならないほど深刻であり、文化遺産と被災したコミュニティの関係という点においてもはるかに複雑で、それまでと大きく異なった様相を呈していると言えます。

被災地では、多くの尊い命が失われ、人々は現在も大変な不自由の中での生活を強いられています。津波によって何もかも失い、コミュニティそのものが崩壊した地域も多数あります。こうした地域では、復興に向かおうとすると、これまで引き継いできた有形・無形の文化遺産の大切さを、地域の人々がそれ以前にも増して強く意識するようになっていきます。文化遺産の復興が地域再生のため、またコミュニティのアイデンティティの確保に欠かせないものとして、強く求められています。

被災した文化遺産の調査、あるいは文化遺産の緊急避難、復旧のための行政や関連機関の様々な取り組みは、地域社会のイニシアチブに基づき、地域のコミュニティと連携しながら、現在進められています。

東日本大震災による被災地復興に関する国の基本指針である復興構想会議による報告においても、コミュニティの再生が復興のための七つの基本原則の一つとして強調されています。また、この報告の中には、地域再生に向けて、地域の宝、地域の心である文化遺産の修復を進めることが必要と明記されてもいます。

もう一つ強調される必要があるのが、災害の記録の伝承です。東日本大震災を契機に、遠い過去の災害の歴史が大きく注目されています。我々が忘れていた今回のような大震災、あるいは大津波を我々の祖先は既に経験しており、それを記録に残し、更にはその対応策も講じていたことが、次々と明らかになっています。我々は、防災に関しても歴史から多くを学ぶ必要があります。地域における過去の災害の記憶をとどめている記録媒体として、改めて文化遺産の重要性が認識される必要があると思います。

わが国では毎年1月26日を文化財防火デーと定め、この日を中心に全国各地の文化財の現場で消防訓練が行われています。これは1949年のこの日に発生した法隆寺金堂の火災によって貴重な文化遺産を焼損したことのメモリアルとして、既に60年以上、毎年行われています。この消防訓練では、地域の人々によって組織される自営消防団が、消防署などプロフェッショナルと連携して、重要な役割を担っています。こうしたコミュニティによる文化遺産の防災、そして災害復旧に関する取り組みは、遺産保護にとって重要な役割を持つとともに、一方で、こうした活動を通じて地域の人々のコミュニティへの帰属意識の醸成や連帯感の強化にも大いに役立つものです。

文化遺産の防災、そして災害復旧へのコミュニティの参加は、文化遺産保護の強化のためであるとともに、地域社会の健全な育成にもつながる、双方に資する取り組みと言えます。

「バーミヤンと文化遺産の景観」

[パネリスト]

ハビバ・サラビ

アフガニスタン バーミヤン州知事



まず、私が統括しているバーミヤン州と、バーミヤンの歴史的、文化的遺産の状況についてお話したいと思います。30年に及ぶ武力衝突後、将来のニーズや目標のための措置が実施され、一定の正常化がアフガンの生活のさまざまな部分に少しずつ戻ってきています。しかしながら、戦争による荒廃は未だ至るところに見られます。平和は未だなかなか実現できていませんが、2001年以降、我々は戦争の文化から平和の文化に移行するため、断固とした措置に取り組んできました。2003年にバーミヤンの文化的景観が世界危機遺産への登録を認められ、同じく2003年には、アフガンの遺産を保護するため、主要な領域において最も高い国際的水準の多様な調整手段を実現する資金の調達を目的に、アフガン政府とユネスコが国際調整委員会 (ICC) を立ち上げました。世界遺産バーミヤン遺跡の保護はアフガニスタンにおける最も重要なプロジェクトの一つであり、2003年以降、寛大にも、ユネスコを通じて600万ドルを超える資金が日本やスイス、また近年ではイタリアの政府から提供されました。これらのユネスコのプロジェクトにおける目的は、文化に関わる基本計画を作成し、遺跡を全体的に保護するとともに、仏陀、仏龕、壁龕を急迫する崩壊のリスクから回避するために固定し、残存する仏像を保全することにあります。

ご覧になっている赤の遺跡が世界遺産に記載されているもの、ピンクの区域が国家登録遺産、緑の区域が文化基本計画の対象遺跡、グレーが開発区域です。これらが全て一体となって、バーミヤンの景観における極めて普遍的な価値を形成しているのです。

第4セッション:世界遺産条約の現在

アフガニスタン政府はユネスコと連携し、多くのことを実施してきました。遺産は2001年の破壊から長い道程を歩み、状況はさまざまなレベルで改善しています。2003年の世界遺産一覧表記載後、破壊後における仏龕の安定化や、壁画と遺跡の建造、遺産の様々な構成要素の採掘、文化基本計画の作成、並びに世界遺産全体とバーミヤン渓谷の効果的な管理に向けた追加措置等が大きく進展しました。しかしながら、これら全ての取り組みは外部からのイニシアティブであり、ユネスコを通じたものです。現地化されておらず、これらの取り組みに対する集団的な理解も十分ではありません。そこで、これから地域社会による災害復興についてお話したいと思います。

地域社会は、文化遺産の保護にほとんど参加していません。その理由は次のようなものです。一つには人々の貧困があります。大部分の人々は今日の暮らしを考え、どうやって家族を食わせていくかに苦慮しています。このため人々は時には考古遺物を略奪し、これらを市場で売って家族を養うお金に変えることすらあるのです。

もう一つの理由は、人々の歴史に対する無知であり、大部分の人はこれが一種の外国あるいは外部者の歴史や遺産であると思っています。このため、私は地域社会や地域社会の長老たちの中に、自分が目撃したことや経験したことを話しているのです。更により重要な問題は、バーミヤンが一種の丘陵地で山の多い場所にあり、人々はいずれも高地に住んでいること、そしてバーミヤンが非常に狭い地域であるため、人々が家を建てられる場所は極めて限られているという点です。文化基本計画に従えば、我々は緑の区域を守らなければならない、開発区域にしか家は建てられません。ですが人々はこの規則に従わず、自分の居住区域に建設しています。これが我々がほとんどの場合に直面している問題の一つです。

すなわちアフガン政府とユネスコが、将来の世代のためにアフガンの文化遺産を守ろうとあらゆる努力を尽くしてくれている一方で、我々は自分達の戦略において、住民が社会のさまざまな区分のさまざまな文化遺産を代表する記念工作物に対して所有意識を持てるよう後押しすることで、住民とその文化遺産の結びつきを再確立しなければなりません。

遺産と経済、この場合の重要な経済の一つは観光事業ですが、その結び付きは我々が創出していくことのできるものであり、この点における我々の全体的な目標は、アフガニスタンの有形無形の文化遺産を復旧させるだけでなく、アフガニスタンを通じて、自分達の文化遺産の価値と、次の世代のための保護と保全の責任に対する人々の意識を高めることにあります。私がここで皆様と共有したかったもう一つの事項は、特に長老たちとともに、人々によるコミュニティの評議会を設置することです。これは大変に重要です。世界遺産の周辺に住む長老とコミュニティの意識を高めるプログラムがあれば、保存に取り組むことができるからです。

「自然保全が自然災害における防災・減災及び災害からの復興に果たす役割」

[パネリスト]

熊谷 嘉隆

IUCN 世界保護地域委員会 (WCPA) 東アジア地域委員長



この発表では、自然災害の概要と、自然保全が自然災害の減災・防災にどのように資するかという話を簡単にさせて頂きたいと思います。

まず、皆様と確認したいのは自然プロセスと自然災害というものを立て分けて考える必要があるということです。台風、洪水、雷、火山噴火、竜巻、森林火災といった現象が世界中で起きているわけですが、これは人間の居住区外で起きた場合は単なる自然現象で、このような多様な自然プロセスが、我々が今住んでいる地球の生態系を形成してきたということを認識しなくてはなりません。その上で、そういった自然現象の危機的な現象が人間の居住区で起きた場合に自然災害になるということです。特に、防災対策の脆弱地域で危機的自然現象が起きると被害の度合いというものが非常に増すということを認識しなくてはなりません。

わが国は地震、火山噴火、台風、冷害、雪害等、多様な自然災害に常に直面しています。我々の祖先、そして近代・現代に生きる我々はこのような多様な自然災害に向かってきた過程でさまざまな技術的、社会的経験値を集積しているわけです。

次にお見せしたいのが、自然災害の過去100年間と過去25年間の傾向、そして、グラフにありますのが、アジア地域における自然災害による被害データです。過去100年を見ますと、大体、年間400件ぐらいの自然災害が報告されています。お気づきのことと思うのですが、1980年以降、急激に自然災害数が増えています。これは、各国間における自然災害の情報共有体制が構築してきたことによって、データを一元的に管理できるようになった結果、世界中で起きている災害をこのようにデータで示せるようになったこととの反映でもあります。また、沿岸部に居住する都市部人口の増加によって、そういったところで津波、高潮、洪水、台風といった災害が起きると、極めて甚大な被害をもたらすという事実もこの統計に反映されています。

右側の矢印が付いたグラフですが、洪水、サイクロン、台風、ハリケーンの被害が、このところ非常に増えているということが分かります。このような自然災害による被害というのは、繰り返しますが、防災対策脆弱地域で増大します。また、人口集中地域に自然災害が起きますと死者・被災者の数が増えるという事実。加えて、全世界で起きている森林伐採も土壌の保水力低下を招いたり、洪水の緩和機能をなくしてしまったりします。また、大きなスケールで言えば気候変動にも影響を及ぼしていると考えてよろしいかと思います。あと、気象関連の災害が非常に増えているということは、強調し過ぎてもし過ぎることはない。

実は世界中の自然災害による死者の約50%以上がアジア地域で記録されております。また、死者と被災者数のトータルでは94%がアジア地域に集中している。被災総額に関しましても88%がアジア地域に集中しているということが報告されています。このことは、特にアジア地域にある世界遺産地域が、今後ますます多様な自然災害の危機に直面するということを示していると考えてよろしいかと思います。

いろんな対策の方法が考えられますが、堤防、ダム、防潮堤、防波堤といったハード整備による対策。また、人口の分散化や、都市部における建築基準の強化等によるソフト的対策。また自然災害予報の精度向上によって、被害の軽減ということにつながるかと思います。加えて、防災訓練の徹底、非難ルートの明示による減災。あと、今日のテーマになりますが、自然保全による自然災害の被害軽減があります。

わが国が経験した今回の東日本大震災では、その全てが想定範囲外でした。そのような状況でも被災地の海岸林が津波のエネルギーをある程度緩和させたり、津波発生中の漂着物をブロックしたり、津波で流されている人がつかまるモノとしての機能を果たすということが報告されております。同様に、洪水と森林の役割、地滑りの緩和、防風・防砂、また、スイスで一般的とされている雪崩対策としての森林保全等が、自然保全による自然災害軽減措置としてあげられます。また、大きな話ですが気候変動緩和における森林の役割というのは一般的にもよく知られている事実でしょう。

最後になりますが、わが国では東日本大震災の被災地、東北の太平洋岸に分散する国立、国定、県立自然公園を再編する事による三陸復興国立公園構想を進めております。人間と自然の在るべき姿、防災教育、環境教育、エコツーリズムなどをコンセプトに、地元の方々と関係省庁と一緒にテーブルについて現在、議論を進めております。自然災害被災地を自然保全地域として新たな国立公園を作るという、世界でも稀な取り組みに今後注目して頂ければと思います。最後に繰り返しますが、積極的な自然保全というのは、自然災害の防災・減災において、極めて重要であるということを強調して、私の話とさせていただきます。

第4セッション:世界遺産条約の現在

「文化遺産の災害危機管理における人材育成:その機会と課題」

[パネリスト]

ロヒット・ジギヤス

ユネスコ・チェア、立命館大学歴史都市防災研究センター特別招聘教授、インド



私の発表の演題は、「文化遺産の災害危機管理における人材育成:その機会と課題」です。私は、これを人材育成におけるコミュニティの重要性和関連づけてお話したいと思います。文化遺産は災害に対して極めて脆弱です。毎年、多くの遺産資産が自然災害だけでなく、人間の誘発した災害によっても被害を受けています。その一つの例として、ブータンの歴史的に重要な要塞が、暫定リストに掲載されたにもかかわらず、最近、火災で消失してしまいました。

昨年、タイで発生した大洪水は、バンコクの世界遺産だけでなく、アユタヤの世界遺産にも莫大な損失を生じさせました。また2011年の地震では、ニュージーランドのクライストチャーチにあるカトリック大聖堂が失われました。これは市の顕著な象徴の一つでもあったため、同地域では重要な象徴を救うための戦いが、未だに続いています。気候変動によって、ますます増え続ける洪水気象学的危険性の例は、影響を受けやすい地域の文化遺産をこれまでよりも大きなリスクに晒しています。例えば、このインドのレーの事例では、突発的な豪雨が、このような大規模の土砂降りにほとんど慣れていなかった日干し煉瓦造りに、甚大な被害をもたらしました。しかしながら、私がこの発表において強調したいのは、我々は文化遺産が被害を受けるものとしてのみ、考えてはならないという点です。重要なのは、我々がこれらの遺産を災害リスク軽減のための資産として考えるということにあります。ではどのようにして、これらをそのような資産と考えれば良いのでしょうか。

実際にこれを実証する例が、世界には数多く存在します。皆様にお見せする最初の例は、2005年のカシミール地震です。この時、新しい建築物は大変な被害を受けましたが、我々が目撃したのは、はるかに被害が軽かった多くの歴史的建造物や多くの伝統的家屋の姿です。これは培った知恵を通じて、コミュニティの試行錯誤により、時の経過とともに生み出されてきた知識によるものです。

カシミールだけでなく、このような例は、世界の他の多くの地域に見ることができます。これらの伝統的家屋が、現代建築よりもはるかに優れた耐久性を示したインドのグジャラートやハイチの例を考えてみてください。建物だけでなく、歴史的屋外地区には、歴史的宗教建築物やその他の公共建築物、給排水システム、緊急避難のための特殊構造物等に活用できる大きな潜在的ポテンシャルがあります。ネパールにあるカトマンズ渓谷の例からも分かるように、伝統的なコミュニティは、例えば洪水などに定期的に晒される自然の危害に対応するため、効率的な開発計画メカニズムを発展させてきました。

主流を占める多くのアプローチは持続可能であり、災害リスクと戦うよりも、むしろこれらと共生を図るものです。これらの伝統的な知識体系は、災害に対するコミュニティの回復力構築に貢献してきました。地域社会は、実際に遺産の真の担い手なのです。しかしながら、イニシアティブにおける災害リスク軽減では、コミュニティの力が損なわれています。社会的、宗教的ネットワークや土着の管理システムは、災害後の遺産に関わるニーズへの対応において、非常に有効であることが実証されています。

ここ日本の白川郷の例を考えてみてください。万一、火災が発生した場合、地域社会が、緊急対応の責任を担ってきました。実際にこのスライドをご覧になれば分かるとおり、火災発生時の操作に、各自が責任を持つべき放水銃に地域社会の構成員名までが書かれているのです。

遺産もまた、先ほど大和氏も触れておられたように災害後に影響を受けたコミュニティの精神的な回復を実現するのにプラスの役割を果たすことができます。災害後に人々が村を再建した場合、別の場所に移動しても宗教的構造物や樹木、儀式を通じて旧来の村とのつながりを維持することが繰り返し実証されています。

東日本大震災は多くの伝統的な漁村を流失させてしまいましたが、このような破壊的事象でも先祖伝来の土地との社会的、文化的つながりは、簡単に断ち切れるものではありません。この点については、既に大和氏が詳しく説明して下さいました。

文化遺産への災害リスク軽減における最大の課題は、現時点では文化遺産の保全と災害リスク管理の領域に大きな隔たりがあるという点です。結果的に遺産資産の管理者や意思決定者、市民の防災組織 (civic defense agencies)、国際及び国家の非政府組織、個人の専門家等、これらの二つの領域の利害関係者の間で調整が取れていない状況にあります。コミュニティは、このような連携を現地レベルで円滑化することのできる最も重要な利害関係者なのです。文化遺産資産の災害リスク軽減を計画立案していく際に、地域社会の参加を促進出来るような手段や方法は数多く存在します。これらを更に詳細に構築し、研修や人材育成プログラムを通じて対象とする多様な聴衆に普及させていかなければなりません。我々は、ユネスコ及び国際文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) との協力により、ここ京都にある立命館大学の歴史都市防災研究センターが主催している文化遺産の災害リスク管理に関する国際研修プログラムにおいて、この点に取り組んでいます。

効果的な緊急対応には、コミュニケーションや対話のための実用的なスキルと緊急対応設備の活用に加え、遺産資産やその周辺の地域社会、特に自発的な意思による積極的な参加を説いていかなければなりません。これは非常に重要なことです。なぜなら、我々は多かれ少なかれ専門家にばかり重点的に目を向けてしまい、このプロセスには地域社会が非常に重要な部分であり、同様に訓練しなければならないことを忘れがちだからです。紛争状況で文化遺産を救う第一対応者としての地域社会の役割は大変に貴重です。だからこそICCROMで考案された文化遺産に対する緊急措置についての研修コースは、紛争の時代にとって非常に重要なのです。ここでも地域社会が決定的に重要な役割を果たすことになります。すなわち、地域社会を含む多様な利害関係者のキャパシティは、文化遺産に対する災害リスクの軽減の鍵を握るものであり、国際レベル、国レベル、そして地域のレベルで推進していかなければなりません。

第5セッション:世界遺産条約の将来

「1972年条約の将来へ向けた人材育成と国際協力」

ムニール・ブシュナキ
ユネスコ事務局長特別顧問、ICCROM事務局長特別顧問、アルジェリア



西林議長、日本政府代表の皆様、近藤文化庁長官、締約国の大臣、知事、大使及び代表の皆様、ラオ世界遺産センター長、諮問機関の皆様、同僚諸氏、そして友人の皆様にごあいさつを申し上げます。日本の古都、この格式ある京都で開催されている歴史的な世界遺産条約採択40周年記念最終会合に参加できることは、大変光栄なことと思っております。14年前の1998年12月、私はまさにこの部屋で、今ここにおられる多くの友人とともに世界遺産委員会の会合に出席する榮譽に預かりました。議長を務めておられたのは松浦晃一郎大使であり、私はその当時、ユネスコ文化遺産部の部長でした。ご招待を頂き、我々一同をここ京都で厚くおもてなし頂いていることに、日本の関係省庁、特に外務省国際文化協力室、そして私の友人である貝塚寛子氏に深く感謝を申し上げます。

私の発表では三つの主題に分けてお話したいと思います。最初の主題は、他の多くの発表者の方がおっしゃったことの幾分繰り返しになりますが、世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する新たなコンセプトと新たなアプローチについてです。次に、我々の将来について考えさせるいくつかの問題について考察しますが、この将来については二つの主要領域に重点を置いてお話したいと思っています。条約の将来の鍵となる訓練及び人材育成に対する包括的戦略と、地域社会と若い世代を文化遺産及び自然遺産の管理者として関与させていくことの重要性、必要性についてです。

まず、この会合は40周年の節目であること、あるいは条約が現在または今後10年間に果たすべき権限と役割に関わる本質的な問題に重点を置いたものです。また、私の前の何人かの発表者や、特に友人でもあるクリスティーナ・キャメロン氏が指摘したように、ユネスコは前世紀の60年代に文化遺産及び自然遺産の保護に対する新しいコンセプトと新しいアプローチを世界に導入しました。また、クリスティーナ氏は我々に、「l' invention de la Convention du patrimoine (遺産条約の創案)」について報告した条約起草者の二人、ミッシェル・バティース (Michel Batisse) 氏とジェラルド・ボラ (Gérard Bolla) 氏を思い出させてくれました。彼らにとって世界遺産条約は、夢のような出来事であると述べており、バティース (Batisse) 氏は、この条約がかけがえのない貢献であると書いています。かけがえのない貢献というのは、この条約が我々の存在の二元性について、人々の心を開いてくれたという点にあります。皆様もご存知のように、我々は、物体・物質、(matière) とそして精神 (spirit) によって構成されています。条約に導入された新しい考え方は、自然は環境というだけではなく、遺産でもあるということです。このコンセプトは遺産を保護し、将来の世代に伝えたいという希望の枠を超えて成長しました。これを成功させるためには、文化遺産に責任を担う専門家の一部のグループに限らず、条約が広く知られるようにならなければなりません。条約が各国の全ての人に、世界中のそれぞれの地域社会に、特に未来を担う若い世代に知られるようにならなければなりません。また、我々が世界遺産の認定書を渡した多くの場所で、全ての住民が通りに飛び出し、一晩中、踊り明かす光景を見てきました。例えば、今でも覚えています、エクアドルのクエンカで、もちろん認定書を受け取るのは政府ですが、人々が、住民皆が通りで一晩中踊っていました。また、当時のユネスコ事務局長・フェデリコ・マヨール氏がメクネスに証定書を持っていった時、街中の全ての女性がウェディングドレスを着ていました。人々にとってメクネスが世界遺産として認められたことは、盛大な結婚式のようなものだったのです。ですから、ここ京都にいる我々の誰もが文化遺産も自然遺産も、我々の生活にとって、そして我々が属する国家やコミュニティグループにとって、そして何よりもそれぞれが個々の歴史を持つ我々一人ひとりにとって、極めて重要な要素なのだということを認めなければなりません。

もちろん、世界遺産条約は、先の60年代にはユートピアか夢物語として捉えられてきました。しかしながら、今日では世界のほぼすべての締約国によって認識されているのです。世界遺産委員会の元議長であるフランチェスコ・フランチオーニが、最近論文を書かれていまして、こちらを引用しますと、世界の文化遺産及び自然遺産の保全という主題は過去30年の間に徐々に重要性を獲得してきました。この成功は、現時点では複雑で多重の結びつきを持つ文化遺産保護のためのシステムの基礎を築いたユネスコと世界遺産条約に帰するところが大きいのです。遺産の保護はますます国際化しているため、国際社会は課題に備えておかねばなりません。我々は、この条約の履行における成果が世界で最も美しい場所の単なコレクションに止まらず、40年に満たない中で著しい進展を遂げ、その真剣な取り組みが複数の書籍や論文、ドキュメンタリー映画の中で詳しく記録されるとともに、現在では多くの大学におけるユネスコチェアや、世界の様々な地域で行われているユネスコのカテゴリー2センターの調査や研究のテーマ

になっていることを認めなければなりません。

しかしながら、画期的な国際協力のネットワーク構築のシステムやメカニズムを通じて、その用語やいくつかの顕著な具体的成果、成功例がほぼ普遍的に受け入れられているにもかかわらず、この条約の将来には今、ある懸念が姿を現しています。脅威となる多くの危険からこの共通の遺産を保護するため、国際社会は自らの文化遺産と自然遺産の保護を1つの枠組に設定した唯一の国際的法規範を定めました。これがどれだけ受け入れられ、支持されているかは、実際に今年、ほぼ全てのユネスコ加盟国が条約を批准し、国際的な保護の下に157の国が962件の物件を自主的に記載したという事実によって証明されています。しかしながら、今日、国際的保護という点において、この一覧表は何を意味するものなのでしょう。国際社会は現在も増え続け、1,000という象徴的な数字にまもなく到達し、これを超える顕著な普遍的価値の世界遺産を今後も支援していくことができるのでしょうか。

履行の最初の数年間以来、この条約の精神は国際協力を確立し、これを進展させていくことを目指すものでした。ユネスコ世界遺産センターや世界遺産委員会も、兵力を備えた軍隊や文化遺産や自然遺産への被害を防ぐための手段も持っていないからです。この条約の持つ力は唯一、道徳的信念と世界遺産、特に危機に晒されている遺産の集団的保護に関する支援を誓約した締約国間の国際結束だけを基盤とするものです。締約国は、数が増え続ける遺産と同時に増大し続ける保全と保護に関する問題への取り組みを継続し、強化する準備ができているのでしょうか。世界遺産委員会とユネスコ世界遺産センターが信頼されるかどうかは、個々の事例の必要度に注意を払いながら、締約国やNGO、個人の救済要請にどれだけ対応できるかによって決まります。世界遺産委員会による提言は、自分達では正措置を講じるだけの技術的、財政的手段を持たない締約国への現実的な支援を伴うものでなければなりません。

皆様ご存知のように、10月2日と3日にボコバユネスコ事務局長が締約国と諮問機関との間で、非常に重要な会合を主催し、ここにいる皆様の大部分が出席されたことと思いますが、出てくる疑問はいつも同じです。世界遺産一覧表の信頼性に関する疑問。同一覧表の代表性に関する疑問。資産の保全と保護の持続可能性に関する疑問。そしてこれらに加え、登録プロセスの政治化の危険性。既にこれについて松浦氏がユネスコ事務局長としての就任演説で話されています。同氏のスピーチの引用文も持っていますが、時間もないことで、ここで全文を読むことはやめて、話を続けたいと思います。

では、ここで回答について考えてみましょう。我々はどうしたらこれら全ての課題に答えを出していくことができるのでしょうか。私は二つの側面に集中して考えています。一つは、将来の鍵となる訓練と人材育成です。昨日、今日と全てのパネルの中で喚起された主要な問題点への対処のために議論していくべき具体的な活動のうち、世界遺産の保全、管理、価値の安定に責任を負う全ての人々を対象とした訓練や人材育成が、最も重要であることを強調することが大事です。全ての国において然るべき能力を有する人的資源を確保できれば、締約国と諮問機関の間で必要な対話が、間違いなく促進されることになります。専門家に関して、諮問機関においてすべての地理的・文化的地域において、代表性に不均衡があるならば、我々は適正な対話や理解の欠如を避けて通ることになると確信しています。事実、ますます複雑化する文化遺産や自然遺産の分野では、大多数の国において専門家の訓練と、そして訓練に当たる人員の訓練が真に求められています。ICCROMでの研究と訓練に尽力され、この分野で長い経験をお持ちになるユッカ・ヨキレット教授の言葉を引用してみましょう。教授は、訓練の目的とは各遺産サイトの質と価値だけでなく、これらの個々の状態や文化的、社会的、経済的状況、そして個々の遺産サイトが直面しうるリスクなどを考慮に入れた上で、適切な遺産保全管理を保証することであると述べています。訓練は関与する専門家、技能保持者、あるいは管理者に必要なとされる技能を提供できるものでなければなりません。また、訓練では分野間協働や、一般の人々への伝達に関わる内容にも対処する必要があります。保全のための訓練では、保全方法のためのアプローチも考慮しなければなりません、個々の地域の特異性にも注意を払わなければなりません。保全が文化に関わる問題として理解されていることを考えれば、個々の特定の遺産や文化地区だけでなく、国、地域、国際的なレベルでの広義的管理戦略の中でも、教育や訓練、関連研究が確立されていなければならないのです。これは、関与する地域社会から十分な理解を得られている現代の経済的、社会的目標を考慮に入れながら、種々のアプローチを保全へと統合すべき文化遺産の特異性を踏まえて実施していく必要があります。

世界の様々な地域で、概ね既存の学術機関と連携し、かなりの数の研究課程や訓練センターが設置されていることは知っていますが、欧州や北米と、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、カリブ海沿岸、アラブ諸国の間には、残念ながらまだまだ大きな隔たりがあります。例えば、アフリカには専門の地域センターがベナンのL' Ecole du Patrimoine (遺産学院)とケニアのアフリカ文化遺産開発センターの二つしかありませんし、このケニアのセンターは、資金調達に問題を抱えていることも分かっています。このため、締約国は研究と訓練のための拠点の設立を奨励するとともに、大学や高等教育機関だけでなく、非正規の教育とも連動した既存の訓練センターの強化を図っていかなければなりません。

第5セッション:世界遺産条約の将来

我々は、これまで保全のためのアプローチは、科学的技術的あるいは現代的検討事項とアプローチに基づくだけでなく、伝統的知識やこの分野の達人たちが心に秘めた経験を考慮に入れて模索しなければならないという話を聞きました。これらの人々は、博士論文を書くことはできないかもしれませんが、保全をどのように扱ったらよいかを知っているからです。ここ数年の間に新たな傾向が生まれてきています。昨日フランチェスコ・バンダリン氏からも、ユネスコのカテゴリー2センターで、彼の指揮の下に誕生した有能な人々や、ユネスコチェアプログラム及び研究拠点の改善と拡大、更に世界遺産都市の組織や外国のユネスコ遺産等と協力して新たなネットワーク作りについての話がありました。

つまり、世界の文化遺産及び自然遺産の保護とその提示、未来の世代への継承は、今日倫理上の緊急課題です。その倫理的課題は、人間の尊厳に対する尊重や、異なる文化的アイデンティティを有する人々やコミュニティとの共存への希求に対する尊重と分かťつことのできないものです。人間の権利と基本的自由、そして特に教育へのアクセスによって、我々は我々個人を、そして遺産との結びつきと運動した我々の集団的責任を果たすことができます。若い女子学生が学校に行っていたからという理由で狙撃され、命の危険に晒されたという事実は、国際社会が受け入れられるものではありません。

次に、私のお話する最後のポイントに移ろうと思います。それは文化遺産及び自然遺産の管理者としての地域社会と若い世代です。これは重要な点であり、我々は既に何人かの発表者の方が、この側面について主張されたのを聞きました。私がここで再び申し上げたいのは、自分たちが文化的景観として、記念工作物として、歴史的都市として大事にし得るものは、現存する人々の中で大事にされるものだということを念頭におかねばならないことです。だからこそ、地域社会はこれらの遺産の管理者になり、保全のための手段を獲得しなければならないのです。複数の専門家会合で採択されている近年の文書は、あらゆるグループ、特に女性や若者など、比較的軽視されている人々が活発な活動主体になれるように、可能な限り地域社会を統合するよう提言しています。私は、遺産として非常に重要な場所の一つであるバーミヤン渓谷で女性を知事に登用した、アフガニスタン新政府の勇氣に敬意を表するとともに、ハビバ・サラビ氏とここに同席し、彼女の非常に重要な課題について共に議論し、そして彼女が政治家として専門家の話に耳を傾けて下さっていることを大変喜ばしく思っております。彼女は、バーミヤン渓谷にあるバーミヤンの大仏の破壊後の対応のため、我々がICOMOSや日本の専門家、ドイツの専門家、イタリアの専門家と開催している全ての会合に出席しています。しかし、我々の取り組みはそれだけではありません。我々は、彼女が見せて下さったように、渓谷の総合基本計画の作成にも取り組んでいます。すなわち、今朝、ジョージ・アブング氏が話したように、保護と保全に徹底的に対処するためには、これらの地域社会そのものを支援するための新たな政策を確立していかなければならないのです。また、この事例への投資から得られる最も永続性のある見返りは、経済的なものばかりではなく、教育や社会、文化にも及びます。明日を担う意思決定者が、我々の共通の遺産に対する責任感を深く認識していかなければ、地球の文化遺産と自然遺産が将来まで持続するよう願うことはできません。だからこそ、遺産への投資は価値のあるものなのです。

途上国では、有形か無形にかかわらずなく、遺産が経済的資源の強化策として活用できるものであるという認識が高まりつつあります。しかしながら、これも今朝、話されたことですが、これらの国の経済では、先進国と同じ規模で保全に投資する余裕はありません。更に、貧困の中では、例えば歴史的遺産の保全への支出を正当化するのには依然として厳しい状況なのです。すなわち、この場合の課題は経済的好機と保全を両立させることにあります。この場合、文化的資本を減じることがあってはなりません。そうではなく、これらの資本を補充することが必要なのです。これまではこの原則が考慮されないことが多く、トップダウン式アプローチの失敗によって、通常の市民生活と文化的過去への理解に対する公式な懸念との間に、顕著な隔たりが生じるとともに、極めて多くのケースにおいて私利のための搾取を制御しえない状況がありました。これらのことから、2007年6月にドイツのユネスコ国内委員会、ベルリンのラートゲン研究所、ICOMOS、ゲティ保存研究所と共同で、ICCRROMが文化遺産の管理における官民連携についてのセミナーを企画したのです。このセミナーでは、専門家や意思決定者らが官民連携の現在の考え方と将来の展望について議論しました。経済危機という現状の中で、保護者として、そして公的な資金や業務の提供者としての国家の能力が少なくとも財政という点で限界があることが顕在化しつつあったからです。ベルリンセミナーに続いて、イタリア国内委員会とシチリア銀行財団の支援により別のセミナーも企画され、また、カタニアでも開催されました。

そろそろ私の持ち時間も終わりに近づいていますので、この駆け足でお話した概要説明を締めくくると致します。これらの課題は非常に重要なものであり、10月3日にボコバ事務局長が締約国と諮問機関に向けたスピーチの中で話したように、我々が将来、アイデアだけでなく実用的な措置に、本当に真剣に対処しようとするのならば、ぜひ強調したいことです。つまり、我々は特に人的、経済的資源の不足に苦しむ地域で、より多くの財政資源を集める必要があるという事実に立脚しなければなりません。増大する要望に応えるため、締約国への国際的支援を見直さなければならないのです。条約の主たる哲学的原則と精神そのものが、あら

ゆる文化の価値に対する理解の推進と国際的な連帯システムを通じた保護のための負担分担を基盤とするものであることを忘れてはなりません。

条約の将来は、特に2004年の「大和宣言」に沿った文化遺産の保護に取り組み、また有形無形の遺産の統合的なアプローチを目指し、ユネスコの条約間での連携を向上させていけるかどうかにもかかっています。この条約が成功を収め、並外れた努力が注ぎ込まれ、世界の文化・自然遺産に対する一般の人々の愛着が大幅な高まりを見せたにもかかわらず、世界の幾つかの地域では、遺産が深刻な脅威に晒され、必ずしも十分に保護されているとは言えません。大部分の専門家は、多様な要素が複合的に作用することによって、遺産の人的、自然的原因による損失や劣化が、大々的かつ冷酷無情に加速化しているという点に同意しています。財政資源が不足していることを考慮した場合、我々が各国に対し、民間部門の貢献を得ながら、それぞれの責任を果たすことを望むのであれば、世界の文化遺産及び自然遺産に関わる分野を国の計画立案レベルで、主要な文化政策に統合していかなければなりません。この場合の政策とは、利害が対立し、遺産が消失の危機にさらされた時に、これらの機関や専門家だけでなく、直接的な責任を負っている地域社会に然るべき重みを置くことができるものでなければなりません。世界遺産は、今日の情報技術とともに、またグローバル経済における観光開発とともに、より想像的な方法で評価されアクセスできるようにしなければならず、国家内及び国家間で広く共有され、将来の遺産として価値づけられる生きた文化への投資のために創造的に活用されなくてはなりません。そして最後に、これらに劣らず重要なこととして、世界遺産は、収入と雇用の重要な創出源として更に賢く育んでいかなければならないのです。条約30周年を記念した2002年のブダペスト宣言の精神に従い、2012年京都ビジョンは、あらゆる多様性の中で、対話、相互理解、平和構築、そして持続可能な開発に適用される、この規範的手段の継続と改善のための新たなマイルストーンとなりましょう。ご清聴ありがとうございました。

第5セッション:世界遺産条約の将来

「世界遺産条約:未来への提言」

キショー・ラオ
ユネスコ世界遺産センター長



私の前に話された素晴らしいご発表の後を受けるのは、ほぼ不可能な課題です。ブシュナキ氏が話された問題点だけでなく、その前に発表されたジョージ・アブング氏、クリスティーナ・キャメロン氏、そして他の全ての発表者の皆様が、多かれ少なかれ、まさに私も重点的に取り上げようと思っていた主題に触れておられたからです。しかしながら、それでも私は最善を尽くし、たとえ目新しいことでもなく、既に皆様が話された内容を補完し、少なくとも私が本条約の将来にとって重要であると考えている要点を強調できればと思っております。多少急ぎ足になりますが、時間を有効に使えるよう、私の発表は3つの部分に分けて行います。まず、ごく簡単に概要をお話してから状況を分析し、続けて、皆様のご検討のための幾つかの提案を提示したいと思っています。

私の発表の演題は「世界遺産条約:未来への提言」、すなわち、その将来を考えるものです。そのために、我々は過去についても熟考しなければなりません。多くの意味で、また多くの発表者の皆様が、既に話されたように、1960年代に本条約の構想が練られていた時、この条約は非常に先験的な手段であり、時代を相当に先取りしたものでした。交渉が行われていた時点では、我々の共通の遺産を将来に向けて保護するための地球規模での連携など、決して容易に想像することはできませんでした。また、文化と自然の両方を一体化して共通の遺産として思い描くことも、容易なことではありませんでした。それでもなお、条約を起草した人々は、この驚くべき条約の完成を予見していたのであり、今こそ、我々がその崇高な原則を責任をもって発展させてきたかどうかを振り返るべき時です。皆様も既に認識されているように、ここ何年か、特に2009年以降、条約の将来について何度か考察が行われてきました。昨年、締約国総会において、今後10年の展望と戦略行動計画が採択された結果、いくつかの改革措置も既に実施され、更に多くの措置が検討されています。

また、ブシュナキ氏が話されていたように、最近、つまり10月2日と3日には、ユネスコ事務局長が締約国、事務局、諮問機関との意見交換会を開催しましたが、これはまさに、この改革の目的を探索し、条約の信頼性を強化する上で何をしなければならないかを熟慮できるよう配慮されたものでした。そもそも、なぜ急に条約の将来についての懸念が生じたのでしょうか。条約は魅力を失ってしまったのでしょうか。それとも妥当性と信頼性でしょうか。190カ国の締約国と157カ国における900以上の世界遺産という数から判断すれば、失われたものは間違いなく魅力や妥当性ではありません。その魅力や妥当性は疑いなく、失われていないのです。しかしながら、条約の信頼性に関する幾つかの疑問が前面に現われています。近年、条約に記されている基本原則を弱体化させ得る開発が多く行われていることは、今では共通の認識となっています。この考察を行うにあたり、条約と人間の生活を簡単に比較させてください。

まず、我々は若い頃、学習し、知識を習得し、経験を積むのに多くの時間を費やします。条約もまさにそのようなものでした。最初の数年間は、条約を効果的かつ効率的に履行するため、様々な規則や手順、作業指針、制度が設けられました。青年期は重要な実績の達成において、人生で最も実りある時期になることが多いものです。条約もそうでした。我々の共通の遺産として世界で最も象徴的で貴重な多くの場所を特定し、保護することに成功してきたのです。そして40歳に到達すると、人々は口々に心配ないよ、人生は40歳から始まるのさ、と言い始めます。我々は青年期の無謀な行動を改め、より健康に注意するようになります。条約にとっても同様に、40周年はその一生の転換期であり、新たな始まりでもあり、おそらく失った基盤を取り戻すべき時なのだと思います。ですから、この機会を好機、あるいはいわゆる中年の危機の別の形として捉え、条約の一生においてその針路を改める必要性がないかどうかを考えてみようではありませんか。

では、一連の疑問を通じて、現在の状況を簡単に分析したいと思います。この一連の疑問とは、我々が共同で検証すべき重要な問題であると、私自身が考えているものです。一つ目は、条約は本来維持するよう意図されている高い水準を現在も維持しているだろうかという疑問です。先ほども触れたように、条約の信頼性に疑義を生じる幾つかの問題があるというのは、今や周知の事実です。これらの問題の中には、特に開発に関わる圧力の高まりに直面した世界遺産の保全状態の水準の低下などがあます。今朝もジョージ・アブング氏から、この点を非常に雄弁に語る発表がありました。また、正当なプロセスや科学的検討もなく、とにかく遺産を世界遺産一覧表に記載しようとする凄まじい売り込みも行われています。これらの問題は、条約の下での意思決定プロセス、

より具体的に言えば、世界遺産委員会の役割と責任の根本に関わるものであり、皆様は委員会の下の特設家会合だけでなく、条約の将来について考察するためのプロセスの枠組の中で、これらの問題が既に議論されてきたことを思い起こされることと思います。更にユネスコの外部監査機関も、世界遺産に対するグローバルストラテジーの評価において、これらの問題に注意を向けるようになりました。これらの多様な分析から、幾つかの具体的な提案が生まれており、今こそ、これらの提案に真剣に取り組まなければなりません。

私が提起したい二つ目の問題点は、代表性の概念についてです。これは条約の全ての締約国が世界遺産一覧表に遺産を記載しなければならないことを意味するのでしょうか。皆様もご存知のように、代表性のバランスと信頼できる世界遺産一覧表のための国際戦略は、一覧表が世界における顕著な普遍的価値の文化的・自然的な多様性を反映することを目指しています。これは全ての国や地域が、完全な代表性を確保しなければならないことを意味するものではありません。遺産が世界遺産一覧表の記載の検討対象になるための最も重要な要件は、位置している場所に関係なく、顕著な普遍的価値に関する基準を充足することだからです。私の考えでは、世界遺産一覧表に記載されている遺産がない国のために世界遺産委員会の委員国席を確保することは、締約国が委員会国に選出されれば記載実現のチャンスが高まるという印象を与えるものだと考えます。ユネスコの外部監査機関が発表した2011年のグローバルストラテジーの評価における所見もこの見方を補強するものです。引用しますと、この所見には、最も多く委員国に選出されている国は、平均的な国よりもほぼ4倍多い資産を登録していると書かれています。従って、選挙規則におけるこれらの規定は、私の考えに反しています。グローバルストラテジーだけでなく、委員会の意思決定プロセスも疑義があるもののなのです。

次の問題は遺産の類型論の高まりと、これが世界で最も顕著な場所の選りすぐりのリストであるという世界遺産一覧表の概念を減殺するものかどうかという点です。遺産に対する特定の類型論には具体的に言及しませんが、私が強調したい点は、条約そのものが第12条において、世界遺産一覧表に記載されていない文化遺産や自然遺産を普遍的価値の劣るものとして考えてはならないと認識している点にあります。言い換えれば、あらゆる種類の遺産に対し、自動的に世界遺産一覧表への記載を検討することができるわけではなく、そうしなければならないわけでもありません。それにもかかわらず、この理解に反し、顕著な普遍的価値の評価に対する基準を厳正に適用するというよりも、極端な愛国的な思考に、より重きを置いているように見える傾向が、出現しつつあるように思えます。このような傾向は、多様な主題や時代、地域、文化を対象に含めるという新たな遺産の類型論上の定義によって、更に複雑化しており、最終的に無制限の数の遺産が、世界遺産一覧表に記載される可能性があります。精選された遺産のリストから一般的な遺産、あるいは代表的な遺産のリストへと発展していくのであれば、これはあまり条約に資するものとは思えませんし、この点については、昨日ジェームス・ソーセル氏がパネル発表の中で指摘していたと思います。非常に機微で議論を呼ぶ問題だと思しますので、この問題については、ここではこれ以上詳しくは述べません。

次の疑問は、現在、そして将来の世代のための共通の遺産の保護が、遺産を特定し、世界遺産一覧表に追加するという本当の動機になっているのか、それとも経済や国の威信などといった他の考慮によって輝きを失ってしまっていないかという点です。私が先ほど触れた問題に続き、我々は世界遺産への推薦に向けた動機という問題についても議論しなければなりません。世界の様々な場所で世界遺産の価値について多様な見解が存在することは承知していますが、期待される経済的メリットや威信などを理由とする世界遺産一覧表への記載に、大きな圧力が往々にしてあるというのが全体的な印象です。恐らく我々は、世界遺産条約の真の目的について首尾一貫したメッセージを効果的に伝達できていないのであり、この状況を改善するためにすべきことは数多くあるのです。

私の分析で強調したい最後のポイントは、国際協力という点についてです。条約のまさに核心である国際協力のシステムについて議論するまで、なぜこれほどまでに長い時間がかかっているのでしょうか。条約は本来、人類の共通の遺産を保護するための国際協力を主眼としています。現代の科学的手法に従い、永続的な基盤の上に、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産及び自然遺産を集団的に保護していくための効果的なシステムを確立することは、条約の前文に明記されているだけでなく、第6条及び第7条で一層明確に強調され、国際的な協力と援助のシステム構築を通じた協力は、国際社会全体の義務と明確に捉えられています。それにもかかわらず、昨日、我々は発表者のお一人が協力に関し、戦略目標として6番目の「C」を採択するよう求めておられたのを聞きました。条約が国際協力に関するものである以上、完全な重複です。国際協力は条約の中核的な原則ではありますが、過去40年間に条約の下で発展させてきた履行手続におけるやり方が、このシステムを協力的でないものにしてしまったようです。だからこそ今日、援助、コミュニケーション、対話、協力を求める声が一層高まっているのです。また、推薦を支援するためのアップストリームプロセスのように、新たな手続も発展しました。しかし、特に危機に晒されている世界遺産一覧表に記載されている世界遺

第5セッション:世界遺産条約の将来

産をはじめとする遺産保全推進の分野では、このような協力や援助が最も欠けています。私は今こそ、条約が国際協力という本来の精神に立ち返る一助となるような具体的な措置の採択を真剣に考えるべき時だと思います。また、この目的のため、これまで十分に活用されてこなかった南南協力にも大きな潜在力があると考えているのです。

さて、私の発表の最後として、皆様にお考え頂きたい幾つかの提案を示したいと思います。今後10年、更にそれ以降を見据えた時、私はこれらの提案を示すことによって皆様のお考えを促すとともに、これらの提案が条約の妥当性と信頼性の強化に役立てばと願っています。

始めに、また40周年記念のテーマを更に効果的に追求するため、私は現在行われているポスト2015年開発目標に関する協議の枠組の中で、世界遺産条約をしっかりと位置づけるべきだと考えています。条約にはこのプロセスに貢献する可能性があり、我々は遺産の保全と賢明な利用が、新しい持続可能な開発目標の検討において十分に考慮され、統合されていくことを確保しなければなりません。皆様もご存知のように、持続可能な開発へのコミットメントは、世界遺産条約の第5条第1項に明記されているだけでなく、戦略行動計画の目標3でも、遺産の保護と保全が現在及び将来の環境的、社会的、経済的ニーズを考慮することにより、条約が世界のコミュニティや文化の持続可能な開発に貢献することが強調されています。同時に、我々はどのようにしたら開発上の緊急課題を世界遺産の顕著な普遍的価値の保全とより良く調和させていけるかを真剣に考えなければなりません。開発が真に持続可能となるには、このような調和が極めて重要だからです。ジョージ・アブング氏やグスタヴォ・アローズ氏も、今朝の発表の中で非常に包括的にこの問題を取り上げており、遺産の持続可能な保全は、持続可能な開発への貢献の前提条件とすることを強調していました。このような開発上の圧力は今後も増大することから、この特定の分野により多くの注意を向けなければなりません。

第二に、今後、数年間は非常に重要であり、潜在的な好機をもたらすものではありませんが、持続可能な開発に向けて十分に正当化するためには、遺産が持続可能な生計、経済及び環境に貢献するものであることを文書化し、実証しなければなりません。観光事業の果たす役割は自明ですが、遺産の持続可能な開発への貢献にはより多くの形があり、我々は証拠に基づく実例を通じて実証していく必要があります。また、我々は正しくこのような取り組みへの貢献として、「Benefits Beyond Borders (国境を超えた恩恵)」についての冊子を作成しました。明日午前のセッションにおいて発表される予定になっています。この冊子は、世界中における26の多様な世界遺産から得られた様々な知見を取り上げたものです。我々は今後も世界遺産委員会のウェブサイトにおいて、関連の経験を継続的に更新していきたいと考えています。世界には多くのグッドプラクティスが存在しており、我々はこれらをより広く共有するとともに、これらの実践を拡大していかなければなりません。

第三に、私の前の多くの発表者が強調されていたように、長期的な成功のためには条約の全てのプロセスにおける利害関係者の関与をより増大させることが鍵となります。近年では条約の様々なプロセスに対する市民社会、特に地域社会や先住民及びNGOの関与がますます求められるようになりました。地域社会は、特に条約における焦点の一つですが、この戦略目標の下で達成した業績は、まだまだ感銘を与えるほどのものであるとは言えません。また、「先住民問題に関する国連常設フォーラム」は、既に2003年無形文化遺産保護条約の作業指針の下で導入されているように、自由意志に基づく事前且十分な説明を受けた同意の原則を世界遺産条約の作業指針の中に導入することを要請しています。私は、これは世界遺産委員会が真剣に検討しなければならない問題だと思っています。また、会合においてNGOの視点に耳を傾ける機会をより多く確保するためのモダリティについても検討しなければなりません。

このテーマについて続けると、あらゆる利害関係者の間における協働の強化という問題は、条約の下での作業手続改革の中心です。最近も締約国、諮問機関、事務局との間のコミュニケーション、対話、透明性を強化する必要性について繰り返し提起されてきています。委員会は今後、推薦書の提出や世界遺産の保全状態に関する報告スケジュールに関する見直しを含め、作業指針に関する適切な変更を検討しなければなりません。スケジュールの明確化は、条約の根本である協力と支援のビジョンを完全に実現するために非常に重要だと考えるからです。

私が強調して取り上げたいもう一つの重要な問題は、条約第5条についてです。我々は世界遺産条約のどのような政策と実施が、全体として遺産の保全を推進するための国の政策や法律、制度に効果的に影響を及ぼすことができるのかを検討しなければなりません。世界遺産一覧表に記載されていない遺産が往々にして軽視され、資源と適切な管理の深刻な欠如に苦しんでいることを示す証拠が増えてきています。これは、世界遺産一覧表に含まれていない遺産の価値について想起する条約第12条の精神に

反するものです。従って、遺産の保全全体として前向きな影響を及ぼすため、世界遺産プログラムが鼓舞し、動機づけるという役割を果たすことを強調する必要があります。

私が最後に強調したいのは、他の文化に対する評価、相互尊重、寛容、和解、そして平和の構築推進における遺産の可能性です。私はこの目標がまだ十分に実現していないと考えています。この点におけるグッドプラクティスの実例も幾つかありますが、これらの例も遺産が、紛争や不寛容による意図的な破壊行為の犠牲になっているという、現在の報道が大きな影を落としています。この点を念頭に置き、昨年、ユネスコ事務局長が「開発への架け橋としての文化」という地球規模のイニシアティブを立ち上げました。このイニシアティブは、専門家、市民社会及び政府との間に文化の架け橋を築き、遺産と社会経済的開発プロジェクトへの参加を推進するためのネットワークやプラットフォームを創出しようというものです。この旗艦イニシアティブの一つの要素として遺産と対話が重視されており、対話と和解を促進するための強力な手段として、遺産の保護と文化に配慮した開発プロジェクトのための革新的で創造的なアプローチを構築していこうという取り組みが行われています。皆様も想像できることと思いますが、遺産に立脚した観光事業やさまざまな文化的、創造的な産業は、この目標に貢献し得る大きな可能性を持っています。また、例えばイスラエル、ヨルダン、パレスチナの間で立ち上げられた共有遺産の理解を促進するイニシアティブや、IUCNの平和プログラムのように、世界の他の分野で同様の事例やイニシアティブが実施されていることも報告しなければなりません。

発表を締めくくるにあたり、私は発表の最初の部分で提起したもとの疑問に立ち返るとともに、世界遺産条約が疑いなく時の試練に耐えてきたこと、そしてその妥当性は問うまでもないことを強く主張したいと思います。我々は自信をもって次の10年を見据えていけることを確信しています。しかしながら、その履行手続を絶えず変化する時代や状況に合わせ、これらに適応させていく必要があることもまた明らかです。更に、この条約の管理者である我々は、利己的で偏狭な利害を追求するのではなく、より大きな公益のために行動しなければなりません。有名な格言の言い換えをお許しいただけるなら、次のように申し上げたいと思います。世界遺産条約が何をしてくれるかではなく、自分がこの条約に対して何ができるかを問わなければならないのです。ご清聴ありがとうございました。



第5セッション:世界遺産条約の将来

パネルディスカッションD

条約の履行強化のための人材育成、条約への認識向上のための広報活動、および遺産の保全とコミュニティをつなぐ持続可能な開発



〔 座 長 〕
西村 幸夫
日本ICOMOS国内委員会委員長

パネルディスカッションDでは、世界遺産条約が将来へ向けてできることをテーマに意見が出された。特に今後の人材育成、人々の世界遺産に対する意識を向上させるための広報活動や持続可能な開発が議論の主題であった。

まず、地域社会・伝統の産物である世界遺産とコミュニティとの関わりという観点から5つのポイントを軸に、開発の可能性、遺産の保全と利用などについて意見が述べられた。次にこのセッションの主題である「人材育成」「コミュニケーション」「持続可能な開発」の3点をテーマに、それぞれ直面する課題を提起した。昨年採択された戦略的行動計画を提示し、多面的になってきている問題に対し、解決策も多層でなければならぬと述べられた。また、ICCROMの視点からは、人材育成に関する疑問が明示され、締約国が独自の育成戦略に取り組み、実務者に拘わらず地域社会の人々の能力構築を推進すべきだと強調された。さらに博物館館長としての視点から、社会一般の世界遺産条約に対する認知や人々の遺産への認識について言及し、また遺産保全ために様々な角度からの協力体制が必要であるとされた。マラケシュの事例を一例として、世界遺産の保全と持続可能な開発の観点からコミュニティの関与の重要であるとされた。

質疑応答の中で、人材育成の手段や協力関係の必要性、世界遺産条約として取り組むべき課題について様々な意見が出され、人材育成という大きなテーマについては、今後も継続的に議論がされる必要があるとした。

「持続可能な開発とその維持—
コミュニティの持続可能な生活と文化遺産の持続可能な保全」



〔パネリスト〕
タマシュ・フェイエルディ
元世界遺産委員会議長、ハンガリー

私は5つの点を皆様に提示したいと思います。

初めに、持続可能で自立的な開発、コミュニティの持続可能な生活、文化遺産の持続可能な保全についてです。この第一点は、遺産とコミュニティ、コミュニティから生まれた産物であり、コミュニティの生活の源でもある文化遺産についてお話します。文化遺産は単体で存在しているものではなく、人間の行為の結果であり、その意味において地域や地方、国といった様々なレベルのコミュニティと実質的な相関関係にあります。この遺産を外部の視点から見れば、貴重な産物として捉え、その価値を高く評価することができますが、地域社会にとっては、多くの場合、これらは自分たちの生活条件の明らかな一部として認識されているにすぎません。

地域社会の過去の産物に起源を持つ遺産は、その伝統的な特徴によって決定づけられます。急激に変化し、国際化の進んだ世界において、これらの「伝統を支える遺産」を認識し、生かしていくことは極めて多くの場合において、文化遺産が開発の障害の一つとして示されてしまう状況を生じさせます。

また、考えられる別のシナリオは遺産を評価するけれども、単なる過去に属するものとしてのみ捉えられるケースです。その結果、多くの場合において文化遺産が生きた背景を持たない「遺産製品」(heritage product)として売り物にされる恐れのある文化遺産の「博物館化」(musealization)が起ります。この場合、「遺産製品」は、例えば観光事業等によって関与するコミュニティに収入をもたらすかもしれませんが、コミュニティの生活の質を維持する能力は間違いなく失われてしまいます。多くの場合において、収入の大部分は地域ではなく「地域を越えた利害関係者(global actors)」に渡ってしまうことを考えれば、状況はますますコミュニティを維持するものではなくってしまいます。

文化遺産の保全における最も深刻な課題の一つは、生活をそのままの状態に凍結させてしまうことなく遺産を維持管理すること。すなわち、遺産をコミュニティの日常生活から遊離したものに変容させないことです。観光事業の圧力が大きい世界遺産のように、世界的にも認知度の高い文化遺産のケースでは、この点が特に難しくなります。

私が提起する第二点は文化遺産の開発ポテンシャル、遺産に関する知識をより適正かつ深いものにするニーズと方法についてです。これは当たり前のことですが、文化遺産に固有の潜在力を探求するために最も重要なのは、遺産に関する知識を持ち、その可能性について認識することです。ではこの目標をどのようにして達成したら良いのでしょうか。意識を高めることはその一部に過ぎず、文化遺産に対する関心と呼び覚ますことはできるかもしれませんが、知識はより実質的なものであり、明らかに個人とコミュニティの両方のレベルにおいて多くの作業を必要とします。

意識の向上は必要性を知らしめるための手段であり、さらに引き続き、遺産の完全性や複雑性について探求、認識するための活動を行っていく必要があります。外部のイニシアティブも重要ですが、それだけでは我々の遺産に対し真に深く有機的な生きた知識を得るには不十分です。もう一つの重大な特徴は、文化遺産は有形無形の要素によって創造された唯一無二の領域だという点にあるからです。

そのためにどうしたらよいかという秘訣はありませんが、考えられる方法は幾つかあります。一方では年配の人々、他方では子どもや若い人々を関与させることによって、世代間のギャップを埋める機会を得ることができます。通常は主として文化遺産をベースとする方法です。また、考えられる方法の一つは、地域社会に自分達の文化遺産について探求させ、できればこれらの文化遺産を通じて自分達を紹介していこうという動機付けるプログラムを立ち上げるよう促すことです。

第三点は、保全と利用のバランスを確保し、これを安定させるための方法、そして文化遺産の持つ許容能力(carrying capacity)で

第5セッション:世界遺産条約の将来

す。建造文化遺産について考える場合、遺産のあらゆる要素には開発のポテンシャルがあるものの、本質的な限界があります。遺産資産のいわゆる収容能力は、まさにその資産の質がどの程度複雑であるかによって予め決まることになります。例えば新たな利用方法など、価値に基づく開発を可能にするような遺産の特殊な質を明らかにしていくには、常に詳細で多面的な知識と直観が必要になるのです。

許容能力の限界を尊重しない限り、遺産が本来と同じ姿を維持することはできません。すなわち、人材育成において地域社会における遺産への知識の強化に取り組むだけでなく、文化遺産にかかわり得る開発業者やあらゆる種類の企業に対して鋭敏にならなくてはなりません。文化遺産の保全は、常に持続性という特徴も併せ持つ長期的な活動です。

最も適切な保全のための解決策は、その保全が許容能力を考慮に入れた伝統的、すなわち持続可能なプロセスに基づくものであるかどうかという点にあります。遺産資産の利用を復活させ、新たな形で利用していくことを目的として導入される新たな用途や機能は、極めて多くの場合において、短期的な収入を求め利益を創出するために策定されます。このようなアプローチでは、遺産の利用が許容能力の定める境界を超えて推し進められてしまう恐れがあります。

第四点は人を引きつけ、影響を及ぼす可能性があるハブとしての世界遺産、より大規模な誘致やプレゼンテーションに関するものです。特に世界遺産の登録資産をはじめ、文化遺産の要素を総合的に保全できるような状況に改善するために能力向上を模索するのであれば、異なる資産が別々の箱に入って存在しているのではないことを強調することが重要です。一部が他の部分よりも高く評価されているようなケースであっても、遺産の要素の有機的なネットワークの重要性は変わりません。これは現実の課題ではありますが、同時に世界遺産に対する認識がもたらす可能性を検討する、大きな潜在的な好機でもあるのです。

世界遺産選定の正当で高い基準の維持を目指すことは、全ての文化遺産がユネスコの世界遺産一覧表に記載できるわけではないことを明確に示しています。最高の物件だけを認めたいという誘惑は確実に存在しており、これらの物件だけに公的資源が集中し、使用されたことで、他の遺産資産の将来がより不明瞭になってしまったケースを挙げるのはそう難しいことはありません。また、それらが極めて優れているからではなく、経済発展の推進に必要という理由で、遺跡や物件を記載したい誘惑も今日ではますます強くなっています。

また、特別な意味において、人材育成はあらゆるレベルの意思決定者まで及ぶと同時に、世界遺産のネットワーク化が保全だけでなく、持続可能な、あるいは更に自立的な開発のための重要な手段になり得ることを彼らに明確に示さなければなりません。世界遺産の登録資産と近隣の文化遺産との共生によって、これらの作業を適正に配分することが可能になります。世界遺産は時として多くの観光客を招く能力があるため、その物件の真正性と完全性を脅かすことになります。

世界遺産とほとんど変わらないくらいに興味深いものでありながら、世界遺産には記載されていない近隣の遺跡やコミュニティを巻き込んだネットワークの構築は、不可欠であると考えられます。このような連携によって、より破壊の少ない形で世界遺産を活用できるようになるだけでなく、その物件の周辺において、繁栄した持続可能な生活を実現する可能性を高くすることができるからです。コミュニティの中で、実際に競合するのではなく、補完性に基づく静穏な文化遺産を保証するための課題を共有できるのだという意識に到達しなければなりません。このような意識は遺産価値だけでなく、生活の質をも持続可能な形で保護するための方法にもなります。

最後に挙げるのは、同じ遺産ファミリーの構成員としての地元民と観光客が文化遺産の中で、あるいは文化遺産とともにどのように生きていくべきかというシナリオが作れないという問題です。文化遺産は、人とコミュニティの生活の有機的な一部として創造されたものです。国際化の進む今日の世界では、この調和のとれた共生が著しく困難になりつつあります。ここでもまた、生活の一部としての遺産の価値を意識的に考慮しない限り、コミュニティのアイデンティティを維持することはできません。

強く健全なコミュニティは常に魅力的です。ただし、それはその遺産の真正性を維持できる場合に限られます。本来の姿に代わる人工または偽の遺産製品は一過性の成功を生み出すことができて、現存するコミュニティを破壊するだけです。文化遺産を長期的で持続可能な、そして更に重要なこととして自立的な方法で保全していくために最も重要な要件は、新たな方法でコミュニティのニーズを充足し、その希望を実現していくことなのです。

私は、観光客のためだけを考えるのをやめ、家族が帰宅するように、しばらくの間は現地生活の一部になることを許される存在として観光客を受け入れる環境を創出することについて話しました。このようなアプローチでは、可能な収入を考慮した適度な熱意と適切な時期に行われる最適な開発、措置などが必要になります。長期的に見て、持続可能でバランスのとれた生活の質を提供できるものです。このようなアプローチによって、文化遺産の維持に伴う属性の脆弱性と地域社会及び観光客グループ双方がもつ熱い希望との間に存在する矛盾を解決することが可能なのです。

「世界遺産条約の将来」

[パネリスト]

グレッグ・テリル

オーストラリア環境省 遺産・野生生物部 次官補、オーストラリア



私の発表では、このセッションの三つの主題、すなわち、人材育成、コミュニケーション、持続可能な開発に重点を置き、簡潔に話したいと思います。その前に、前置きとなる二つの所見を述べさせていただきます。まず一つ目は、気候変動に関するテーマです。皆様の中にもご存知の方がおられると思いますが、1997年12月11日午前10時に、まさにこの会議場において京都議定書が実際に合意に達し、同日の午後5時頃、この建物の反対側で開催された本会議で発表と採択が行われました。予定のほぼ24時間後でしたが、これは大変な努力の結果でした。すなわち、今我々は注目すべき歴史的意義のある会議場にいるのです。ここで、この建物を会場とし、過去15年にわたってこれほど多様で重要な主題に対する国際的な取り組みのプロセスを主導してきたのは、日本であったことを考えなければなりません。これはデビッド・シェパード氏が、一片の課題として我々に何を投げかけ、彼がどのようにして気候変動と関連させていこうとしたのかを考えるための私の前置きです。余談ですが、1997年の会合には、約1万人が参加していました。

二つ目は、まさに西村教授がおっしゃったことの繰り返しであり、リーダーシップという主題を取り上げるものでもあると思いますが、我々の寛大なる進行役が「アジア-太平洋に対する第二次定期報告」の冊子が会議場の外にある旨を提示くださいました。多くの皆様が冊子をお取りになるようお願いしています。これは、寛大にも主催国である日本が資金を拠出し、作成されたものです。

では、私のメインの発表に入りますが、ここでは再び人材育成、コミュニケーション、持続可能な開発という3つのテーマを取り上げたいと思います。ちょっと過去を振り返り、我々が1982年にどのようなことをしていたかを簡単に思い出してみましょう。今は時代が変化してしまいましたが、発足当初、我々は健全な余剰分を確保した予算を享受していました。1992年には、世界遺産一覧表に、現在の3分の1強に相当する358件の遺産が記載されました。また1992年には、昨日クリスティーナ・キャメロン氏も触れていたと思いますが、詳細で先見的な基盤であり、独創性に富んだ文書である「戦略的オリエンテーション (Strategic Orientations)」が世界遺産委員会によって採択されました。ブダペスト宣言が行われた2002年当時は、文書を読み返すと、祝賀や安堵、一貫した方向性などの雰囲気を感じ取ることができます。

2012年の今、我々はおそらく別の段階に来ているのであり、私が考えるに著しい二つの問題を抱えています。第一に、以前のこのような記念となる瞬間と異なり、締約国もその他の参加者も、我々の前には多くの現実的な課題が立ちはだかっているという点で同意しています。ユネスコ事務局長もこの点を強調していますし、世界遺産センター長からも話を聞いたばかりです。これまでとは雰囲気が違うのです。第二に、多くの課題が存在し、しかもこれらは複雑です。このテーマについては、話が進行するにつれて取り上げていきたいと思います。我々の前に簡単な解決策はありません。事務局長が思い起こさせてくれたように、2012年は重要な節目であり、本質的に非常に価値の高い記念の年です。

ここで、このパネルの最初のテーマである、コミュニティとの関係について考えてみましょう。この場合における最初の疑問は、コ

第5セッション:世界遺産条約の将来

コミュニティについて語る時、何人の人々がそこにいるのかという点です。

これは1800年から2100年までの世界人口の予想推移を示したグラフです。つまり、300年間を扱っています。大まかに青線の端の部分と色付きの線の始まりの期間で示している最後の10年間、世界の人口はほぼ10億人増えています。それ以前では、人口が10億人増えるのに30年かかっています。これは2、3年前に発行された国連の予測に基づくものですが、これらの予測では、次の10年間に10億人増えるかもしれないし、実際には5億人しか増えないかもしれません。我々の前には相当に大きな課題が控えているのです。ただし、この場合の重要なメッセージは、我々がコミュニティについて考える時、人ははるかに多くなっているという点にあります。そしてこのメッセージは、変化のペース、開発のペースについて、我々が考えなければならない幾つかの重要な課題を提起しているのです。

第二に人材の育成についてです。我々は、コミュニティに立脚する現地の管理者等を巻き込む等、さまざまな人材育成について、数多く非常に雄弁な講演や意見を聞いてきました。こちらは、世界遺産委員会のメンバーや委員会の会合出席者の中で能力を構築していく必要性を反映したものです。左手にある最初のグラフは、一つ目は委員会あたりの文書類ページ数の増加を示しています。これには推薦書は含まれていません。かなり急激に増えていることが分かります。二つ目のグラフは、1件の意思決定に何分間を要したかを示したものです。この中には、影響を受ける保全報告書の段階に対して新たなアプローチの下で行われる意思決定も含まれており、幾つかの決定に対して一つのブロックグループが採択されています。すなわち、我々にはやらなければならないことがまだまだあり、今それをしなければならないのです。私はこれが重要な鍵を握るメッセージだと思っています。複雑さは我々の持つ特性の証のようなもので、この場合の課題は規則に従って進めたいのであれば、世界遺産委員会の能力を開発するプロセスや、希望があれば委員会に参加していない人が我々のやっていることを理解できるように能力を開発するプロセスについて考えていくことです。これが課題です。三つ目の問題点は開発です。これがおそらく、今朝ジョージ・アブング氏が多くの課題について話した理由であろうと思います。こちらは1960年から2050年の期間を示したものです。つまり、このグラフはほぼ100年間を表わしています。線をイメージして頂ければ、我々はちょうど半分を少し過ぎたあたりにいます。世界の気候変動に対し、適切なシナリオが構築されました。まさに我々が、今会合を開いているこの会議場で、シナリオが約7年前に構築されたのです。そして、世界的な経済危機と世界的な成長鈍化の時代にもかかわらず、世界は本質的に青の線、つまり最も急速な経済成長ラインをたどっています。これが持続するかどうかは我々にとって明らかに課題ですが、開発について考える場合に重要なメッセージは、過去には我々に影響を及ぼすような出来事が数多くあったものの、今後はその数が増え、その速度も増すという点にあります。我々の課題は、対処が更に難しくなる前に、この点に向き合う方法を採用し、適応させていくことです。そして、もちろんこの点の背後にあるのは、金融資本の構築に有利になるように、自然資本の価値を下げているのではないかという根本的な課題、あるいは疑問なのです。

幾つかの解決策について示した、あと3枚のスライドがこちらにあります。これらは部分的ではありますが、幾つかの点を取り上げたものです。ポイントについては何名かの方が既にご指摘されていましたので、これについて長々と話すつもりはありません。しかしながら、諮問機関の勧告と世界遺産委員会の決定との間には、隔たりがますます大きくなっています。これはもちろん、委員会が規則を破っていることを意味するものではなく、助言するのは諮問機関、そして決めるのは委員会の役割です。これは多くの場合において、委員会がどれだけ特定の規則に則っているかの程度を示す尺度として用いられています。もちろん、自分で設定したルールに従わないような委員会は信用されません。

二つ目は技術です。新たな技術は一つの集団から大勢の人へ伝わり、その大勢の集団から他の大勢の集団に伝わるものです。これこそが技術が我々に生み出す基本的な機会です。我々はこれを利用し始めており、幾つかの画期的な意味において、サンクトペテルブルクで開催された委員会会合のライブストリーミングは、これを明らかに示す一例でした。当然ながら、この点や実際に技術の他の領域を前進させるためには、まだまだやらなければならないことがあります。技術は多くの声に到達すること、更にこれらを抑制するための方法を講じるのではなく、多様な声によって役割の共有という目標に貢献する多様なストーリーを語るるのであれば、かなり費用対効果の高い方法を提供してくれることは確かです。

三つ目はパートナーシップです。何人かのパートナーもご出席になっていますが、ここでも、このパートナーシップは将来に向けた一つの可能性になります。これはまだ活用され始めたばかりであり、「世界遺産保護イニシアティブに関するパートナーシップ(PACT)」の評価結果が示すように、この手段の利用の仕方については大いに改善できる余地があります。パートナーが我々を外部の擁護団体として代弁してくれる能力は、将来の発展のための重要な領域の一つなのです。

議長、これが私の最後のスライドです。これは、昨年11月の世界遺産条約締約国総会で採択された戦略的行動計画の6つの目標をもう一度思い起こすために提示しました。これらは6つの個々の目標の要約版、すなわち簡略版で、その趣旨を伝えられるように考案したものです。ここ数日の間に、我々が直面している問題に対する様々な見解や、我々が直面している課題、そして多くの解決策について話を聞いてきました。総会が採択したこの戦略的行動計画の要約は、我々が正しく捉えなければならない内容をかなり適正に要約したものであるとともに、我々が直面している問題が多面的であり、だからこそ解決策そのものも多層的でなければならないことを思い出させてくれるものだと思います。

「世界遺産に係わる人材育成の矛盾：新たなパラダイムに向けて」

[パネリスト]

ガミニ・ウィジェスーリヤ

ICCROMプロジェクトマネージャー



ICCROMは40年間にわたり、世界遺産システムの内部における人材の向上に努め、将来のための持続的な取り組みに献身的に従事してきました。事実、昨日の40周年を記念するテーマに関連して実施された膨大な活動リストから抜けていた一項目が、ICCROMが考案、実施し、誰でも参加できる「世界遺産と持続可能な開発」に関する一週間のコース過程の実施です。

私どもの前事務局長ブシュナキ氏が私のお話するテーマ、すなわち人材育成について素晴らしい講演をされました。私の発表では、三つの疑問について取り上げ、そのうちの一つについて回答を試みるとともに、一つの提案と、ベストプラクティスに関する所見を一例として提示したいと思います。

我々は、ここ2日間、人材育成について多くの話を聞きました。私は今年10月のユネスコ事務局長との会合で提起されたこれらの数字を拝見しましたが、私どもの前事務局長の見解とは異なり、豊富な人材が揃っているように私には思われます。ただし、これらの数字は世界で、1,000に近い世界遺産の多くの遺産に関する実務者という形で活用できる人材の内ごく僅かな一部です。

我々は会合で、そしてここ2日間で、人材が十分ではなく、一層の人材育成に対する需要があるという話を聞いてきました。この話は正しいものです。人材育成は持続的なプロセスだからです。他方で、印刷された私の発表のタイトルにもなっている二つの疑問を抱きました。私は悪い夢を見ていたのかもしれませんが、どうぞ言わせてください。第一の疑問は、数字や現在の状況と人材が不足しているという主張を考えた場合、逆説や矛盾があるのではないのでしょうか。考察するだけの価値があるとすれば、これについては皆様のお考えに委ねたいと思います。

次に、逆説的な状況がないとしたら、何が問題なのでしょう。非常に不愉快な言葉ではありますが、問題の原因は悲観論や不信、あるいは保護主義によるものなのではないのでしょうか。ネガティブなことを言うようで申し訳ありません。しかし、この疑問には多くの側面があります。例えば、こういった疑問はおそらく提起されたことがあるはずなのです。これ以上詳しくは申し上げませんし、考えなければならないさらに多くの疑問もあります。これらは、特に祝賀の雰囲気の中ではあまり気持ちのよいものではありませんが、皆様が考えてみたいとおっしゃるのであれば、これらについても皆様に委ねたいと思います。

それでは、私の三つ目の疑問に進みます。能力とは実務者、あるいは専門家にのみ備わっているものなのでしょうか。お約束したように、この疑問には答えを提起したいと思います。我々は既に訓練から人材育成に移行しています。遺産分野の能力とは、職務を遂行し、問題を解決し、目標を設定して実現する能力、それは実務者だけではなく、それを取り巻く人々、様々な種類の組織、コミュニティやネットワークにも存在しています。これこそ、前事務局長が明らかに豊かな能力を備えているコミュニティに関して言おうとしたこ

第5セッション:世界遺産条約の将来

となのです。

では、ここで私は将来のための提言をしたいと思います。非常にシンプルなものですが、それは、本会合で繰り返されてきたとおり、あらゆる関係者の能力構築について考えるということです。事実、これは昨年の世界遺産委員会によって採択された世界遺産における人材育成戦略の中に明記されている重要な原則なのです。

この点においても、我々は締約国が国家戦略の作成について考えるよう提案しています。このような戦略の作成は、自分達の置かれている状況を改めて確認するとともに、必要であれば、先に述べた疑問の幾つかを問い直してみる機会になります。国内の遺産関係機関は、条約の第5条で義務付けられている枠組の強化を視野に、このようなプロセスにおいて主導的な役割を果たさなければなりません。

最後のポイントとして、私がこの国で経験した、あらゆる関係者の能力強化に関わる優れた実践の所見を皆様と共有してください。実際に、私はこの会合が実務家や専門家だけでなく、私が説明したように、遺産の管理プロセスに関与するあらゆる種類の他の人々が集まる場の一部として考えています。私はこの国で過去10年間にわたり、こういった5つの会合に出席する幸運に預かりました。これらの会合は、地方自治体が主催し、市長や知事等といった実務家や政策決定者が代表を務めるものですが、その大半はコミュニティやネットワークの代表者です。これらの人々は推薦や多様なテーマ、管理について話し合い、今週の始めに出席した直近の会合では、ある場所の世界遺産推薦案について協議していました。これらは万人に対する能力構築を示す優れた例であり、我々が採用しようとしているアップストリームプロセスの一環として検討することも可能です。方向性を定めてくださったことに感謝を申し上げます。

コミュニティについて語る時、コミュニティの能力強化とはこれらの人々を教えることはではなく、むしろ、彼らから学ぶことであり、より重要なのはこれらの人々が意思決定や遺産の管理に関与する能力を強化できるような権限を付与することです。彼ら自分たちのために行われる決定の一部に組み入れるという問題なのです。

これをもって私の話は終わりますが、最後に、人材育成への持続的な取り組みに貢献して下さっていることに對し、訓練と人材育成における我々のパートナー機関、大学、地域の研究機関、諮問機関、世界遺産センターに敬意を表します。

「世界遺産条約の主要概念の推進」

[パネリスト]

岩槻 邦男
人と自然の博物館館長



これまでの3人の方と違った視点で、今日の課題についてお話させて頂きたいと思います。

世界遺産条約が制定されて40年になるわけですが、この遺産は、マスコミに取り上げられる機会も増えて、随分よく知られておりますが、その理念が一般の市民にどこまで理解されているかということについては多少の疑問もあります。昨日からの議論で、深くコミットしている人たちの間では、常に基本に基づいて論じられていることは見えています。今ではユネスコの活動のうち、最も人々のなじみの深いものとなっている世界遺産の理念だと思いますが、40年という区切りのときに当たって、市民にどう受け入れられているかを考えてみるというのもよい機会ではないかと思います。

日本でも、20年遅れて世界遺産の登録が始まりましたが、最近では、日本の世界遺産だけでなく、世界各地の世界遺産について、

一般市民の間でも認知度が高まってきました。しかし、ほとんど観光地としての認識だけで、旅行の目的地選びには貢献していても、ユネスコが期待している本来の目的に沿ったかたちで認知されているとは、残念ながら思えません。この傾向は日本だけにとどまらず、世界中で認められる傾向なのではないでしょうか。

つい先週も、すでに世界遺産に登録されているイギリスのキュー植物園の関係者と世界遺産に強い関心を持っているインドネシアのボゴールの植物園関係者らと一緒に席で、世界遺産の話をする機会がありましたけれども、このような機会でも、登録のための戦略が語られたり、登録をした後の変化について語られることはあっても、登録することによって何を実現しようとするかについて、深い議論をしないのが普通になっております。しかし、私はそのときにも思わずそういうことをなぜ考えないのかということに触れてみました。

私は、もっぱら自然遺産に関係していますけれども、文化の多様性は、自然の姿に基づいてつくり出されるということは明らかにことで、かけがえのない顕著な自然に対する畏敬の気持ちというのは、人だけが持つ崇高な知的観念であり、その知的観念を世界遺産を通じて認識するというのは、極めて基本的なことだと思っております。

世界遺産の広報が当該遺産の紹介と保全のための技術的な説明に終始するというのは、どこでも見られる現実のようですが、可能であればその遺産がもたらし得る知的資源について、広範な紹介がなされることも期待されます。そのための活動は、関連の遺産センターのようなところだけに限定するのではなくて、学校教育の内にカリキュラムとして組み込むこともあり得でしょうし、また博物館等の施設と共同で、生涯学習の資源として活用されるということも、望ましい在り方かと考えます。

その意味では、最近の日本の世界自然遺産に対する取り組みのうちには、前向きな成果が出てきていることも見られると思っております。世界遺産の望ましい保全の在り方は、地域住民との協力体制の下に行われる必要がありますが、そのためにも当該地域の自然現象についての科学的知見を深め、それに基づいた適応的管理、Adaptive managementの方策が提起され、科学的な管理・保全について、地域の人たちの協力体制の構築が求められています。

知床や小笠原の世界自然遺産登録に際して、地域連絡会議と並行して科学委員会が組織され、多分野にわたる科学者が専門的な知識に基づき、さらに不足の情報構築のために必要な調査活動を推進し、その成果に基づいて管理方策について提言を行いました。午前中のセッションで敷田氏が紹介されたのもその一例です。これら両地域のように、半島と島嶼におきましては、漁業との整合性を保つ必要などがありますけれども、これらの問題も解決され、地域住民の生活への影響を最小限に抑えながら、保全活動の推進が図られています。

さらに、調査によって新しく得られた科学的知見や、順応的管理に伴って生じた問題とその解決の成果は科学論文として公表され、世界自然遺産の保護管理の在り方として、具体的な解決の例示とされています。このようにして、蓄積された知識と該当地域の保全に貢献することは、人類のたぐいまれな世界遺産を子々孫々にまで持続的に利用するための最低限の活動であると言えます。

また、条約では世界遺産を個別に保全するだけでなく、国際的な協力体制を構築することが求められていますが、世界遺産については、その管理・保護の在り方について、よく似た遺産同士のネットワーク、地域別とか市別のネットワークを構築して、保全のための情報の交流を密にし、世界遺産についての知的資源としての活用の推進を図るべきことは当然です。けれども、自然遺産について言いますとユネスコが推進する保全地域の活動として、ラムサール条約登録地だとか、MAB (Man and Biosphere Programme) のBiosphere Reserveとか、さらに、ジオパークなどの事業もあるわけですが、これらは、それぞれに特徴のある事業ではありますが、相互に重複している内容もあります。ですので、緊密に情報交換を重ねながら、計画の推進を図りたいものです。

人材育成について詳しく述べている時間はありませんけれども、生涯学習支援の要員の育成は、生涯学習支援の施設との共同によって成果が期待されるものであります。けれども、私は昨日紹介された若者たちの積極的な姿勢をうれしく見せてもらいました。若ものたちが世界遺産について共に働くことによって、世界遺産事業の推進役に育ってくれることを期待し、ユネスコ本部でも、各国の対応でも、若い人たちとのコラボレーションが一層推進されることを期待致します。

先ほどの植物園関係者の話に関連してですが、私は来週、中国の広州で開催される国際植物園連合の数年に1回開かれるカンファレンスで、基調講演をすることになっています。昨日・今日の議論を聞きました上で、私はこれまで、あまりそういうことはやり

第5セッション:世界遺産条約の将来

ませんでした。その講演の中でぜひ世界遺産とその理念についても言及し、ラムサールやBiosphere Reserveに関係している人も結構いる植物園の仲間たちの間にも、この理念を拡大するような活動ができればというふうに思っております。そういう活動を通じて、仲間の輪を広げることが世界遺産の理念を広く市民に広げるきっかけになるのではないかと期待します。

「コミュニティと世界遺産：マラケシュの事例」

[パネリスト]
 アーメド・スクンティ
 人類学者、国立文化遺産・考古学研究所 (INSAP)、モロッコ



私はコミュニティと世界遺産に関する簡潔な発表をさせていただきます。まず、歴史的な都市であるマラケシュの旧市街のケースから始め、最後には世界遺産条約と2003年の無形文化遺産条約との連携の可能性に関する全体像を概説して締めくくりたいと思います。

まず、お集まりの皆様はこの世界遺産について紹介したいと思います。マラケシュはモロッコの中央部に位置しています。11世紀に建都され、11世紀から13世紀までと、そして再び16世紀の2度にわたってモロッコの首都が置かれました。京都のようにモロッコの古の都であり、現在の首都はラバトです。世界遺産であるマラケシュ旧市街の人口は、全市の人口100万人のうち16万人です。

こちらは世界遺産の図面です。マラケシュはモロッコに31ある現存の歴史的都市の一つで、4つの基準を満たして1985年に世界遺産一覧表に記載されました。基準 (i) のもとで記載を認められたのは、モロッコではこの遺産だけです。マラケシュは中世の数世紀にわたり、地中海西部のイスラム教徒社会において重要な役割を果たしてきました。北アフリカやアンダルシアに強い影響力を持ち、印象的な記念工作物もいくつか存在しています。こちらはクトゥビーヤモスクです。ジャマ・エル・フナ広場もあります。これについては後でお話します。

マラケシュは2000年と2009年に二度の定期報告プロセスを経験しており、報告では保全が全体的に良好な状態にあることが強調されました。過去10年間における旧市街の高級住宅化を通じて再度認定が行われたことは、世界的にプラスの影響を及ぼす結果になりました。しかしながら同時に、報告書には特に貧困や都市建造物の腐朽、観光業の影響、社会的、文化的インフラの欠如、運輸と流通、大気汚染、遺産の保存などに関する多くの問題が示されました。報告書は概して、開発モデルの持続可能性を指摘するものだったのです。

地域社会と遺産に関して言えば、地域社会には当初、非常に限られた役割しかなく、主にその遺跡を世界遺産一覧表に記載するための推薦プロセスに関わるだけでした。しかも、最初の15年間は、記載そのものが住民に及ぼす影響もごく僅かなものでした。

90年代半ばから、観光事業の発展や外国人の定住、旧市街での家屋の購入、資源、主に水の問題等によって、この遺産の将来についての議論の中で遺産に対する意識が高まるようになり、人々は自分たちの住む場所を気にかけるようになりました。

マラケシュ旧市街は世界遺産一覧表に記載されており、旧市街の中心部にはジャマ・エル・フナ広場と名付けられた広場があります。この広場は90年代の終わりにユネスコの「傑作」プログラムにおいて無形文化遺産の傑作に認定され、2008年には無形文化遺産代表一覧表に組み入れられました。

この二つの国際的な認知は、遺産に関わる政策意思決定への地域社会関与の向上と、そして今日の多くの介入の中で発展して

きたボトムアップアプローチにとって好機になるものです。このボトムアップアプローチは2003年条約でも大いに推奨されており、物件全体の管理に適しています。

世界遺産条約は保護 (protection)、無形文化遺産条約は維持 (safeguarding) に関するものであり、二つの国際条約が最大限に連携すれば保護と維持の両立が可能になります。また、私は、これら二つの法的手段をまとめていく上で、地域社会が重要な役割を担っていると考えています。2011年に発表した論文では、無形文化遺産代表一覧表に記載されている要素と関連がある、少なくとも15以上の世界遺産を一覧表から取り上げました。世界遺産の保護と、これらに関連する無形文化遺産の維持に向け、二つの条約を地域社会と連携させていく可能性は十分にあると思います。

第5セッション:世界遺産条約の将来

パネルディスカッションE

国際協力とパートナーシップ：
世界遺産条約の履行における市民社会と公共・民間部門のパートナーシップの取り組み



〔 座 長 〕
近藤 誠一
文化庁長官

パネルディスカッションEでは、世界遺産条約の履行における、さまざまな課題に取り組むため、人材育成に関する課題も含め、地域社会、公共・民間機関とのパートナーシップの重要性について議論された。

アフリカの例をもとに、多くの機関との国際協力や協調の必要性が説かれ、人材育成の分野では国家やNGOの、また保全という観点からは民間部門の協力が必要と述べられた。途上国と先進国の不平等な関係から起こる問題も指摘され、パートナーシップは相互尊重に基づき定義されるべきとされた。

また、民間部門を代表して、パナソニック株式会社、ジャガー・ルクルト社、株式会社TBSテレビの3企業から世界遺産との連携に関わる活動が紹介され、ユネスコの活動や世界遺産に対する正しい認識を促すためには、民間による支援活動の貢献が重要であるということが強調された。他方、経済困難と政府の財政難の下では、企業がCSRの一環としてユネスコの業務に寄付を行うことはますます難しくなっている。そうした中でお企業幹部にユネスコ支援の必要性を説得するには、ユネスコにいかなる価値 (value) があるかを示さなければならず、その点でユネスコ側も知恵を出さねばならないことが指摘された。

次に観光と世界遺産の関係について、観光は文化的価値の認知を促し、経済的メリットをもたらすが、慎重に行わなければ遺産の価値に影響する可能性も懸念されるとした。UNWTO (世界観光機関) の持続可能な観光に対する取り組みに触れ、地域社会との連携に向けて観光が果たす役割について論じられた。また、開発に従事している国際機関のパートナーシップとして小規模グラントプログラム「COMPACT」が取り上げられ、環境の持続可能性に重点を置く取り組みが紹介されるとともに、グローバルなレベルでの人々の関与と連携の拡大が必要であるとされた。さらに、日本の自然遺産を例に、政府と地域社会との利益の共有、さらに国境を越えた世界遺産におけるパートナーシップ構築が必要であるとされた。またパートナーシップのあり方の事例として、ブータンの世界遺産条約の加盟への支援を取り上げ、長期的で多面的なパートナーシップが必要であり、地域の視点を尊重すべきであるとされた。

さらに、ユネスコは民間やその他、第三者機関との戦略的パートナーシップの構築に力を入れているとし、水平的なパートナーシップの重要性は世界遺産委員会の境界を越えて浸透させる必要があり、多くのパートナー候補との話し合いが大切であるとした。

「アフリカにおけるパートナーシップと課題」

〔パネリスト〕
ウェバー・ンドロ
アフリカ世界遺産基金事務局長、南アフリカ



昨日と今日、各国における民間部門や他の団体との協働やパートナーシップの成功事例が数多く示されましたが、さらに多くの事例をこれから聞くことになると思います。パートナーシップと協働は条約の礎であり、条約のサクセスストーリーの一つと言う人がいるかもしれません。しかし、私の発表ではさほど祝賀するものではないと思います。これから述べる見解はパートナーシップと協働を考える上で意義があり、今後の10年を見据えてパートナーシップと協調をどのように向上させることができるかについて考えるにあたり役に立つのではないかと考えています。1970年代のナイル川のアスワンダム建設とその後のヌビア古代遺跡の救済以来、国際協力とパートナーシップは、条約が世界の文化遺産及び自然遺産に貢献することの特徴になっていました。

昨日からの多くの発表でも指摘されていたように、世界遺産の保全に向けた条約における協働的努力には、二つの推進力があります。第一に、二つの世界大戦が例示するように、紛争からの脅威と影響があります。このことによって条約を考え、遺産保護の方法を考えます。第二に、例えばヌビア遺跡群の保護のように、開発の影響から生じる脅威があります。共同責任の精神が遺産保護に向けたパートナーシップと協働的な取り組みを進めています。おそらく、世界遺産条約と協働を生み出した紛争や開発による世界遺産への脅威は依然として今日の世界を悩ませており、締約国間の一層の協働が必要だと主張する人がいるかもしれません。我々はアフガニスタンやマリなどの場所で紛争を抱えています。つまり、我々には世界遺産が確実に保護されるため一層協働していく必要があります。アフリカの大部分では、途上国や開発機関、諮問機関、NGOとのパートナーシップが、人材育成や遺産保全における大きな推進力になっています。過去40年間、アフリカ大陸全体で、紛争、自然・人的災害、極度の貧困を経験してきました。これらの経験自体が遺産保全に対する主な脅威です。このことが原因となって、多くの政府が文化遺産や自然遺産の保全や管理を怠ってきたことも事実です。しかしながら、条約締約国や善意の人々の協力により、例えば1994年から2002年までのグローバルストラテジーワークショップやアフリカ2009プログラムなどの多くの人材育成プログラムがアフリカ大陸で実施されてきました。また、IUCNやICCROMのような諮問機関も、アフリカの締約国とのパートナーシップを実施し、成果を収めています。更に、最近、フランダース及びIUCNとのパートナーシップにより、アフリカは自然遺産管理における人材育成を目的としたアフリカ自然プログラムを立ち上げることができました。しかしながら多くのパートナーシップは、例えば王宮の一部の火災による破壊などの危機的な状況へ対処するために、特別に策定されたものです。これらの状況から国際協力が生まれ、日本政府までがこのような取り組みを支援してくれたとも聞きました。

また、最近ではマリのような紛争地域で過去15年から20年にわたって国際協力が行われています。これらは、アフリカに対策・管理能力が欠如していることを明白に露呈するものです。このような状況が発生しても、遺産の詳細な文書や目録が作成されておらず、危機管理のための計画がないことがほとんどです。このような危機的状況の中で、国際開発機関や締約国が積極的にアフリカと協働し、速やかな支援を実現してくれたのです。しかしながら、これは雨が止んでから傘を買うことを思い出すようなものです。極めて多くの場合において、パートナーは、危機的状況への対応に必要な人材や資源を確保するための長期人材育成計画への投資には消極的です。当然ながら、危機的状況は世間の注目を作り出します。1970年代におけるヌビア遺跡群と美術品の保全キャンペーンでも同様でした。しかしながら、今日、ハルトゥームの博物館では、保護された遺産は人材・資源の欠如によって放置、破壊されています。危機後の状況に対する準備がなかったからです。危機という誇大広告が去るとともに、国際的な協働も消失してしまったのです。

つまり、重要な問題の一つは、国際社会が手を差し伸べるのは危機が起こった時だという点にあるのです。また、アフリカにおける重要な問題の一つが、遺産保全へ貢献する民間部門の不在です。民間部門が大半の問題を引き起こしているにもかかわらず、民間部門が救済のために手を差し伸べることはありません。問題の一つとして、民間部門が関与できるよう話をしていく必要があると思います。もう一つの問題は、途上国と先進国の不均衡な関係です。大部分の国は資源がなくパートナーシップの合意を実施することができません。途上国側からすれば、プロジェクト実施努力に関する条項は非現実的な要求なのです。文化的開発に対する理解が欠如していると同時に、これらの国々が直面している制約についての理解も欠けています。このことにより非常

第5セッション:世界遺産条約の将来

に多くの問題が生じているのです。

私が最もお伝えしたいことは、平等でない立場の者同士のパートナーシップは、相互理解と相互利益、そして透明性に基づくものでなければならないという点です。相互尊重に立脚するパートナーシップを基礎に目標を明確に決めなければなりません。多くのパートナーシップでは温情主義的な態度が見られているようであり、これでは世界遺産の保全という利益推進に役立ちません。

「世界遺産環境保全と企業の国際貢献」

[パネリスト]

小川 理子

パナソニック株式会社ブランドコミュニケーション本部CSR・社会文化グループマネージャー



2018年、創業100周年を迎えることになりまして、エレクトロニクスナンバーワンの環境革新企業を目指すという、創業100周年ビジョンを掲げております。また1918年の創業以来、私どもは、本業を通じて社会に貢献するという経営理念の下で、さまざまな事業の分野にわたって、グローバルに活動を致しています。その経営理念には、産業人として、世界文化の進展に寄与せんことを期すという使命もうたわれておりまして、私たちは一企業市民として、そして一地球市民として社会との調和を図って、人類と世界に貢献するという大きな志を持って、そして持続可能な社会の実現に貢献すべく、2011年6月に、ユネスコ世界遺産センターとストラテジック・パートナーシップを締結させて頂きました。

環境革新企業を目指すパナソニックは、「物をつくる前に人をつくる」という考え方があるほど人材育成を重要視しておりまして、企業市民活動の重点分野も環境と次世代育成支援という二つを重点分野に絞っております。そういう基本的な考え方の下で、ユネスコ世界遺産センターとのストラテジック・パートナーシップの大きな目的は、世界遺産保護と環境学習を通じて、次世代の環境保全の意識の向上と人材育成をしていくということにあります。

パナソニックでは、キッズ・スクールという名の下で、さまざまな次世代育成支援を行っております。中でも、環境学習という視点でエコ絵日記、エコ・ピクチャーズ・ダイアリーという活動をグローバルに展開しています。今、ご覧頂いているスライドの中の写真は2012年の2月に、パリのユネスコ本部で、このエコ・ピクチャーズ・ダイアリーのグローバル表彰式を行った時の写真です。

2012年度は、51カ国、30万人の子どもたちがこのエコ絵日記活動に参加を致しました。その30万人の中でも、特に2,000人の子どもたちは「UNESCO World Heritage Eco Learning Program」という実際に世界遺産の現場に、現地に足を運んで、そこで環境学習をして、その学びや気づきをエコ・ピクチャーズ・ダイアリーで振り返りながら、次の自分たちのアクションにつなげていくという活動を行っています。UAEやインドネシアやトルコなどで、このような活動を展開させて頂いております。

実は2012年度の表彰式を昨日、この京都の二条城で開催させて頂きまして、最優秀としまして、33カ国33人の子どもたちが集いまして、国際交流をしました。イリーナ・ボコバ事務局長にもお越し頂きました。本日はその子どもたちが、京都の実際にこのエコ活動、エコ絵日記の活動に参加している小学生たちと国際交流をしながら、午後には世界遺産の清水寺に行って、そして、清水寺の環境保全についてご講話を受けるという、そういう活動をしています。

この他に私どもパナソニックとユネスコのパートナーシップは、1995年からユネスコ公認の世界遺産カレンダーを企業カレンダーとして採用させて頂いております、来年度で19年目を迎えます。2012年度は、このカレンダーの販売総数は約20万部ということで、うち、一般に販売された部数が7万5,000部。これは、企業カレンダーとしては例を見ないものになっています。

また、グローバルに一社提供番組をこのユネスコとパートナーシップを組ませて頂いて、ナショナル・ジオグラフィック・テレビの『Panasonic Presents The World Heritage Special』と、60分番組を183カ国に放送させて頂いております。このコンテンツは放送だけではなくて、3Dコンテンツで、ユネスコ本部で皆様に見て頂いたり、あとはウェブで配信したり、いろんなところで、マルチユースで活用させて頂きながら、全世界的にパートナーシップを組んで、環境意識を高めていく等の国際貢献をさせて頂いているところです。

「ジャガー・ルクルト社と世界遺産海洋プログラム」

[パネリスト]

ステファノ・ボッシ

ジャガー・ルクルト日本マーケット ブランドCEO



本日、簡単に発表しますのは、もちろんジャガー・ルクルト社とユネスコのパートナーシップについて、特にこのような協力を開始させた理由について、本セッション冒頭で近藤長官が述べたとおり、現在だけでなく将来に向けた長期的ブランド戦略だと考えていることについてです。

まず、製造業者としてのジャガー・ルクルト社は、1833年以来、精密時計製造業界の主導的な地位にあり、工場は、何世代にもわたる時計職人が発明と創造を駆り立ててきた、美しい自然環境を誇るスイスのヴァレ・ドゥ・ジュー（ジュー谷）に所在します。ジャガー・ルクルト社は、生産工場の自然環境の保全に対する責任を非常に真剣に受け止め、活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑制されるようコミットしています。このようなアプローチに沿って、弊社は国際的な環境プロジェクトに貢献することを決め、2008年にユネスコ世界遺産センターとのパートナーシップを開始しました。このパートナーシップは世界遺産海洋プログラムの枠組の中で進められており、迅速かつ具体的な介入を必要とする顕著な海洋遺産の保全と保護を目指しています。これらの海洋遺産は特別なものです。なぜなら、海洋における生態系や生息地、種等にとって聖域のようなものだからです。

ユネスコのプログラムに対する一般市民の認識を高めるため、ジャガー・ルクルト社ではインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙と協力して、「タイズ・オブ・タイム」(Tides of Time)という年間を通じてユネスコの海洋世界遺産を紹介する特集紙面を作成することにしました。「タイズ・オブ・タイム」特集紙面は、年間に8版にわたって掲載され、発行日にはインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙のウェブサイトにも掲載されます。実際、この会議場の外にあるテーブルの上にも「タイズ・オブ・タイム」のコピーを用意していますので、ご覧になって下さい。

これは、弊社によるプログラムへの資金提供の方法を示したものです。既に、2009年から実施している時計のオンライン・オークションにより、ジャガー・ルクルト社はフィリピンのトゥバタハ岩礁海洋公園、インド及びバングラデシュのスンドルバンス国立公園、コロンビアのパルペロ動植物保護区の保護に貢献してきました。

今年は、スライドにあるジャガー・ルクルト社の「ディープ・シー・ヴィンテージ・ストップウォッチ」第一号試作品のオンライン・オークションを実施し、収益をフィリピンのプエルト・プリンセサ地底河川国立公園に寄付しました。この世界遺産は、海洋に直接流れ出る地下河川による壮大な景観が特徴で、生物多様性の保全にとって重要な生息域になっています。

ユネスコ世界遺産センターは、2012年から2013年の「タイズ・オブ・タイム」キャンペーンにおいて7つの海洋遺産を選定しました。スライドに名前を載せてあります。メキシコ・カリフォルニア湾、中国雲南省の三江併流、イタリアのエオーリア諸島、イエメンのソコトラ諸島、日本の小笠原諸島、ブラジルの大西洋諸島、南太平洋の東レンネルです。インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙に掲載した今月号の「タイズ・オブ・タイム」は小笠原諸島を特集したもので、ちょうど昨日、11月6日に発行されました。

第5セッション:世界遺産条約の将来

次に、ユネスコとのパートナーシップの経験について少しお話ししたいと思います。これまでも、そして現在も、弊社に多くのプラスの利益をもたらす双方が共に満足できるウィン・ウィンの関係であると考えています。

第一に、このパートナーシップは、弊社の環境に対するコミットメントを証明し、伝達する強力な手法として機能しています。弊社は、ジュラ山脈の美しい景観に歴史的に根を下ろし、環境配慮は常にジャガー・ルクルト社のDNAの一部でした。第二に、このパートナーシップは、社内でも、製造部門の1,300人の従業員に対し、自社の環境的保全を主眼とするアイデンティティに対する意識の高揚と強化に役立っており、誰もがこのパートナーシップを誇りに思っています。そして最後に、このパートナーシップはまた、製品レベルでも役立っています。現在と過去を改めて結びつけ、50年代の「ディープ・シー」モデルに始まったダイバーズウォッチに新たな正当性を付与しているのです。もう一枚スライドがあります。

来年の2月7日に、ユネスコ及びインターナショナル・ヘラルド・トリビュン紙との共催により、弊社はパリのヴァンドーム広場にある新しい旗艦店舗でスペシャルイベントを開催する予定になっています。このイベントは海洋プログラムの業績を例示し、将来の目標を推進するとともに、他の潜在的なパートナーの参加を促す機会になるはずです。我々はパートナーシップの今後を非常に楽しみにしており、他の民間企業がこのパートナーシップに参画し、この惑星の将来に貢献を促すことができるよう心から願っています。

「世界遺産をお茶の間に～世界遺産センターと二人三脚～」

[パネリスト]

小川 潤
TBS国際部部长



まず、日本の皆様に一言。私たちの番組はこのように、世界の世界遺産の家族の中にこうやって迎え入れられています。従いまして、今日は大汗と大恥を覚悟で、英語でやらせて頂きます。

では、まず始めに、この40周年の祝典に参加する機会を頂いた日本政府とユネスコに、そして近藤長官からのお褒めの言葉に、心から御礼申し上げます。昨日の我々の作品を楽しんで頂けたのではないかと期待するばかりでございます。これは16年間にわたる制作の結晶であり、世界遺産センターとの16年間のパートナーシップの結晶です。さて、メディアは国民へのメッセージの伝達と発信に重要な役割を果たすものですが、単独ではこのような役割を果たすことはできません。協力と情報が非常に重要であり、世界遺産センターとのパートナーシップは、我々の成功の鍵でした。日本人の多くは、世界遺産といえば、TBSというイメージを持って下さる方も多いと思いますが、海外からの出席者のために、簡単にTBSの紹介をさせていただきます。TBSは日本の民間放送事業者の一つであり、27の系列会社とともに日本全国をカバーしております。我々の旗艦的ドキュメンタリー番組である「世界遺産」は1996年から放送されており、同年からパートナーシップにも取り組んでいます。今日は皆様に我々のパートナーシップについてお見せしたいと思います。テープを回して頂けますか。

[Video]

簡単ですが、駆け足で話をまとめたいと思います。最新の4K技術、こちらは明らかに4Kではありませんが、この部屋の外で、皆様にはこの4Kを楽しんで頂けた。つまり経験して頂けたと思います。どうぞ見るだけにとどめず、我々が制作したドキュメンタリーと技術の進歩、そしてこれが世界遺産の保全に果たすことのできる潜在的な役割の可能性としてご理解頂ければと思います。

「世界遺産と持続可能な観光」

[パネリスト]

レイジ・カブリーニ
世界観光機関 (UNWTO) 持続可能な観光発展部長



観光は過去数十年の間にダイナミックな成長を遂げ、1950年に2500万人であった世界全体での観光客は2011年には9億人まで増加しました。2012年末には10億人、更に2030年には12億人に到達することが予想されています。このような成長により、持続可能で責任ある方法で観光客を管理する重大な必要性が強まっています。ちょうど昨日、我々は、「10億人の観光客、10億の機会 (one billion tourists, one billion opportunities)」というキャンペーンを開始しました。皆様に我々のウェブサイトをご覧になり、旅行を向上させることのできる秘訣に投票するよう呼びかけています。今朝ウェブをチェックしたところ、最も投票数の多かった5項目の中に「遺産の保護」と「地域文化の尊重」がありました。観光客にとって文化がいかに重要かお分かりになると思います。

観光はまた、世界で最も急速な成長を遂げている経済分野の一つで、世界のGDPの5%、サービスの30%を占め、一日に30億ドルを生み出すとともに、女性や若い世代を中心とした雇用創出分野の一つになっています。

観光と文化は強く結びついています。観光は文化なしには存在しないものです。実際に文化は旅行の主な動機になっています。どのような形であれ、観光は、来訪客だけでなく、受入側にとっても文化的影響を誘発します。また、観光によって、地元住民だけでなく、世界中に対し、その地域の文化遺産を認知させ、価値を高めることができます。観光客は最終的に、地域社会が来訪客と一緒に誇りを感じ、文化的アイデンティティを再構築することに貢献します。

世界遺産は観光客数を増加させ、地域全体に重要な経済的利益と多くの開発を創出しています。観光客は遺産保全と地域開発の手段となり得る一方、無計画で管理を誤ると観光客は、経済的、社会的、文化的な混乱をもたらす存在にもなり得ます。すなわち、観光客に関する責任ある計画と持続可能な管理は、観光客と世界遺産がある地域の双方にとって最も差し迫った課題の一つなのです。

我々は遺産に関する数多くの作業に専念してきました。出版物について少なくとも二つをご紹介します。一つは「遺産所在地における観光フローの管理」(Management of flows of tourism at Heritage Site)、そして観光部門のためのハンドブックとしての最新版の「遺産の情報伝達」(Communicating Heritage)です。世界遺産の現場における情報伝達の方法が訪問の質に影響を及ぼし、その価値の外部への伝達をも左右すると信じています。これこそが観光の本質です。

次に、私が今回お招きを受けた理由についてお話ししたいと思います。持続可能な世界遺産観光プログラムが、世界遺産センターと各地域を代表する締約国から成るステアリング・グループ及びUNWTOが主導して、前回のサンクトペテルブルク世界遺産委員会会合によって採択されました。UNWTOは、原則的に観光収容力、混雑管理、通訳等の政策や観光客管理のための手段における経験を通じて貢献しています。UNWTOは民間部門の積極的な出席がある国連専門機関であることから、民間の観光部門との重要な接点として機能しています。世界遺産センターによる持続可能な世界遺産観光プログラムは、世界遺産と観光客の目的を統合し、世界遺産観光に対する新たなアプローチを構築していくことを意味しています。プログラムを一言で定義するとしたら、持続可能な観光の視点を世界遺産条約のメカニズムに統合するということです。

プログラムが計画している活動には、例えば、優先順位報告における持続可能な観光指標の組み入れ、保全状況、メカニズムに関する報告などがあり、また、世界の観光と持続可能な観光に関する利害関係者間における人材育成のための研修や教育のニーズの特定、遺産保全の点で責任ある行動を促す優遇措置の創出、地域社会への経済便益の提供等があります。

また、もう一つの目標として、世界遺産と目的地全体で質の高い体験を提供できる真正性と持続可能性に優れた責任ある観光客向けの製品やサービスの特定と促進です。

第5セッション:世界遺産条約の将来

現在、このプログラムは承認されてはいますが、経済的な支援を得る必要があります。明日の10時にプログラムのアピールについての発表が予定されています。今後3～4年におけるプログラム上のニーズについては、明日より具体的に話したいと思っています。

ここでの結論としては、世界遺産に関する持続可能な観光プログラムは、文化と観光客との共通の目的を達成し、我々の遺産の価値を保護し、世界中の人々にこれを知ってもらい、理解してもらえる機会の一つだということです。

「地域からグローバルに広がるパートナーシップ：世界遺産サイトにおける小規模グラント・プログラムCOMPACTの10年間」

[パネリスト]

デルフィン・ガナピン Jr.

国連開発計画 (UNDP) 地球環境ファシリティ小規模グラント・プログラムグローバルマネージャー



本日は、UNDPの活動の一つである地球環境ファシリティ小規模グラントプログラムが世界自然遺産の保護を目的に、10年以上にわたって地域社会、市民団体、政府機関、及び民間部門による協働的な参画を促してきたその成果と課題についてお話したいと思います。

世界自然遺産はその広大さから政府や利害関係団体が単独でさまざまな課題を内包する保全活動に取り組むことは不可能であるとの認識の下で、UNDP小規模グラントプログラム、国連財団、ユネスコ世界遺産センターによって、2000年に一部の世界遺産を対象とした地域社会や市民団体を巻き込む保全活動を展開するプログラムとして発足しました。世界遺産委員会の5つめの「C」の実践にあたるこの国際支援プログラムは「COMPACT」と名付けられました。これは「保護地域の保全のためのコミュニティ管理」の頭文字をとったものです。本プログラムは8カ国の世界自然遺産及び一貫した優良性を示していることから暫定一覧表に選定されているマダガスカルの世界自然遺産を対象としています。複数の関係団体が協働する際には、個々の取り組みが相乗効果を生むような枠組み作りが重要となってきます。その第一歩が、科学と技術的な指標を組み合わせたベースライン評価と世界遺産周辺の地域社会の参画を促す支援です。

ベースライン評価を通じて景観の現状を把握することで、参加団体は遺産に影響を及ぼすさまざまな要因、それら要因の因果関係、そして遺産の保護と保全において目指すべき概念モデルを構築することが可能になります。共通の概念モデルを持つことは活動の実施面においてだけでなく、後の評価の場面でも、複数の関係団体の協調的な参画を可能にします。更には、概念モデルに基づいて各遺産に適切な個別の戦略が構築されます。さまざまな保全活動や持続可能な開発、場合によっては持続可能なライフスタイルの推進プロジェクトなど、ひいては地域全体のあり方を形作っていく戦略です。

UNDP小規模グラントプログラムは、現在まで金額にして1,000万ドル。国連財団は400を超えるプロジェクトの中核資金として600万ドルを助成しています。一方、ここで強調しておかなければならないのは、本プロジェクトの運用資本には、国際的な支援団体からの資金提供だけでなく、地元の関係者たちが構想や意思決定プロセスに参加することによってもたらされた社会資本も含まれていることです。この事は、地域文化の果たす役割と科学と伝統的知識だけに頼らない適切な管理の採用の重要性を物語っています。

生態系や絶滅危惧種の保護といった緊急の問題を始めとする様々な保全活動が行われてきました。現在まで対象地域内の約78万8,000ヘクタールにおいて、保護と保全の強化が図られています。保全プロジェクトと同じく重要な活動として、放っておけば搾取され、破壊されてしまうであろう脆弱な生態系に対し、代替的な関与方法を提案する持続可能なライフスタイルを推進する

プロジェクトがあります。現在までに100万人を超える地域社会住民が参加し、その恩恵を受けています。その結果として、240万ヘクタールを超える緩衝地帯が、持続可能ではない搾取から生態系を守るための自然の防壁として機能するようになりました。また、持続可能なライフスタイルを追求すると、民間部門の参画が必要となってきます。COMPACTの取り組みは、コミュニティの潜在的な需要量に基づく開発イニシアティブによって経済活動のリスクを最小限に抑え、市場が必要とする適量の持続可能な製品を生産することを後押ししています。こうした試みの一環として、COMPACTは国連財団と更なるパートナーシップを結び、国際ベンチャー推進プログラム、及び地元企業への事業開発支援と民間部門との関係性の強化を目的とした世界遺産地域エコロジカルプログラムを立ち上げました。

しかしながら、環境面で持続可能なライフスタイルに対する支援は十分ではありません。地元住民がイニシアティブを持続し、その規模を拡大していくためには地域社会や地域団体を強化していく必要があります。ネットワークの構築、及び関係者が権限を共有するような管理システムに基づく社会生態学プログラムの推進も必要です。その場合、責任の所在についても制度化していく必要があります。地域社会、市民社会及び政府に積極的な参画を促していくためには、保全地域の先住民コミュニティの承認とともに、さまざまな立場の関係者による地元の諮問組織の設置等が非常に重要です。COMPACTは、こうしたさまざまな団体の参画を国際レベルで構築することを目指して発足しました。2004年には国連、UNDP小規模グラントプログラム、ユネスコ世界遺産センター、そして生物多様性条約事務局との間で相互学習の推進とベストプラクティス及び政策に関する情報を共有することを目的として覚書が交わされました。UNDP小規模グラントプログラムは、現在126カ国で活動を展開しています。今後は活動地域をさらに拡大し、より多くの世界自然遺産地域において、前出のCOMPACTモデル及び地域戦略を確立していきたいと考えています。

例えば世界遺産の管理者と協働で、地域に根ざした諮問組織の設置を始めとする有効な戦略を押し進めていきたいです。世界自然遺産地域における他団体との協力体制は、年々その数を増してきています。一方で、悪化するばかりの貧困問題や持続可能ではない消費と開発、更には気候変動といった課題の中で、更なる保護活動の対象となるべき世界遺産が数多くあります。未来は私たち自身が築いていかなければなりません。その認識を共有することこそがあらゆるレベルでのパートナーシップをより迅速に拡大させていく鍵になると思っています。

ご清聴ありがとうございました。より詳細な情報については、我々のウェブサイトをご覧ください。

「境界を超えた利益：世界遺産地域におけるパートナーシップの確立」

[パネリスト]

吉田 正人

IUCN日本委員会会長



私の今日のお話は、世界遺産地域の内外での、パートナーシップの確立ということでお話をしたいと思います。この「境界を越えた利益 (Benefits Beyond Boundaries)」は、2003年に南アフリカのダーバンで開かれた、「第5回世界公園会議」のタイトルでした。また、「国境を越えた利益 (Benefits Beyond Borders)」という似たタイトルが、ユネスコが世界遺産のGood practiceを集め、40周年を記念して出版した本のタイトルにもなっております。つまり、世界遺産や保護地域から生じる利益を周辺の住民とも分かち合うということが、このパートナーシップの確立、そして、その保護にもつながっていくのではないかという考えだと思います。

ここで言う「境界 (Boundary)」は、必ずしも国境のことではありません。108ある自然遺産の中には15以上、国境を越えた保護地域がありますが、国境のことだけではなく、保護地域と周辺の地域住民との境界を超えた利益という意味を持っております。

また、利益 (Benefit) というのは、必ずしも経済的な利益のことだけではありません。例えば、その世界遺産・自然地域を保護することによって、そこから、さまざまな利益が生じてきます。水や空気といったものもあるでしょうし、それから、災害を防ぐということもあります。洪水を防いだりとか、干ばつを防いだり、森林があることによって津波も弱まったりという利益もあるわけです。こういったことを全部ひっくるめて生態系サービスと呼んでおりますけれども、保護地域や世界自然遺産があることによって、周辺の住民がこういった利益を受けることができるわけです。

日本の保護地域、特に国立公園は、1931年にできた法律に基づいておりますので、もう80年近い歴史があるわけですが、アメリカの国立公園とは違って、土地所有とは関係なく地域を指定する、地域制公園というタイプでございます。おそらく、アジア、ヨーロッパにも、このようなタイプの国立公園があるのではないかと思います。こういった保護地域では、規制をかけたり、教育を実行したり、人材を育成したりといった活動をしようと思うと、保護地域を管轄する環境省とか林野庁と、地域の自治体、地域住民とのパートナーシップが欠かせません。こういったものを私たちは、「協働型管理」と呼んでいますが、これから、アジアの公園管理、世界自然遺産の管理をする上で、非常に重要な手法になってくると思います。

具体例を挙げますと、2005年に世界自然遺産に登録された知床、そして、2011年に登録された小笠原諸島の場合、科学委員会をつくりました。この科学委員会は、科学者、専門家と、専門的な研究を行っている団体、NGOの人たちも加わって、その議論に基づいて自然遺産への推薦書や管理計画を作りました。また、小笠原諸島の場合は外来種が問題になっておりましたので、ネズミやヤギなどの外来種の駆除も、この科学委員会のアドバイスに基づいて行われました。もう一つ、この科学委員会とは別に、地域連絡会議をつくりました。この地域連絡会議では、保護地域の管轄する官庁と地方自治体、地域住民が協働して、漁業者、農業関係者、観光団体なども入って、エコツーリズムの計画などを作っていくわけです。

この地図は小笠原諸島の世界遺産地域で、黒いところが世界遺産地域です。島の90パーセント以上を世界遺産地域にしたので、陸上にバッファゾーンをつくるということが、実質的に困難になってしまいました。そこで、海岸から5キロまでの国立公園の普通地域を、世界遺産管理地域としました。この考え方は、世界遺産条約20周年の1992年に、ユネスコとIUCNが開いたワークショップの中で出てきたアイデアでございまして、バッファゾーンよりもっと広い地域をワールド・ヘリテージ・マネジメント・エリアとするという考え方です。小笠原諸島の場合、東京にいたる航路まで含めて、この管理計画の対象としております。これは非常に新しい考え方ではないかと思います。1993年に登録された屋久島の場合、世界遺産に登録された範囲しか、世界遺産管理計画の対象となっていませんが、管理計画の対象地域をもう少し拡大するという可能性があるのではないかと思います。

最後に私からの提案ですが、今、世界遺産地域は、バッファゾーンを設けるといところまではできています。しかし、もっと、広い地域を世界遺産管理地域として、そこで地域住民と利益を分かち合うことができるような計画をきちんと作っていくということが非常に大事かと思ひます。世界遺産地域と生物圏保存地域 (Biosphere Reserve) が重なっている地域は、世界でも80カ所以上ありますが、日本では屋久島だけです。世界遺産と生物圏保存地域との関係を強化していくことが必要です。2010年に名古屋で開催された、生物多様性条約のCOP10で、愛知目標が採択されました。愛知目標11には、周辺の景観との統合ということが書かれています。世界遺産を孤立した島のように管理するのではなく、その周辺の景観と統合するように管理することで、地域住民とのパートナーシップを強化していくことが、これからの課題ではないかと思ひます。

「パートナーシップとは：
ブータンの文化遺産保護法の草案作成の経験から」

[パネリスト]

河野 俊行

ICOMOS執行委員会委員



私はブータンにおきまして、文化遺産法整備のお手伝いをしておりまして、その経験から、パートナーシップについて考える素材を提供したいと思います。まず初めに、典型的なブータンの建築、及び景観の写真をお示し致します。

これは民家、こちらは「ゾン」と言われている役所の写真です。これは文化的な景観の一つです。ブータンが世界遺産条約の締約国になりましたのは、2001年の10月22日ですが、これまでブータンは、世界遺産の申請に積極的ではありませんでした。従いまして、現在でも、登録遺産はゼロでございます。但し、暫定リストに8件載っております。ところが、こと文化遺産に関しますと、それを保護するための法律がほとんどありません。このことは世界遺産条約作業指針が求めている、立法措置あるいは規制措置が必要であるという要件を満たさないことになります。従いまして、法律を作る作業が必要になるわけございまして、私は昨年からの仕事をお手伝いしております。

作業を始めましてすぐに明らかになりましたのは、まず遺産という考え方が存在していないということです。ブータンでは過去と現在が断絶することなくつながっておりますので、何をもって遺産という概念で拾い上げるのかということが明らかではありません。かつ、政治体制が民主化してから4年ほどでございますので、どういうふうな法技術でもってそれを確保していくのかというノウハウも蓄積されておられません。こういう状況の下で、現地の社会的状況、保存の実務、それから実効性、法体系としての一貫性ということと同時に考えながら、ディスカッションを重ねて仕事をしております。去年の春から開始致しましたけれども、相当長期な取り組みが必要です。

そこでユネスコのデリー・オフィス、ブータンの内務文化省、それから九州大学の法学部との間でパートナーシップ協定を今年結びました。3年間の協定で、必要に応じて延長できることになっております。財政的な支援はこれには入っておりませんので、私が毎年文部科学省の開発援助ユネスコ活動費補助金というものに対して申請を致します。

このほかにブータン固有の事情がございます。と申しますのは、社会における無形的な側面からの変容圧力が大変強いため、世界遺産の規範枠組みの基本であります真実性Authenticityの問題とどのように取り組むのかというのが、極めて大きな課題になってまいります。例えば、向って左上の写真は、極めて華やかに改装されましたお寺の完成を祝って地元民が祝っている場面です。それから、その下はゾンという官庁でありながら、お坊さんが住んでいる一角がある。このように活発な信仰活動が、人口80万人弱、九州ほどの国土の国に2,000ほどある寺院で展開されているわけでございます。遺産保護の観点からすると、それがいかに強い社会的な圧力になっているかということがお分かりになるかと思ひます。

これは、お寺の中の勉強あるいは読経のシーンでございます。これは、昨年国王の婚礼が執り行われました、プナカ・ゾンでございます。左側の図は改築前、右側の写真が改築後でございますが、1986年から2006年にかけて大幅に改築されております。例えば、ゾンの一部の建物でございますが、左のほうから右のほうに、華やかにEmbellishment (装飾) されているということが分かると思ひます。こういう事象と真正性をどういうふうに扱うのかということは大変、ブータンにとって、大きな問題でございます。

実は、この会合の前に姫路で、世界遺産条約40周年プレ会合を取り行いました。その時にテーマとして取り上げました奈良ドキュメントがそろそろ20年迎えますので、このドキュメントが取り扱った真実性の考え方をどういうふうに扱うのかということ議論致しました。このスライドにあります五つの点、「価値と真実性」とか、「完全性」とかいうことを問題点として拾い上げて議論したわけでございますけれども、ブータンの実務家も招きまして、ケース・スタディを行いました。

こういう経験から、私が今までの2年足らずでございますけれども、パートナーシップの望ましいスタンスとして、多層的であること、つまり、私の場合は、法律を作るだけではなく、法律を作れる、かつ、それを改正できる人の人材育成まで考えなければ

いけません。来年から、ブータンの留学生を私のところで受け入れるつもりでございますけれども、そういう、多層面のパートナーシップが必要です。それから、長期的なパートナーシップが必要です。同じ人が長期にわたって取り組まなければなりません。それから、単年度ということは仕方がないのでありますけれども、やはり長期的な経済的支援が必要であると強く感じております。

それから、より大事なことは、現地の視点を尊重することだと思います。中には、自分の興味のために売り込みをするような人もあるように聞いておりまして、そうではなくて、現地の人が何を欲しているかということに真摯に耳を傾け、それに対して正面からぶつかっていくということが大切であろうというふうに感じております。恐らく、これからまた、もっといろんなものが見えてくるかと思えます。



40周年記念プレゼンテーション

「2015年以降の国際開発アジェンダにおける世界遺産条約」

フランチェスコ・パンダリン
ユネスコ文化担当事務局長補



本会合は皆様もご存知のように、条約採択40周年を記念する行事ですが、実際には記念行事をはるかに超えたものとなり、我々は廊下や非公式の場でこの会合がまさしくハイレベルな専門家会合であったとの印象を口々に語り合いました。これは非常にオープンかつ率直で、重い責任と今後の展望を担う世界遺産ファミリーの集いであり、我々が必要としていたものでした。我々は顔を合わせる機会が多いものの、このような形式での会合はめったにありません。つまり、我々の誰もが感じた最初の結論は、意思決定を目的とするものではなく、今回の会合のように条約の発展に基本的な役割を果たすような会合を通じて、このレベルの専門家水準を維持し、条約の精神と目的を再び活力あるものにしていくことこそ我々にとって非常に重要であるという点です。

皆様もお聞きになったように、私の講演の演題は2015年以降のアジェンダに関係があります。私がこの演題を提案したのは、この会合が未来をテーマとするものだからです。それは条約の未来であり、ユネスコが構築しようと取り組んでいる数多くのイニシアティブや政策の未来です。この会合でも、我々は他との連携や関係にもっと目を向けなければならないという意見が繰り返されました。世界遺産条約は素晴らしい成功例であり、我々は今後この条約を更に突き詰めていくことになるわけですが、同時により広い世界との関係を見出していく必要があります。何故なら、条約を取り巻くシステムは条約そのものよりも規模が大きく、条約が直面している問題は多様な要素や側面から生じており、皆様にもご賛同頂けるものと思いますが、多面的な世界観が必要になってくるからです。皆様もご存知のように、過去数年間、我々は文化的開発と呼んでいる重要な政策の強化に取り組んでいます。もちろんこれは持続可能な開発であるわけですが、我々は二つの目的において、これを簡略的に文化的開発と呼んでおり、その目指すところを説明したいと思います。

第一の目的は、国際開発アジェンダに文化を組み入れることです。その理由は現時点では国際開発アジェンダに文化が入っていないからです。非常に残念なことですが、我々はこれが現状であることを理解しなければなりません。我々は人間の社会的、経済的發展において文化が非常に重要な手段であると考えていますが、これまでのところ国際社会として、ユネスコとして、文化を国際開発のより大きな枠組の中で、適正なレベルに位置付けるという試みに成功していないことを認めざるを得なかったのです。

過去に我々が、なぜこの政策を策定したかという二つ目の理由は、ユネスコがこれまでの歴史を通して構築してきた活動のシステムや規範設定文書について、大いに意見交換をしなければならないという点にあります。我々はこれまで実際に、開発における文化的側面を扱ったある種の包括的アイデア、包括的プログラムというべきものを創り出してきました。即ち、ユネスコが追求する多様なイニシアティブの共通基盤が見いだせるようなプログラムです。また皆様もご覧になったことと思いますが、過去数年間には他の分野、他の条約、博物館の分野、あるいは対話の領域などで行っている事業で、我々が文化的視点から実施、少なくとも調整する取り組みを数多く実施してきました。事実、ユネスコが行うすべての取り組みには独自の特異性があり、当然ながら世界遺産条約にも独自の特異性があります。しかし、同時に共通の目標があります。我々にとって、非常に重要な哲学的アプローチである文化的多様性対話強化、そしてこれらに引けを取らないほど重要な開発に対する支援です。ご覧のとおり、これらは三つの「D」、すなわち多様性 (diversity)、対話 (dialogue)、開発 (development) を形づくっています。これは、我々が、「2D」ではなく「3D」の世界を目指していることを意味しています。

ここで、ごく簡単に包括的な戦略についての考え方を幾つかご紹介したいと思います。我々には40年の歴史があります。批准の際、誰もがこの条約は普遍的な成功であると言いました。記録的な数の認定証発行を達成し、締約国から非常に強いコミットメントと人々から高い認知を得て、仕組みを定着させることができました。この40年で、いかなる人間の努力も明らかに多くの欠点を持つものではありませんが、世界遺産条約は、疑いなく大きな成果とともに、共通の価値、共通の責任、国際的な結束の推進という課題が実現できたと言えると思います。多くの国の法令や制度の変化を推進し、政策の改善を図り、国の能力を構築し、多様な分野の関係者の参画を促し、そして当然ながら、遺産保全への対応にも大きな進歩をもたらすことができたのです。ある意味で、これまでのこの条約は、条約に内在する多くの重要な革新や変化の案内役だったとも考えることができます。ここではこれ以上掘り下げませんが、これらについては既にここ数日間で、皆様から多くの点について指摘して頂きました。すなわち、この条約は地球、

世界遺産、そして自然遺産の保全のための重要な手段として役割を果たしてきました。我々は誇りをもって、この条約が最も有効な国際条約であるとともに、保全の世界における真のマイルストーンであると言えるのです。

同時に、我々は数多くの新たな課題があることも認識しています。1972年に条約が採択されてから40年の間に、世界は目まぐるしく変化しました。無論、数年前にグローバリゼーションの波が起こり、誰もこれほどまでに大規模なものになるとは予想しませんでした。しかしながら、このグローバリゼーションのプロセスは、地域社会の収入源やアイデンティティに多くの課題をもたらしています。我々が、今経験している気候変動や紛争、戦争、地域固有の貧困、経済危機のほか、地域によっては歴史的に類のない都市化プロセス、環境の悪化等といった新たに特定された地球規模の課題が生じています。これらのあらゆるプロセスが変化や自然災害の影響に対して人々を脆弱にし、当然ながら地域に根付いた文化を失わせているのです。

そして、三つ目の点として挙げられるのが、情報社会の出現です。恐らく40年前には予想もしなかったことですが、より多くの情報だけでなく、異なる価値観や歴史観を共有する地球規模のシステムが生み出されました。何らかのアクシデントが発生すれば、世界全体が当事者ではなくても世界全体が動員され、巻き込まれることになります。例えば数千マイル離れたところで起こっていることであっても、誰もがシステムに反映されたその出来事を目撃することになります。これらは恐らく現在のような情報システムがなかった過去の時代には知り得なかったことです。つまり、我々が今いるのは以前とは違う世界であって、我々はこの変化する世界とどのように関わり合い、またこの世界とこの世界の将来における持続可能な開発における課題に、どのように寄与したら良いかを理解し、学ばなければなりません。これこそが40周年にあたり、我々が全体としてなぜ地域社会の果たす役割の研究を選択したかを示す理由に他なりません。地域の遺産保全管理の推進は、地域社会を強化し、これらの課題に取り組むための能力を与えるための柱となるからです。すなわち、我々の誰もが知っているように、我々はある意味において大きな成功を収めましたが、重要な課題もまた増加しているということなのです。

このような枠組の中で、過去10年、15年の間に国際社会は大きく進展し、重要な決定を実現させてきました。最も重要な開発の枠組であるミレニアム開発目標 (MDGs) に重点を置いてお話ししたいと思います。その前に昨年の経緯にも少し触れたいと思います。文化を開発アジェンダに組み入れたいと我々は言っていますが、実は我々が文化を開発アジェンダに載せようと試みるのは、今回が初めてではありません。実際には二度目です。最初の取り組みは1980年代に始まり、この時の文化と開発に関する問題には10年をかけて取り組みました。文化と社会、そして文化と開発の関係について、10年をかけ調査を実施したのです。私にすれば草分け的な10年であり、最終的に皆様もご存知のように極めて重要な報告書の作成に至り、多様性に関する条項が1996年に実施されました。すなわち、1990年代には既に、今話題としている多様性、対話、開発、文化、遺産などといったすべてのものが、開発の根本的な柱として特定されていたわけです。その後、ユネスコは1998年にはストックホルムで開催された極めて重要な会合において、翌年にはフィレンツェで開催された会合において、この点を最重要事項として取り上げるよう試みました。すなわち、文書の発表に向けて全ての準備が整ったのです。

2000年にMDGsが国連によって発表されました。非常に残念なことにちょっと素通り程度の記述を除けばMDGsの本文では、文化が認識されておらず、言及さえされていませんでした。つまり、ある意味で我々は失敗したのです。目的が開発目標のレベルで記述させることであったならば、このラウンドの最初のサイクルでは成功しませんでした。もちろん、我々は非常に重要な知識基盤を創出し、我々自身も加盟国や多くのパートナーにも、開発において文化が根本的な役割を担っていることを納得させていました。しかし、開発目標レベルでの目的の達成ができませんでした。我々がこれまで研究してきた文化多様性と生物多様性との関連性、自然・文化遺産の保全と環境の持続可能性との関連性を上手に活用して示すことができなかったのです。我々が常に繰り返し唱えてきた全ての主張は、他の目標の中で何とか響いていたに過ぎず、文化が認められることはありませんでした。我々は自らの歴史から学んで再挑戦する必要があると考えます。理由は2015年に終了するMDGsの見直しが行われているからです。MDGsは15年計画として策定されたものです。今年は2012年、来年は2013年、翌年が2014年。実際には来年が、2つの側面を通じて大きな国際開発目標へ文化を盛り込むことを改めてできる年になります。一つ目は政策、狭義の政策です。実際に我々は、非常に重要な成果を挙げてきました。皆様もご存知のように、ミレニアム宣言から10年後に発表された2010年MDGsサミットの成果文書では、開発における文化の重要性が強調されました。2010年と2011年の国連総会では改善のための手段としての文化関連提案を強化することを目的とした決議を採択させることができました。我々は大変重要な前進を行ってきています。この政策的な発展が将来、特に来年に行われるポスト2015年国際開発目標の見直しのための議論においても役立つことを願っています。

40周年記念プレゼンテーション

当初のリオ＋20は文化に関するものではなく、ほとんどが環境と開発に関する議論でしたが、実際に数ヶ月前に開催されたりオ＋20では、人と生態系との関係、そして文化的遺産との関係が認識されました。同会議では住民、地域社会、もちろん先住民による持続可能な利用や資源の価値の重要性について言及があり、自然・文化遺産の保全の必要性、歴史的地区の活性化や都市中心地の再活性化の必要性のほか、文化的観光事業への投資の重要性が明確に認識されました。ご存知のとおり、言及した全ての要素は我々が自分たちの活動の中核として特定し、繰り返し話してきたことです。つまり、我々には、ポスト2015年開発目標に関する議論の中で、国際開発目標における文化が果たす役割を強化するための機会があります。

これを実行するには、もちろん優れたアイデアを考案するだけで十分ではありません。実際に証明してみせることが必要なのです。また、我々は伝えるべきメッセージを明確にしなければなりません。ご存知のように、文化は極めて漠然とした曖昧な概念です。文化は全てを意味するため、言葉の中でも最も不明瞭な概念だという人もいます。そこで、ユネスコでも文化の持つ多くの側面に関する見解について研究を重ねました。ご存知のように、2、3年前にユネスコの内部評価が行われ、評価担当者から文化に関するメッセージが、明確でなく混乱していると批判されました。我々には文化を扱ってきた30年の歴史があり、もちろん時には文化の多様性を扱い、時には対話に取り組み、時には遺産に対応し、時にはその他の側面に対処してきました。我々にはそれらを明確化する必要があったのです。理解してもらうためにメッセージを非常に簡潔、明瞭、率直、現実的にしなければならず、文化の定義を明確にする必要がありました。多くの大臣や役人から何度も開発における文化の「意味は何か？」と問われたかわかりません。私の答えは極めてシンプルです。これは私自身の答えというよりは、私たちが行ってきた熟慮の結果です。自分たちが何をしてきたか、我々が伝えられる最も簡潔なメッセージだと判断できるものは何かという検討の総括です。私はこれを皆様と共有したいと思います。私の答えは、開発における文化は本質的に二つのことを意味しているというものです。つまり、文化は開発を実現する鍵であり、開発計画や事業における根本的な側面です。仮にこれらの計画や事業が文化に配慮しなかったら、目標を達成することなく失敗し、対象とする地域社会を崩壊させる結果を招くこととなるでしょう。つまり、文化は成功要因であり、同時に経済的、社会的及び人的開発の推進要因でもあるのです。これは文化が非常に重要な分野であり、世界経済でもますます重要性を増している分野であることを意味します。世界遺産条約は、観光など極めて数多くの要素を通じて、地域社会の開発にほぼ自動的に影響を及ぼすものであるため、私が言うことの意味を皆様ほどよく理解している人達は他にいません。我々のメッセージを簡潔にすることが重要であり、これこそ、我々が世界中やニューヨークで起こっているより大きな議論に対する答えなのです。我々が扱う全ての側面、すなわち、対話、開発、多様性などにおいて、この種の非常にシンプルなメッセージには、この非常に簡潔な定義に込められています。

次に、我々が何をするかという点についてですが、勿論政策を扱うだけでは十分ではありません。政策面だけに取り組んでいても十分に機能しないため、我々は過去数年間に数多くの行動を試みてきました。その内で最も重要なことはいわゆるMDGsにおける文化面での実施です。ご存知のようにスペインが設立したミレニアム目標基金は約8億ドルの非常に大きな基金です。この8億ドルのうち、1億ドルが文化に配分されました。スペインはこの点についてとても敏感だったため、機会の窓を開けてくれました。我々が調整を任せ、我々は夢想だにしなかった程の巨額の基金を用いて15ヶ国で18件のプロジェクトを形成し、文化が重要な地域活動の中核となっている全ての地域において3～4年にわたって実施に取り組んできました。エジプトのピラミッドなどの世界遺産にも実際に焦点を当てましたが、多くのプロジェクトは世界遺産条約と関連性がありながらも、地域社会と地域社会の開発要素の一つとして文化を開発する能力に焦点を当てました。我々は良い実例を持っています。今後数週間にユネスコのウェブサイトを見れば、関連する多くの資料を見ることができると思います。この点については、我々の資金を供給する姉妹機関であるUNDPによって明確に認識されています。このことこそ文化と開発が果たす役割に関する重要かつ決定的な実例です。

我々が行っている二つ目のことは、開発における文化的影響に関する指標を構築することです。大変複雑だからと言って無視すべきではありません。統計の作成は単なる知的活動のようですが、物事を動かしている政策決定者に対して示す最も重要な証明になるのです。このため、我々は開発指標に多大な努力を傾注してきました。我々は現在、世界銀行の重要な開発指標のリストの一つか二つの指標を挿入するよう同銀行との協議を進めているところです。挿入されることが見込まれる指標とは、文化がもたらす影響について比較的簡単に定量化ができ、実際に現地多くの役人や政策決定者の核心的な関心事である文化が雇用に及ぼす影響に関するものになると思われます。

詳細には述べませんが、定量的に実証できる領域は多くあります。文化観光事業は急激に成長し、重要な発展を遂げていることから明らかに重要な分野です。我々は世界中で実施してきたサンプリング活動を通じ、文化・芸術振興も経済の多くで非常に重要な部門になりつつあることを実証してきました。例えばエクアドルでは、観光部門はGDPの5%を占めています。非常に重要な部門であり、5%という数字は工業部門を上回ります。また、雇用についてもこの部門は高水準となっており、特に女性に多くの機会があ

ります。つまり、この種の定量的な証明手段を開発するために成すべきことはたくさんあります。世界遺産条約は世界遺産に関する独自の研究と分析を通じて、文化と開発の影響ついて極めて重要かつ明確な証明を行うことができますので、同条約こそが重要な支援者になり得ると思います。

現在我々には、開発と政策の両方を実演する材料があります。我々が今行おうとしていることはショーなのです。来年はショーの年です。世界遺産条約が過去にどのような業績を上げてきたかを示すことは、非常に重要だから申し上げているのです。2013年にはショーを行う機会が3回あります。2013年は物事が決定される年ですから、我々はこの年に全ての努力を払うことを決意しました。

最初の機会は2013年5月に中国の杭州で開催されるフォーラムです。これは国連の機関だけでなく、他の多くの関係団体が出席する国際会合です。そしてこの会合は、同年後半に開催される国連総会に提出する文書を検討することになっています。二つ目の機会は2013年7月にジュネーブで開催される国連経済社会理事会年次閣僚レビュー会合です。来年のテーマは、まさに開発における科学と文化です。三つめの機会は、2013年11月にインドネシアのバリで開催される世界フォーラムです。これは、平和対話と開発強化において文化が果たす役割について、確固たる信念を持っているインドネシア大統領が推進している会議です。我々は本年末に国連総会に提出される文化の発展に関する報告文書をUNDPと共同で作成する予定です。この時が文化に開発目標における役割を与える努力の中で最も重要な時になります。我々は文化をMDGsの一つにすることを望んでいるわけではありません。このことは何度も言及してきています。しかし、持続可能な開発目標に基づく異なるシステムを構築しようとしているところで、文化と遺産が重要な役割を果たし得ることは確かであり、これから恐らく議論する新たな定義と新たな項目の一部を担うことが可能です。

つまり、皆様もお分かりのように、我々が発展させている活動は極めて広く、その範囲は複雑かつ高度ですが、本質的なことです。今回我々は開発目標において、文化に関して可能な限り認識しなければなりません。さもなければ、例えば遺産の保全に利用可能な資源の増加等、我々が夢を見たり、語ったりする多くのことが実現不可能となります。

環境分野の友人や同僚達が過去30～40年に達成した成功について考えてみましょう。環境は地球規模問題の一つとなり、国際的な基金が設立、国際的な政策など確立されています。彼らが全ての目標を実現したとは言いませんが、文化関係者よりもはるかに良い立場にいることは確かです。つまり、我々も同じような舞台で活動する必要があります。我々は、我々がその重要性を意識するレベルにいない限り、世界遺産条約とユネスコの他のプログラムの目的を十分に果たすことができないことになります。

そうは言っても、世界遺産が政策において極めて重要な手段であることは、かなり明確になったことと思います。ちょっと言葉は悪いですが、国際社会への売り込みに活用できるものです。世界遺産とサイトの保全、暫定一覧表記載、更に再生不可能な資源の保全、地域社会の生計の維持、遺産保全などのための努力の他、美しさから具体的な開発や経済の重要性まで、我々の世界において遺産には多くの側面があります。

もちろん条約が現在この機能を念頭に置いていることは極めて明確です。条約では、地域社会の役割について常に引用、言及されていますが、地域社会での我々の目的が正確にこれと同じだった訳ではありませんでした。保全はそれ自体を行う活動ではなく、持続可能性の枠組と地域社会が果たす重要な役割の枠組みの中で、条約によって生じる開発プロセスの受益者として、並びに保全の当事者としての二つ役割において行うことが、今や極めて明確です。我々のシステムには、このための全てのメカニズムが揃っているでしょうか。これは質問のままにしておきますが、恐らく皆様は、我々が全てのメカニズムを持っているわけではないことをご存じだと思います。あらゆるレベルでの活動において、更に多くのことを行う必要があります。推薦書の準備において、地域社会と開発の役割を具体的に示すことは明らかに重要です。監視に関連するメカニズムにおいても、これらの全ての側面を前面に据えて取り組む必要があることも明らかです。また、統計指標を通じた支援においても、条約が一層の努力を払うべきだと考えています。統計指標は非常に重要です。文章に続く単なる統計と考える人がいますが、それは間違いです。統計は政策決定者が最初に見るものです。政策決定者はどれだけ多くの雇用が創出されたか、どれだけ多くの投資が行われたかを見ることを望みます。つまり、我々は統計指標について一層取り組むことで、先程述べた環境、持続可能性、観光客などの全ての側面に対する一層の取り組みを行うことができます。残念なことにこの点では、あまり強力なプログラムが構築されていません。伝統的な知識の評価という分野において、非常に重要な作業領域があります。これは地域社会を保護する役割だけでなく、経済機会の創出においても重要です。あまり時間はありませんが、ユネスコとそのパートナーが地球規模で発展に努めている戦略において、この条約がどれだけ重要

40周年記念プレゼンテーション

で、どれだけ重要な役割を果たし得るか理解できたと思います。

ここで私の講演は終わりにしますが、もう一度、ユネスコを代表して出席者の皆様と日本政府に改めて感謝を申し上げます。他の条約、他のプログラム、他の部門などの本会合に出席していないユネスコファミリーの全員も世界遺産ファミリーが実現した偉大な業績を祝福すると思います。条約によって実現したことこそが大きな資産であり、遺産の保全とバランスのとれた開発が実現される世界を信じている人々にとって大きな資産であると確信しています。もちろん将来においてこの条約は、この重要なプロセスを前に進め行き先を示す上で一層大きな役割を果たしていきます。

最後に、先日誰かが「更にあと四年」と言ったことを覚えておられることと思います。私は皆様に、今後更にあと40年と申し上げたいと思います。ありがとうございました。

世界遺産管理に関するベストプラクティスの顕彰

キショー・ラオ世界遺産センター長は本セッションの座長としての挨拶を述べ、世界遺産管理に関するベストプラクティスについて次の通り説明しました。

昨年、世界遺産委員会では世界遺産に関する努力を通じ、どのようなベストプラクティスを展開してきたかに関して、締約からの情報を求めるイニシアティブを導入することを決定しました。

我々は各締約国に対し、以下の四つの基準の一つ以上に該当するプロジェクトを指定して提出するよう求めました。

- 1. 管理が成功し、持続可能であることが明確に示された例。
- 2. 開発されたプラクティスがより広範かつ様々な状況で適用された例。
- 3. 提出書式に示された全ての項目に関し良好な実績が示された例。
- 4. 世界遺産が直面する課題への対応において他の世界遺産への指針となり得る画期的な管理例。

28件の事例が提出されました。20件は文化遺産、8件は自然遺産に関するものでした。提出された事例の中から、ベストプラクティスを選定するために選定委員会を設立し、最終的には、以下の4件を候補としました。

- 1. オーストラリア・クインズランド湿潤熱帯地域
- 2. カナダ・グロス・モーン国立公園
- 3. 中国・九寨溝の溪谷の景観と歴史地域
- 4. フィリピン・古都ビガン

最終的に、フィリピンの古都ビガンが選出されました。この町は16世紀に建造され、スペインの植民都市がアジアで最もよく保全された例です。欧州とアジアの建築が融合した結果、世界的に類を見ない都市景観を呈しています。選出された理由は、比較的限られた資源の中で良好な管理が行われた事例として、他の国でも適用が可能であり、また世界遺産管理において地域社会が十分に統合され、更に公共部門及び民間部門から十分な資金を得るために世界遺産の多面的な保護手法を策定したと判断されたからです。

今回限りのこのイニシアティブにより、多数のベストプラクティスが特定されました。世界遺産委員会は、今後このイニシアティブを更に前進させるか否か決定することになります。他の世界遺産でもベストプラクティスが推進されるようお願いつつ、当面はビガンの事例を広く普及していくつもりです。

引き続きキショー・ラオ世界遺産センター長は、エバ・マリー・メディナ・ビガン市長をはじめとするフィリピン代表団を壇上に招き、世界遺産物件における業績を顕彰する賞状の授与を行いました。メディナ市長は認定証授与に際し、顕彰に対する謝辞を述べ、ビガン市では資源が限られていたため保全が困難であったと次の通り語りました。

ビガン市では、市民と世界遺産とに希望を見出し、開発のために世界遺産の保全を活用しました。地域社会で世界遺産に対する誇りを高め、開発計画を局所に限定し、保全と経済成長とを明確に関連づけ、ビガン市を観光地として開発することによりこれを実現しました。

ビガン市は、より良き明日のために過去の世界遺産を利用できます。ビガン市では、文化遺産を保全することにより、同時に持続可能な成長も確保できると確信しています。町で保全のための努力を開始した際、貧困率は40.5%でしたが、現在は12%です。ビガン市の経験から保全のための努力が持続可能な開発とつながりを得ることを示しています。

最後にメディナ市長は、ビガン市を長年支えてきた多くの関係者に謝意を表し、ビガン市の世界遺産と文化的活動に関する短い映像を参加者に紹介しました。



「世界遺産：国境を越えた恩恵」40周年記念テーマである「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」に関する書籍の発表

「世界遺産：国境を越えた恩恵」は、世界遺産と持続可能な開発に焦点を当てたユネスコの新たな刊行物です。さまざまな世界遺産の中から26の事例を集め、世界遺産の保全により地域社会や生態系にもたらされた恩恵について説明しています。英語版が刊行され、来年にはフランス語版が刊行されます。世界中の世界遺産に関する専門家が多数寄稿し、生態系の持続可能性に関する課題を提起し、管理事例を説明し、文化的持続可能性について述べています。読者としての第一の対象は多様かつ多数の世界遺産の関係者であり、第二の対象は世界遺産の恩恵について、更に学びたいと考える一般市民です。

イリーナ・ボコバ・ユネスコ事務局長は巻頭挨拶において、「多くの世界遺産は象徴的な立場を担うが、その保全と開発について新たな方向性を打ち出すために、再度見直す時期にきている」と述べています。

キショー・ラオ世界遺産センター長は、書籍の監修者であるアマレスウォー・ガーラ (Amareswar Galla) 氏を紹介しました。ガーラ氏は同書籍に寄稿した全ての人々に謝意を表し、出席者へ向けて要旨以下の通り語りました。

本書には、本会合で提起された全ての課題が取り上げられています。たとえば10年以内に世界人口の半数以上が都市部に住むようになると、世界遺産にとってはどのような意味を持つのかという課題についても同書は取り上げています。また、先住民の世界遺産に対する権利と貢献、並びにさまざまな形態の世界遺産の収斂 (convergence) についても考察しています。世界遺産との関連において、今も住民が生活している世界遺産に関しては一つの章を割いています。最後に、遺産の単なる保全を超えて、持続可能な開発にいかに関与するかについても一つの章を割いています。これらの証拠に基づいた事例研究では、我々の考え方を実践する方法について示されています。26の事例研究での最初の全ての発言は世界遺産の現場から上がってきた声です。全巻を通じ、ユネスコによる文化多様性へのコミットメントを反映しています。

40周年記念プレゼンテーション

持続可能な観光プログラムに対する支援アピール

新たな書籍の発表に続き、キショー・ラオ世界遺産センター長は、このセッションの最後の議題を紹介し、世界遺産委員会が世界遺産と持続可能な観光プログラムの行動計画の策定を求めたことを説明しました。世界観光機関 (UNWTO) 持続可能な観光発展部長のルイジ・カブリーニ氏とロドルフ・インホフ (Rodolphe Imhoof) スイス大使を壇上に招き、本プログラムと支援について話そう求めました。

カブリーニ部長は、挨拶に続き、このプログラムは観光事業者と世界遺産関係者との対話を促す上で有用な機会であるとして次の通り述べました。

このプログラムを通じ、民間部門との関係を育むこともできると信じています。民間部門からは、持続可能性に貢献について純粋な関心が寄せられています。プログラムの目標は持続可能な観光を世界遺産条約に統合し、世界遺産関係者の積極的な関与を促し、質の高い真の観光を提供する製品やサービスを推進することです。プログラムを通じて協力体制を整える上で、大きな機会になると考えています。インホフ (Imhoof) スイス大使が次に出席者に挨拶し、検討すべき重要な点を2・3点挙げたいとして次の通り述べました。

世界遺産には多数の重要な関係者が関与しているため、持続可能な観光と世界遺産保全とを結びつけることは困難です。2012年夏にサンクトペテルブルクで開催された世界遺産委員会が、世界遺産と持続可能な観光プログラムを採択したことにより、一つの節目に達しました。スイス政府と北欧世界遺産財団 (NWHF) は、当初から本構想を支援してきました。我々には、長期的に世界遺産を保全する責任があります。今回の記念会合の初日に行われたユースステートメントの発表において、世界遺産の保全に関心を持つ人々は、開発の責任を担う人々と協力する必要があることが強調されました。世界遺産の全ての関係者を参画させ、必要な資金を集めるためには、来年パリで催される大規模な行事において、本プログラムを発表する必要があると考えます。我々は、観光業界がこの計画に賛同すると楽観しています。世界遺産と観光の関係者は、観光のマネジメントを適切に行う責任を共有しています。観光が地域社会に恩恵をもたらし、観光客に質の高い経験を提供できるよう確保したいと望んでいます。皆様にはパリでの発表において、このプログラムに賛同するようそれぞれの機関を説得して頂ければ幸いです。

閉会セッション

成果文書「京都ビジョン」の発表



西林 万寿夫
最終会合議長

この3日間、世界遺産条約採択40周年の節目の年にふさわしい、条約の過去と現在をレビューし、未来を展望する包括的な議論が行われました。この会合を総括する成果文書として、昨日、「京都ビジョン」案をお配りしましたが、会場の皆様より、大変貴重なコメントを幾つか頂戴致しました。コメントを頂いた皆様方、どうもありがとうございます。ただ今より、頂いたコメントを踏まえて整理した「京都ビジョン」を発表させていただきます。お手元にお配りしてあります「京都ビジョン」をご覧ください。私より簡単に内容を紹介させていただきます。

まず序文であります。現代の世界においては、世界遺産と地域社会との関係がさまざまな課題に取り組む上で基礎となることがうたわれています。次の章では、世界遺産条約の40年の成果について言及しています。最初の柱として、世界遺産条約がこの40年の間に達成した成果について、同条約が文化遺産と自然遺産の保存を一つの枠組みで実現していく手段として重要な機能を果たしてきたこと、また条約を通じた国際協力の進展は、対話、相互理解を促進し、世界の平和に貢献していることを記してあります。しかし、その一方で条約は多くの課題も抱えており、特に開発途上国における遺産保護のための技術、人材、財源の決定的な不足を懸念しています。

そして、次の持続可能な地球と世界遺産の役割の章では、同条約が果たしている大きな役割の一つとして、地球の持続可能性を挙げています。今日、地球の持続可能性をいかに確保していくかが大きな課題となっておりますが、この条約を通じて、世界の文化・自然遺産の多様性が維持され、このことが持続可能な開発の基盤を形成していることを指摘しております。

そして次は、コミュニティの役割の重要性についてです。この3日間の会合でも繰り返し強調されましたが、地域社会と先住民を含むコミュニティは遺産保護の根幹をなす重要な役割を果たしており、コミュニティの参画こそが遺産の保全・管理に向けた原動力となっております。現代の社会においては遺産に関わるコミュニティはますます多様化しておりますが、関係するコミュニティが連携し、長期的な持続可能な開発の観点を踏まえた遺産の保護の実現が重要です。そのためには、多様なコミュニティに対応した人材養成と、文化・自然遺産から得られる利益をコミュニティが共有していく仕組みをつくるが必要との指摘がなされております。更に、持続可能な観光の地域社会にとっての重要性についても、最後のパラグラフで触れられています。

最後に行動への呼び掛けについてですが、われわれは以上を踏まえて、この京都ビジョンの実現に向け、次の行動を起こすよう国際社会に対し呼び掛けます。

第一に、グローバルな規模での財源の確保。第二に、あらゆるレベルでの人材養成を含む、世界遺産と持続可能な開発の支援に向けてコミュニティに関する経験、グッドプラクティスと知識の共有。第三に、世界遺産への脅威に対応するための責任を分かち合い、持続可能な開発と全体的利益のために貢献すること。第四に、国際社会を関与させることによって、ポスト2015年開発目標の議論において、世界遺産を考慮に入れること。第五に、世界遺産に関わる全ての関係者の協力と連携を強化すること。特に、地域社会と先住民、専門家、次世代を担う青年が世界遺産への推薦段階から参画すること。第六に、無形文化遺産、文化的・創造的産業など世界遺産以外の領域を通じて、地域社会の持続性を確保すること。そして、最後、第七に、昨年ユネスコ世界遺産条約締約国会議において採択された「戦略的行動計画2012-2022」を優先的に実施すること。以上をこの会合の成果文書として発表します。

ここに改めまして、皆様のご協力に感謝申し上げます。この文書は来年6月、ここにおられますソック・アン議長の下、カンボジアで開催される第37回世界遺産委員会に報告されることとなります。

本日は引き続き、日本が誇る世界遺産、京都を視察して頂くツアーが予定されています。皆様どうぞ、美しい秋の京都を存分にお楽しみ頂ければと思います。この視察は、京都実行委員会のご厚意により開催されるものです。この場をお借りしまして、改めて、京都実行委員会の多大なるご協力に御礼を申し上げます。そして最後になりますが、今回の記念最終会合の開催に当たりご協力を頂きましたユネスコにも、重ねて感謝申し上げます。これをもちまして、3日間にわたり開催しました世界遺産条約採択40周年記念最終会合を閉会します。

成果文書

京都ビジョン(仮訳)

序文

我々、世界遺産条約採択40周年記念最終会合の参加者は、この比類ない国際的保存条約がもたらした成果、現在の課題、そして将来における発展について考える会合の場を提供して頂いた日本の関係当局の厚意と知的な指導力に、感謝を表明したい。

我々はまた、世界遺産条約締約国会議及び世界遺産委員会により、この40周年のために採択された「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」が中心的テーマであることを改めて確認する。世界遺産と地域社会との関係は、条約の中心的位置を占めるとともに、人口増加と開発の圧力、グローバルな金融危機と気候変動により現在世界各地域が直面している課題に取り組む基礎である。

我々は、この文脈から、国連持続可能な開発会議(リオ＋20)の成果文書「我々の求める未来」(リオデジャネイロ、2012年6月)、第18回世界遺産条約締約国会議において採択された「世界遺産条約履行のためのビジョンと戦略的行動計画2012-2022」(ユネスコ、2011年)及び、条約40周年の枠組みの中で世界の全地域で開催された専門家会合や諮問会合における深い考察と成果を想起する。

世界遺産条約の40年の成果

我々は、締約国190か国を数える世界遺産条約が、顕著な普遍的価値を持つ文化及び自然遺産の保存を一つの条約をもって実現するという、遺産保護のための最も強力な手段の一つであることを認める。我々は、人類共通の、共有された遺産としての世界遺産の重要性と、その保護のための国際協力の促進を強調することを通じ、条約が、社会の結びつき、対話、寛容、文化的多様性と平和に明白に貢献していることを認める。

我々はまた、世界遺産条約が、時とともに、グローバルな遺産保護の標準を提供する規範として、その政策と実践の強化を通じて成し遂げた貢献を認める。特に世代間の平等において条約が果たす役割に関し、次の世代を担う青年の重要性、そして、地域社会と先住民を含む、遺産の保存に関わる地元、国家、世界の各地域における全ての関係者の重要性を認めるとともに、この機会に敬意を表する。

我々は、しかしながら、開発の圧力や紛争、人災及び自然災害、さらに、世界遺産一覧表が真に世界の遺産をバランスよく反映しているかといったものまで、世界遺産条約が直面する多くの深刻な課題を懸念する。特に開発途上国における条約履行のための技術、人材、そして財源の決定的な不足を懸念する。

持続可能な地球と世界遺産の役割

我々は、地球の持続可能性を確保するために地球が直面している大きな課題を意識している。また、GDPを超えるより広い人類の進歩の姿を考慮しつつ、ポスト2015年開発目標の中に変革が反映されることの必要性を意識している。

我々は、人間を主役に据えた世界の文化及び自然遺産の保存は、持続可能な開発を追求し、また、社会とそれを取り巻く環境との調和した関係を確保するために重要な学習モデルを提供する機会であると確信している。遺産は、社会とその環境とのダイナミックで継続的な相互作用により生じるものであり、遺産というコンセプトは、持続可能な開発という論理の基礎を成す。遺産は、人々の生活の質を維持し、向上させる。これは、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標など、関連の国際的政策においても一層強調されており、その達成は、文化及び自然遺産の双方にとって有益である。

世界の文化及び自然遺産の多様性を認め、保存し、遺産の利用から得られる利益を公平に共有することは、人々の帰属意識や他者との相互尊重、集団全体としての目的意識を強め、ひいてはコミュニティに社会としての結びつきがもたらされる。

コミュニティの役割の重要性

我々は、世界遺産条約の履行において、5つの戦略的目標の5番目の「C」(2007年採択)及び戦略的行動計画2012-2022にもあるとおり、地域社会と先住民を含むコミュニティが重要な役割を果たしていることを何度でも強調する。

世界遺産条約は、その第4条において、文化及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び次世代への伝承を確保する締約国の責任を明記している。同時に、条約の目的の一つが、遺産に「社会(コミュニティ)生活における役割」を与える(第5条)ことであるならば、コミュニティの関心と要望は、遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならない。

文化及び生物多様性の尊重に基づくとともに、有形、無形の両面を統合し、さらに持続可能な開発に方向を定めた、人々と遺産との強化された関係を通じてのみ、「我々の求める未来」の達成が可能となる。

この強化された関係は、様々な分野からの幅広い参加を得た遺産の保存へのアプローチの上に成り立つべきものであり、社会的、経済的、環境的側面を統合し、特に弱者のグループに留意するとともに、全ての関連する国際的標準と義務を尊重したものであるべきである。世界遺産を管理していく上で、長期的な持続可能な開発との観点がなくては、世界遺産の顕著で普遍的な価値を守ることは結局は困難である。

この観点から、十分に保護された文化及び自然遺産から生じる利益は、持続可能な開発の促進のため、遺産管理主体と専門家との緊密な協力を通じ、コミュニティに公正に分配されなくてはならない。それと同時に、世界遺産に関連した文化的・社会的文脈が変化していくものであることにも留意する必要がある。この変化が、利害や関心を持つ新たなグループの出現につながっていくことになる。

この新しいアプローチと検討のためには、関係機関、政策決定者、遺産の実務関係者、コミュニティからネットワークに至るまで、あらゆるレベルの人材養成が必要である。特にコミュニティにおける人材養成は、遺産から生じる利益のコミュニティへの還元のために、認知向上のためのイニシアティブ、技術開発プログラム、ネットワーク構築を通じ、強化されなくてはならない。コミュニティは、また、災害や気候変動によるリスク低減をはじめとする遺産の管理と保存活動に、全面的に参画すべきである。

持続可能な観光の開発も、地域社会にとっての経済的利益及び経済力強化のよりどころの一つとして、さらに、観光客による文化的多様性の正しい理解のための一助との観点から注目されるべきである。

行動への呼びかけ

40年に亘り、世界遺産条約は、保存に関するグローバルな理想と倫理を体現してきた。全ての人類にとって重要な、卓越した遺産の保護の重要性を強調し続ける一方で、我々の社会の基礎を脅かす新たな課題から生まれる、より広い局面を含めるために全体論的アプローチが必要となっている。特別な遺跡を破壊や放置から救うことのみではなく、適切な保存と管理を通じて、戦略、さらには継続性という価値に基づく開発モデルを明示していくことが問われているのである。

- このビジョンの実現に向け、参加者は、国際社会に対し、以下の点を呼びかける。
- ・連帯と協力の精神に基づく、グローバルな規模での遺産の保存のための十分な財源の確保。
- ・あらゆるレベルでの人材養成を含む、世界遺産と持続可能な開発の支援に向けて、コミュニティに関する経験、グッド・プラクティスと知識を共有するために、革新的な対応策を開発すること。
- ・世界の文化及び自然遺産への脅威に効果的に対応するための責任を分かち合い、その持続可能な開発と全体的利益のために貢献すること。
- ・ポスト2015年開発目標の議論において、世界遺産を考慮に入れること。その際に、環境、文化及び社会経済に関わるニーズを考慮した包括的アプローチのために、世界各地域及びグローバルなレベルの全ての関連した会合において、国際社会を関与させること。
- ・遺産の保存が社会全体の持続可能な開発に資するよう、世界遺産に関わる全ての関係者の協力と連携を強化し、また、地域社会と先住民、専門家、青年が世界遺産への推薦段階から保存に参画できるようにすること。
- ・無形文化遺産、文化的・創造的産業など、重要な役割を果たす世界遺産以外の領域を通じて、地域社会の持続性を確保すること。
- ・世界遺産条約締約国会議において採択された「戦略的行動計画2012-2022」を優先的に実施すること。

京都、2012年11月8日

成果文書

ユース・ステートメント(仮訳)

私達は、2012年に日本の京都で実施されたユネスコ世界遺産ユース・プログラムに参加した。私達は、先人から引き継いだ世界遺産を保全・保護し、次の世代に引き継いでいく重要な責任を自らが担っているとの思いを世界の若者に代わって表明する。

私達は、社会の重要な一部を成し、地域の開発と繁栄に貢献することができる。私達は、地域の若者と世界の若者とを、また、伝統と現代とを結び付ける存在である。私達の前の世代は、私達に世界で最も傑出した遺産を保存するように促している。

私達は、遺産の管理、持続可能な観光、地域の開発及び地域の参画など、課題と懸念に取り組んでいくための十分な活力と熱意を持っている。私達は、社会と世界遺産との間の新しい関係を考えていきたい。

私達は、締約国に対し、世界遺産及び観光産業の双方を管理するための意思決定プロセスに、地域社会及び若者の参画を促進させるような仕組みを設けるように求める。地域社会と若者は、世界遺産登録と保存のプロセス全てに関与すべきである。

私達は、持続可能な観光の活動を促進するため、観光についてのより多くの教育プログラム及び手段が創出されることを提案する。私達は、責任ある観光のベスト・プラクティスは、世界の自然及び文化遺産を守ることの価値を伝えるものと信じる。

私達は、地域社会を関与させることによって、遺産のみならず、遺産の文化的文脈や歴史を振興することが望ましいと考える。地域に根づいている生きた遺産を振興することによって、私達は、世界遺産の価値に対して地域社会が貢献することを認識する。

管理計画は、若者そして地域で働く人々の雇用機会の創出を含むべきである。人材養成は若者がこうした職を前向きにとらえるために不可欠である。

私達は、国際的なボランティア活動を通じて、世界遺産の振興と保存に若者が参画する方法の一つとして、「世界遺産ボランティア」を認めるように締約国に対して要請する。

私達は、世界遺産の振興と保存において、若者と遺産に係わる関係者との間のコミュニケーションを促進するように締約国に求める。

2012年ユネスコ世界遺産ユース・プログラムの参加者である私達は、世界遺産の保存における若者のイニシアティブと参画を支援するように国際社会に要請する。世界遺産条約の将来は、私達若者とともにある。

京都、2012年11月6日

世界遺産条約採択40周年記念最終会合開催にご協力・ご支援を頂いた皆様

世界遺産条約採択40周年記念事業京都実行委員会
京都府
京都市
株式会社TBSテレビ
パナソニック株式会社
NHKエンタープライズ
新関西国際空港株式会社
株式会社インディペンデント・ウェブ・ジャーナル (IWJ)

世界遺産条約採択40周年記念行事実行委員会諮問委員 (あいうえお順、敬称略)
稲葉信子、岩槻邦男、岡田保良、熊谷嘉隆、河野俊行
佐藤禎一、土屋俊幸、西村幸夫、松浦晃一郎、吉田正人
日本イコモス国内委員会世界遺産条約特別委員会
IUCN日本委員会／WCPA日本委員会

ユースプログラムにご協力・ご支援を頂いた皆様

立命館大学(共催)
京都ライオンズクラブ
南丹市教育委員会
美山北村かやぶきの里保存会

世界遺産条約採択40周年記念最終会合報告書 2013年3月発行

本報告書は、記念講演、基調講演、パネリストの発表等、登壇者の発表及び会合の成果物をまとめたものです。英語あるいはフランス語で行われた発表については、本報告書において和文仮訳を掲載しています。
また、本報告書に掲載されている講演や発表の内容については、登壇者の個人的な意見に基づくものであり、会合を主催した日本政府の見解を反映したものではありません。



世界遺産条約採択40周年記念最終会合

